明治二十七年八月二十五日（第三種郵便物認可）

February 20th 1911.

Report of the Sericultural Association of Japan.

No. 228

大日本蠶絲會報

第貳百貳拾八號要目

▲優等賞の光榮を擔へる松井健次郎君▼
▲優等賞の光榮を擔へる桑木菊吉君▼

●四十三年蠶界通觀と四十四年蠶界の注意　農學士　本多岩次郎
●絲繭に就て　農學士　石渡繁胤
●桑園の耕耘　農學士　廣瀨次郎
●桑の心止蟲に就て　西川砂
●桑園の整理に就て　滋賀縣農會技師　館三之吉
●蠶桑縱談　豐進社蠶業學校教頭　藤島盈文
●過剩蠶種二百萬枚　國民黨政務調査委員　石田孫太郎
●佛教信者は蠶兒を飼育し得ざるか　文學博士　前田慧雲
●繭質統一の一例　農商務技師　松田昌德
●如何にせば生絲商標を完うし得べきか　原合名會社顧問　高橋信貞
●尚一言の語るべきものあり　生絲檢査所技師　稻生文策
●朝鮮蠶業の現況　三田伊三郎
●人造絹絲に關する調査　黑昂副領事　木島孝藏
●雨しげく濕氣多き年の秋蠶に於ける眠座乾し方に就ての實驗　地方獎勵委員　高木才介
●蠻蛆驅除法　農學士　明石弘

▲故掛川鐵哉君▼

TOKYO.
The Association ;
No. 18 Nishikicho Sanchome, Kanda, Japan.

中原式乾燥機の眞價は？

感謝狀

貴所製作ノ乾燥器ハ治四年
十年来十數度ノ拡張ヲ為シ使
セシニ兩種差ニ於ケル煩ヲ生ス
了拘一時商業ニ至ルモ繰詳敏
ナル佳良器械ノ安全ニシテ生命
操力強大ニシテ操作圓滑貴方ノ
苦傷ニ経費ヲ極廉ナラシメル事豈
所ノ作業上多大ノ利益ヲ得タリ
又ノ慣設ヲ以テ其ノ功勞ヲ
表彰シ感謝狀ヲ得ル所以也

小口組
[illegible]
中原式合資會社

東京市本所區德右衛門町三十四番地

中原式合資會社

電話浪花二二二六（電略ナカ）
（振替貯金口座壹六五〇四番）

此の如くして發輝しつゝあり！

本月十一日桂内閣總理大臣ヲ御前ニ召サセラレ左ノ勅語アリ併テ施藥救療ノ資トシテ金百五十萬圓ヲ賜フ旨仰出サレタリ

勅語

朕惟フニ世局ノ大勢ニ隨ヒ國運ノ伸張ヲ要スルコト方ニ急ニシテ經濟ノ狀況漸ニ革マリ人心動モスレハ其ノ歸向ヲ謬ラムトス政ヲ爲ス者宜ク深ク此ニ鑒ミ倍〻憂勤シテ業ヲ勸メ教ヲ敦クシ以テ健全ノ發達ヲ遂ケシムヘシ若夫レ無告ノ窮民ニシテ醫藥給セス天壽ヲ終フルコト能ハサルハ朕カ最軫念シテ措カサル所ナリ乃チ施藥救療以テ濟生ノ道ヲ弘メムトス茲ニ内帑ノ金ヲ出タシ其資ニ充テシム卿克ク朕カ意ヲ體シ宜キニ隨ヒ之ヲ措置シ永ク衆庶ヲシテ賴ル所アラシメムコトヲ期セヨ

大日本蠶絲會報

第貳百貳拾八號

目次

●鳥取支會第一回品評會に於て優等賞の光榮を擔はれたる松井桑木二氏の肖像

論叢

●四十三年蠶界通觀と四十四年蠶界の注意 …… 一―一八 農學士 本多岩次郎

●絲繭に就て 農學士 石渡繁胤

●桑園の耕耘 農學士 廣瀨郎

●桑の心止蟲に就て 西川次砂

集芳

●桑園の整理に就て …… 一九―二六 滋賀縣農會技師 館三之吉

●蠶桑縱談 殖産社蠶業學校教頭 藤島盈文

●過剰蠶種二百萬枚 國民黨政務調査委員 石田孫太郎

叩門

●佛教信者は蠶兒を飼育し得ざるか …… 二七―三九 文學博士 前田慧雲氏談

●繭質統一の實例 農商務技師 松田昌德氏談

●如何にせば生絲商標の効果を完うし得べきか 原合名會社顧問 高橋信貞氏談

●尚ほ一言の語るべきものあり 生絲檢査所技師 稻生文策氏談

疑響

●朝鮮蠶業の現況 …… 四〇―四六 三田伊三郎

●人造絹絲に關する調査 …… 四七―四八 里昂副領事 木島孝藏

實驗談

●雨しげく濕氣多き年の秋蠶に於ける眠座乾かし方に就いての實驗 …… 四八―五四 地方奬勵委員 高下才介

心影

●松井健次郎君 ●桑木菊吉君 ●故掛川敬君 …… 南獄 南獄

講演

●蠶蛆驅除法 …… 五四―五六 南獄

市國議會

●蠶絲業法案 …… 五七―六六 農學士 明石弘

蠶絲業界

●横濱市場 …… 六九―七〇

●紐育市場 …… 六五―六八

●里昂市場

問答

●業務卒敎培畑と桑園の關係に就き質問敎答 ●風穴種敎蠶兒の有實物に就き質問敎答 ●種繭敎蠶兒の鑑定に就き質問敎答 ●育蠶に就き質問敎答

會務錄事 …… 七〇―七三

●評議員會＝講師應選＝支會職員の囑託＝奬勵委員の囑託

蠶桑雜觀 …… 七三―七七

●工場法案 ●蠶絲業法案 ●蠶業講習所の開始 ●生絲檢査所月報 ●全國農具展覽會(四十八) ●長瀨蠶卵台紙製造業養產業組合を組織す(六十) ●蠶業家の表彰上田蠶絲專門學校入學試驗(三十七) ●七瀨嗣(四十六) ●實驗談數週(四十八) ●禁蠶商務官の渡米(五十) ●高等蠶業講習會(五十) ●蠶業繭賣品評會授賞式(五十) ●蕨掛の蠶兒掃立(七十) ●最近四年間の平均絲況(八十)

通信 …… 七七―七八 古藤泰助

●宮城縣の蠶業奬勵 ●蠶業海消滅 ●蠶界小誌 ●新刊紹介

明治四十三年十月鳥取支會品評會に於て優等賞の光榮を擔はれたる松井桑本二氏の肖像

Portrait de Monsieur K. Matsui, honoré de la médaille d'honneur au Concours industriel de notre Succursale de Tottori.

松井健次郎君

桑本菊吉君

桑本氏の蠶室

第六回總會稟告

來三月下旬　總裁殿下の台臨を仰ぎ本會第六回總會を東京市小石川區植物園に於て相開き候間會員諸君は陸續御來會相成度此段稟告致候也

追て當日の式順等詳細なる御案内は次號に於て可申上候

明治四十四年二月二十日

大日本蠶絲會

大日本蠶絲會報　第貳百貳拾八號

論叢

四十三年蠶界通觀と四十四年蠶界の注意

學藝委員
農學士　本多岩次郎

▲悲觀すべき現象

明治四十三年の我蠶絲業界は其前半季に於ては極めて平凡であつたが、後半季に入りて頗る悲觀を以て始まり遂に大なる樂觀を以て終つたものと云はねばならぬ、要するに悲喜交々相半にして斯くて一種の希望を本年に恰したのである、悲觀とは何ぞや過ぐる八月の頃に於ける關東北地方前古未曾有の大水害是である、殊に本邦蠶絲業の中心たる關東蠶繭は實に其悲慘の極に達したるもので、桑園の流失荒廢蠶室蠶具の浸水流亡は言ふも更なり當時恰も秋蠶飼育の眞最中にあるが故に大にしては蠶兒の遺棄流失となり、小にしては斷食乃至は育蠶手入の不充分となり養蠶家の蒙りたる損害は蓋し莫大の額に達したであらう、之が爲め著しく收繭を減じたる次第なりと雖も幸にして近年秋蠶事業の發展に伴ひ掃立數量の增加と、關西方面に於ける豐作とは統計上昨年に比して減殺なきのみならず、寧ろ多少增加の結果を得たるは不幸中の幸なりと云はねばならぬ、然れども之が爲め直接間接に蒙りたる國家の損害は實に莫大なるもので、近來に於ける本邦蠶業界の一大打擊と云はねばならぬ、是即昨年蠶界に於ける子が悲觀である。

▲樂觀すべき現象

次に昨年蠶界の樂觀とは何ぞや、即一月以來否三年越に沈み膠なりし絲價は新繭當時に於て稍其望みを囑すべきものがあつたにも拘らず、新絲期に入りて依然として振はず、寧ろ常に下押の趨勢を取りて甚だ面白からぬ成行を呈し、却て原料仕入當時の活氣は製絲家の爲に大なる被害を殘しなる現象を呈したのである、然るに十月に入りて以來稍や順調に進んで好況に向ひ、遂に十一月に入り益々活氣を呈し十二月に至り俄然奔騰して九月の最低に於ける最低八百二十五圓は十二月に於ける最高九百九十圓に達し今や千圓臺を突破せん形勢を示したりき、爰に於てか昨春以來悲境に沈みて殆んど浮ぶ瀬の望無き製絲業界は忽ち愁眉を開きて、遂に前半期に於ける缺損を補償して餘大に餘裕あるの好運に向ひたるは蠶業界の慶事にして、予が樂觀せし所であつた、試みに昨年度に於ける信州上一番格生絲の相場高低表を造らんか即ち左に示す所の如くである。

四十三年度信州上一番格相場月別表

	最高	最低
月次		
一月	八七〇	八六〇
二月	八五〇	八二〇
三月	八三五	八二五
四月	八五五	八三五
五月	八四〇	八二〇
六月	八七〇	八二五
七月	八七〇	八三五
八月	八五五	八三五
九月	八七〇	八二五
十月	九〇五	八四五
十一月	九六〇	八八〇
十二月	九六五	九六五

▲桑葉の增收……遂に之が處置に窮せん

次に四十四年の蠶界に就て見るに、所謂を逸べんとす。昨年度に於ける桑園の增收は如何、本年度に於ける增立數量は如何、本年度に於ける絲況の豫想は如何等の問題は當業者の念願に絡れも當業者の念願に絡れる問題であらう、是等の事項に就き適當なる解決を下さんこと蓋し容易の業ではない、又到底筆舌に盡く盡すとは出來ないが、其の一端を摘述して當業者に注意せやうと思ふのである。

昨年度に於ける關東北の蠶作は、本年の蠶上上に及ぼす影響は蓋し莫大のものであるけれども、之が復舊に事は着々として實行せられ、當業者又銳意桑園の增殖、肥培に勉めつゝあるが故に、其損害の程度を數字上に表はすことは出來ないが、增立數量を左右するが如き源影響を及ぼさざるものと信じて可らう然して去る明治三十八九年以來盛に植込みたる桑園は今や收業旺盛の時期に達せるが故に本年以後の桑園收穫は非常なる勢を以て增加すること豫想するに難くないのである、今最近五ヶ年間に於ける全國桑園反別を表示すれば左の如くである。

桑園反別累年比較表

三十八年	三三九、九七〇	
三十九年	三六四七一一七	
四十年	三九〇、八三七	
四十一年	四一二、四四四	
四十二年	四三二、九六六	

即三十八年以來約三割の增加を示せるを見る、夫れ桑園の增殖は養蠶の盛大を來し養蠶の盛況は收繭の增加となり、延いて生絲の生產額を多大ならしむるは自然の理勢なり、今之を最近五ヶ年の統計に徵するに即左表の如くである。

繭產額累年比較表

三十八年	二、七二三、三三三
三十九年	二、九七〇、七二七
四十年	三、四五六、九六七
四十一年	三、五三〇、一六八
四十二年	三、六二五、二二七

生絲輸出額累年比較表

三十八年	七、二四一、九〇〇
三十九年	一〇、三八三、六〇〇
四十年	九、二七二、七五五
四十一年	一、一四五、二四二
四十二年	一三、六四九、三七五

如斯本邦蠶絲業は年年長足の進歩をなし殆ど旋止する所を知らざるが如き好運に向みてをるが、本年度に於ける增立數量は勢ひ增加せなければならぬ、若し之に反して養蠶家が增立量を手控へんか、桑葉の過剩遂に之が處置に窮し、意外の損失を招くであらう。

而して之を前表桑園增殖の統計上より觀察するときは、本年度に於ける增立數量は勢ひ增加せなければならぬ、若し之に反して養蠶家が增立量を手控へんか、桑葉の過剩遂に之が處置に窮し、意外の損失を招くであらう。

▲本年の絲況如何

次に本年の絲況如何、是は儞ならぬ身の到底正確なる豫想をなすことは出來ないが、一昨々年以來破綻の悲境に沈淪せし米國機業界の狀態、延いて經濟界の恐慌は最早既に回復せるものと云ふべく、且一昨年以來絲價の低落は却て蠶界の好運となり、一般下流社會に於ける絹織物の需要を惹起し、以て普通實用品として大に需要の範圍を廣め益々本邦の生絲輸出貿易は發展の機運に向ふたから、相當の價格を以て好調に賣行くことは蓋し想像するに難くない、一昨年以來絲價の不振に關し或は生產過多を論ずるものがあるけれども、這は大に誤れる觀察で生絲の供給は次第に需要を充なすことの出來ないやうな趨勢を取つてをることは歐米に於ける各種の事情に通じたるもの丶夙に認識する所である、されば本年は昨年よりも一層好況を以て輸出貿易を迎ふると信じて疑はざる所である。

然れども生絲價格は他の織物原料に比して市價の高低常ならざることは、之を從來の統計に徵するも、又之が原因に就き各方面より考究するも明かなることであるから、必しも常時の價格を以て順調に經過するものとは思はれない、一變一轉常に曲線を畫きて進むものと豫定して豫め斯業の經營に任せねばならぬ。

之に就て予は養蠶家と製絲家に向て一言注意を要すべきものがある。

▲養蠶家と製絲家に注文あり

世の養蠶家往々絲況の如何に鑑み以て其掃立額を增減するものがあるけれども、是れ大なる誤である、夫れ養蠶をなすには先づ以て之が要素を講究し、而る後豫め之に備ふるの準備がなければならぬ、養蠶の要素とは何ぞ蠶種、桑園、蠶室蠶具、人夫等是れである、然るに是等の準備を充分に整へずして、當時絲況の良好に心醉し、漫然多量の掃立をなすが如きは既に事業の基礎を無視したるものであつて、危險此上なからう、又相當の準備あるものが一朝絲況の不振に遭遇し、之を以て掃立を減少して桑園を荒廢に歸し、蠶室蠶具を不用に屬せしむるが如きも亦斯業經濟の本旨を誤れるもので、其不利此上なからう、故に養蠶家は必ず、桑園、蠶種、蠶室、蠶具等各種の要素を完備したる上之に相當せる蟻量は必ず掃立つるの覺悟がなければならぬ、絲況の如何に據りて掃立を增減するやうな實に危險なる無謀の舉に出ぬことを切に希望して止まぬのである。

次に製絲家に一言を要すべきは一昨年の如き普通絲（上一番格）と優等絲（エキストラ格）との價格の差實に參百圓內外にも達せんとする場合に臨みては、從來普通絲製造方針を取りたる製絲家が急に其方針を一變して優等絲の製造を企て又昨今の如く普通絲と優等絲の價格の開き僅かに四五十圓なるに際しては、又復方針再變して普通絲の製造方針に變ずるが如く、或は又細絲の賣行好況に際しては細絲を製造し太絲の賣行好況なるに當りては太絲の製造に方針を變ずるが如く所謂朝變暮改殆んど歸する所を知らざるが如き、輕卒の舉に出づることは戒めねばならぬ。

夫れ普通絲と優等絲を製する場合或は細絲と太絲を製する場合とは其原料の選擇及處理、製造並管理の方法等自ら差異あるものなるが故に、同一の原料並に工場、器械と同一の管理者及工女を以て、昨は優等絲を製し、今は普通絲に改め、或は又朝に太絲を製し、夕に細絲を製するが如きは到底實行し難きのみならず、假令之を行ひ得るとするも經濟上甚だ不利の地位に立たねばならぬ、之が爲め遂に事業中止或は倒產の厄に罹るもの世間往々其例に乏しくない、生絲は其品位の普通なるものと優等なるものと並に太絲と細絲とを問はず、夫々需要の範圍のあるもので、時により場合により兩者價格の差異に著しき變動を來すべきことあるは蓋し免れぬことであるから、之によりて製造方針を變更するが如き輕舉妄動に出づることは固く之を戒めねばならぬ、而して尙進んで生產費の輕減と製品の改善とに力を盡し品質佳良の生絲を廉價にて供給するに至らば、社會を裨益すること實に大なるものと云ふべく、如斯にして我國が世界の最大蠶絲國として歐米各國の市場に於ける競爭に打勝ち、我蠶絲業の基礎をして益々鞏固ならしめ、且安定の地位に置くものと云はねばならぬ。

▲製絲企業者に希望

偖終りに臨み一言を要すべきものがある凡そ製絲業は之を一般工業上より觀察する時は、普通工業に屬する製造業にあるけれども、他の工業に比し絲況の變轉常ならず、而かも其變動の範圍著しき者がある、且つ營業に要する原料を一時に購入貯藏せねばならぬ事情があるから、原料價格は遠く將來の絲價を見越して定めねばならぬ危險の伴ふ者である故に、之が爲め遂に製絲業を一種の投機的事業視する者さへあり當業者中往々投機的觀念を以て斯業の經營を企つる者のあるのは洵に悲むべきことである夫れ絲價の變動は時に異常の波瀾を以て進退することがあるけれども、十年平均して常に略々劃一の徑路を取れる傾向のあることは統計の示すところによりて明かである、されば製絲業は一般工業の如く實に確實なる眞正なる工業と云はねばならぬ、故に當業者中常に商機に投ぜんことにのみ腐心して斯業の經營をなすものは多くは創業二三年ならずして遂に倒產の厄に罹り、之に反して工業經濟を達觀し、絲況の如何を顧みるの遑なく、製品の成行實に委し、或は一定の期間を限りて先約束をなし、常に孜々汲々として製造技術の練磨管理完備の講究に怠らず、依て以て生產費の減殺と製品の改善に滿腔の熱誠を盡して斯業の經營をなすものは、遂に經濟の基礎を確立して成功の域に達するを見るのである。

予は全國の製絲企業者をして舉て此方針に出でんことを希ふのである、如斯本邦製絲業をして眞に純正なる工業的に發達せしめんには、先以て之に適當なる技術者並に管理者の養成を必要とするのである、幸に政府に於ては過ぐる三十五年より東京蠶業講習所に製絲に關する試驗研究及講習を開始し高等なる學術の教育を施して人物の養成に勉め今又蠶絲專

門學校の起るあり て製絲に關する高等教育を行はんとするのである、企業者宜しく是等卒業生を利用して經營の本末を誤らぬやうにせられたい。

以上述べたやうに、昨四十三年の本邦蠶絲業に悲喜交々至りて一部大打撃を蒙つたるものもあるけれども全國に於ける生産、狀態並に輸出貿易の好調は我國家經濟をして圓滑の

絲繭に就て（前承）

學士會員
農學士　石渡繁胤

▲ロンドー氏の著書

斯の如き有樣なるを以て、年々本種の蚕質を檢したれ共顯る良好にして見るべき者あり、明治二十六年の飼育に係る繭の優等なるものを採りて一粒試驗を行ひたるに、上繭の絲丈は檢尺器六百二十二回にして、絲總百一回「デニール」、平均〇、デニール六三、檢尺器四百回に對する二「デニール」五二なりしと、是れ最近成績なり。

ロンドー氏の著書に曰く

日本種には白繭と黄繭あり黄繭は用ひらるゝこと少なき種類なり、然れ共此種は蚕質強壯なりとす、黄繭種と白繭種との交配によりて絲繭なるものを生ずと、黄繭は金蠶なる名稱によりて之れが記載あり、カケアワセなる一化性の繭種と一化性の黄繭種との交配によりて生じたるものなり。

カケアワセなる二化の絲繭は一化の絲繭と二化の白繭との交配物なり、斯の如く絲繭は交配によりて生ずと雖も其原因は不明なり。

一化　白繭　絲繭　黄繭
二化　白繭　絲繭
掛合　白繭

又曰く絲繭は野生の絲繭のものと一化白繭の交配によりて生ず、之れは上州藤岡ホリモリノスケによりて得られたるものなり。

絲繭種は漸次減少して白繭種となる、一化性の帶絲白繭は信州小縣に多くあり、其他平坦地高温地に多し、又上野國佐位郡山地に於ても同樣の種類あり。

奥州の伊達の山地に於ては薄絲繭及極めて薄き絲繭の二種あり。

▲桑蠶と家蠶との交配

維新前に於て黄繭種の存在せしは明かである而して其黄繭種の如何にして生ぜしや、單に野蠶との交配によりて生ぜしとする説を得べきか。

今桑蠶と家蠶とを交配せしひとき第一代に於て桑蠶と同一色なる繭が得らるゝ、即ち全部淡黄色である、第二代に於ては白繭と黄繭とに分解する黄繭は優性にしてメンデル氏遺傳の法則に從ひて傳する、其分解する黄繭中稻絲繭色を帶びたるものがある之れから推すときは右の内より選出したるものと見るも可ならん然れども昔時の人が如何なる順序によりて之れを得たるかは不明である、外山博士は曰く

「著者の得たる事實と比較するときは異りたる點多く且如何にして其の性質を固定したるや其方法も明かならざれば、果して野蠶と桑蠶との交雜が絲繭種の原因なるや否や今俄に之を斷ずべからず」と、然れども家蠶と桑蠶との交雜第一代の繭に就て曰く「樽子狀にして其色淡綠黄色を呈し桑蠶よりも鮮美なり、中央に縦の振跡を有するものと有せざるものとあり、大さは野蠶より大なれども、家蠶に比するときは小なり、而して其馬國に多く蚕の繰毛あることは桑蠶にこと なる こと なし、故に黄色及樽子形は優性にして白色及普通の楕圓形は劣性なり、然れども樽子形の形の楕圓形との交雜の結果は多く樽子形の性質を混ずれども、多少楕圓形の性質をも混ずれども、故に一種の「こぬりをくりにつく」と稱して差支へなかるべし」又曰く「著者が從來得たる結果によれども白繭種とくはしたる交雜種より は淡き綠色をなしたるものゝ外普通の青色の青白色の如き濃色のものを得たることなし、此淡綠繭が果積陶法の結果によりて純粹の青白色となるか否やは未だ明かならず」

信州下伊那郡伊賀良村耳長蚕業組織養蚕改良會

▲絲繭と黄繭又は白繭との交配

次に余が實驗したる絲繭と黄繭と白繭の交配の結果を掲げて

見よう

㊀韓國二眠蠶（絲繭）と四川三眠蠶（黄繭）

第一代　一、全部黄却

二、一七八頭は黄脚　三頭は白脚

備考本試驗に於て白脚は絲繭となすものである

第二代

一の一	白脚一〇八		黄脚二七〇	計三七八	
一の二	同	五一	同 一七二	計二二三	
一の三	同	五八	同 一九七	計二五五	
二の黄脚一	白脚六七		黄脚一九五	計二六二	
同	二	同 七五	同 二三三	同三〇八	
同	三	同 七五	同 二二二	同二九七	

肉色繭少數を出す

㊁清二十號（白繭）と韓三眠蠶（絲繭）

全部の上族となさずと雖も上族じたるものは何れの中央稍窪ある韓三眠蠶形の絲繭で中には支那種風の形をなしたるものがあつた。

第一代　白繭絲繭又は其中間のもの或は笹色繭をも生じた。

㊂韓國三眠蠶（絲繭）清二十號（白繭）

第一代　上族じたるもの全部絲繭。

第二代　白繭　絲繭　淡絲繭に分解した。

㊃清二十三號（白繭）韓國三眠蠶（絲繭）

第一代　全部絲繭である。

第二代　白繭と絲繭に分れた。

又日本白繭（二化性白繭）と桑蠶繭を交配せるに第一代は繭の形狀は小にして桑蠶と家蠶の中間のもので頗る桑蠶繭に類似した、繭色は全部桑蠶繭の色である。第二代に於ては白繭と淡黄繭とに分解した稍、絲色を帶たものを得た。

絲繭の起原に就ては大に研究を要すべき事項である。

▲着色繭に關する解剖上の實驗

繭の解剖上着色繭に就て驗するところ左の如くである、『繭は白繭又黄繭其他の着色を有するものあり繭に着色あるは其繭をなす蠶絲の着色を有するによるものなり、而して其蠶絲の色を有するは其外部を被ふ絲膠の色に基くものにして着色ある絲も之を絲糸するときは殆ど其色を消失するものなり、又其色は稚色し易く、着色繭又蠶色生絲の標本は白繭黄繭あるに就ては其別の因て生ずる所未だ之を明かにすることを得ずと雖も、今野生の狀態に就て考ふるときは、多少の着色あるは生存上必要なる事柄なるべしの如きは、然れども家蠶は生存上必要なる事柄なるべしの如きは、然れども家宅内に飼育せらるゝに至りては其必要なくして、白色の其他各種の着色あるものゝ生存するに至れるなれば、故に現今飼育せらるゝものゝ内に就ては、各種の繭色を有するものあり、即ち黄金、綠、桃、肉等の着色あり。

佛國モンペリエー蠶業講習所ランベール氏は此問題に對し白繭種は絲繭種又は黄繭種より出たるものなるや、又は特に出たる別種なりやは一つの問題なりとす、而して歐州種中

白繭種にても、亦其絲線に極めて淡き着色あるものあり、且支那種の無色なる絲線と雖も之を蠶體より解剖し出し暫時放置するときは、綠、黄、暗褐の色を帶ぶるに至るものなり、由之之觀ときは支那なる白繭は絲繭より出たるものにして、歐州の白繭も又黄繭より出たるものなりと云ふを得べし。

今歐州種の着色繭と本邦若しくは支那の着色繭とを比較するに、歐州の繭は繭層の内部は着色濃厚にして外部は淡薄なり、本邦、支那種の着色繭は外層濃厚にして内層は淡薄なり、支那種は然れども歐州の如く故に絲の後に於て歐州種の生絲は着色濃厚なるも、本邦、支那白又は青繭の生絲は殆ど着色なるが如し。

歐羅巴種　繭外層の色

伊一號	淡黄褐黄
同	同
伊二號	淡赤褐黄
伊四號	淡黄赤色
ドーレー	淡黄褐黄
アルプス	淡褐黄
黑蛟	淡褐黄
パール	淡褐黄
苟後黄繭	淡褐黄

支那種

支那金	金
支那黄	淡褐黄
清十號	淡褐黄
日本種	
青繭	淡綠黄
黄繭	淡綠黄
交配種	淡綠黄
伊國種上支那金黄	淡綠黄

繭色内外淡濃不定にして或は内淡外濃又は内外殆ど同一なるもあり其中間層濃さもあり

伊黄と伊紅綠白　内淡外濃にして内淡外濃又は内外殆ども同一なるもあり

伊黄と支那白　内淡外濃にして内淡外濃又は内外殆ども同一なるもあり

ならん（繭の形狀は東洋種に類す）

伊黄と支那白　内淡外濃金黄色（形狀は支那繭）

伊黄と日本白　淡黄褐

伊一號	無疵絲赤褐（脚白き者）	黄	金黄（脚白き者）淡黄
伊二號	同	黄	金黄
伊四號	同	黄	金黄
ヒンニー繭	同（色は伊に少し劣るものあり）	黄	淡黄

支那種　名　色　絲線の色

支那金黄	無疵絲淡黄	金黄（黄蠟）	
支那黄繭	同	金黄	
清十號	同　柳赤	金黄	
清二十三號	同　柳白	淡黄	
日本種			
青　白	無疵絲白	極淡綠	
青　鳥	有疵絲白	淡綠	
交配種			
伊黄と支那金黄	無疵絲に赤白あり	金黄（脚白き者は極淡黄）	若色濃不定後流しなるもあり又平等なる目をなしたるものあり
伊黄と伊紅綠白	無疵絲赤	金黄（脚白き者）	中部絲綠後部黄色
伊黄と支那白	無疵絲赤	金黄（脚白き者は極淡黄）	中部絲綠後部黄色
伊黄と日本白	有疵絲赤褐	中部絲綠淡黄	中部絲綠後部黄色流後

繭の來部遠

中部絲綠極淡黄
中部絲綠一眠繭より
以下着色後部絲綠
無色

中部絲綠の前部少許り除色濃くより色濃く中部絲綠の後部黄色より色濃く中部絲綠の前部に流れ後部に流れ無色

若色濃不定にして中部絲綠後部黄色少しく有す但前部絲綠淡黄色

中部絲綠の後部流しなるもあり又平等なる目をなしたるものあり

桑園の耕耘（承前）

農學士　廣瀬次郎

▲去勢したる牛馬を用ゆべし

既に普通作物を栽培するに畜力を利用する地方にては、是非桑園にも其適用を工夫せらるべく、未だ之を行はざる所でも若し農家が多少の馬の取扱に經驗あらば、馬耕にせらるゝが宜しい、然しながら全く家畜、飼養に經驗なき人は牛を採用せらるべし、牛は馬よりも遲鈍で完全に仕事が出來ぬと云ふは牛肉の味を知るも未だ其の性質に通ぜざる說で、二人掛りで一頭の牛を逐ひ廻すのでは此の考へが起る、然し之は牛が遲鈍では無く使ふ人が遲鈍なるが爲ならん、稻や麥の如き普通作物及び藍や、麻の如き工藝作物の整地中耕より、桑、茶果樹、桑園の耕耘に至るまで一人の農夫に、牛を使役せしむるに何等の不便を見ぬ、歐羅巴でも牛馬を兩用する所もあり又は其一を專用する所もある、佛蘭西の南部即ち養蠶地は馬耕で北部伊太利の養蠶地は牛耕が多い、牧草や麥類を刈取る機械を運轉させるには必らず馬を用ゆるが、整地、播種、施肥、中耕には步行が遲くとも牛で差支ない、況んや買入代價及び飼育費低廉にして、後日に到り肉用として相當の價格に賣却し得べきことゝ、狹小なる田畑の使用に堪ゆることは牛の特長で我が農家の採用すべき要件である、西洋で牛耕を行ふ地方では運搬用に馬を用ゐ、馬耕地方では之に反して牛車を用ゐて居る、何れも別段の理由なく古來の習慣に過ぎぬ馬具及び牛具は追々改良せられ畜力を遺漏なく使役し得べき裝置が發明される、但し急を要する荷物の運送は必らず馬車で、馬を買ひ得ざる小農は驢馬又は騾馬を用ゐ、北歐諸國にては犬車を用ゆる。騾馬は驢と馬との雜種で清國にも多い、岡島農學士も養蠶家に其使用を勸告せられた、强健で粗食に堪え體力は日本在來の馬に劣らぬ、農用に牝牛馬を養っても繁殖の目的なき者は騾を飼育するが得策である、犂を牽かせることも出來る、但し我國に未だ驢が少なき故に騾を安價に生産せしめ難きは殘念である、現今は牛馬の中で選まねばならぬが、何れにしても去勢したる牡を良しとす。去勢したるものは勞働に堪へぬと云ふは、猛獸的の家畜を見慣れし弊習で實際は牝よりも遙かに使役し易い、九州南部の乘合馬車が乘心地好きは當局者多年奬勵の結果に依り、馬匹は概ね去勢せられ性質は柔順となり、長途の馳驅にも疲勞せざる爲である、牛でも幼時に去勢すれば突き又は蹴る惡僻を失ひ、夏季連日勞働させても瘠せぬ、其肉は老年に及ぶも硬化せず牝肉と同樣の味を保つ、歐洲の南方や北清滿洲では牛馬騾驢を一輛の車又は一個の犂に附けて、牽かせて行く者もある、之は全く去勢の效果で決して荒れる心配は無い。

▲桑園の間作を試むべし

廣大なる桑園を有し田畑少なくして家畜の飼育に供すべき飼料及び敷藁に缺乏する地方では、動物飼育に困難なるべきも此の如き場合に勞働賃が特別に低廉なるか、或は步桑として桑葉を高價に販賣し得ぬ限りは、收支計算上利益あるや否や疑はしい、桑園反別多くして收穫量之れに伴はぬ場合には、其發育不良なる場所は斷然引拔きて牧草地とするか、否らざれば桑條伐採後の耕耘を終らば直に大豆、燕麥、或は玉蜀黍を播種して青刈にして飼料を作らるべし、青刈大豆は其儘桑畑に鋤き込み又は堆肥として用ゆれば地力を增進せしめ大に桑の生長を良くする、福島縣の蠶業學校では大豆の間作をして好結果を擧げ三尺以上に伸びたるものがある、

獨國ヱンベリー地方の葡萄園（五月初旬の景）

燕麥や玉蜀黍の青刈では地力を增進せぬが、桑や稻の肥料として多く用ゐらるゝ大豆粕と共に、家畜の飼料として其の厩肥を用ゆれば、大豆粕の肥料價値を少しも減損することなくして、家畜を養ふことが出來る、明治三十七八年戰役以後は殆んど政略的に桑園の擴張に勉め、繭價の下落に遇ひ此流行が一時止んで居るが、近頃の狀況では又々增す樣子である、中には世間の惰性に運はれ損益を考へずに桑苗を植付ける者もあるが今は決して桑園の增加を圖るべき秋には非らず、其整理に勉むべき時代である、植付反別を廣くして肥料や管理に困り、高價なる鯡粕を用ゐ日給五十錢内外の臨時農夫を雇入れ、遲れ勝ちに手入れをするよりも、自家經營の力量に鑑みて相當の程度に止め、若し資力と技倆に富み大規模の養蠶を行ふも勝算の確かなる勇者に限り、奮勵擴張すべきである

獨國地方の農家用蠶室

古真き話であるが一枚の掃立て毎年好結果を收むる者が、五六枚も掃立ると失敗することがある、否らざるも充分の純益を擧げ得ざる者あり、自身に蠶見を飼ふことは巧みなるも、人を使役する術が拙なるからである、桑園の管理も之と同樣で栽培費を節減ならしめ、而して相應に繁茂せしむるには、多少經營の才を要する、牛馬耕は此關係を幾分か薄くして、廣大なる桑畑を管理するに手入れの時期を過ち、又は原人が深耕すべき所を淺くする類事を防ぐことが出來ち、園内に青刈大豆を間作するは牛馬耕實行の有無に拘はらず、肥料の經濟を助ける大豆以外の豆科植物例へば、紫雲英や首蓿も土地を肥沃ならしむる効あれども、間作として蚕支へへ無きかは未だ實見せぬ、若し既に好成績を得たる方あらば御公表を願ひ、伊太利や佛蘭西で農夫の日給が、圓五十錢乃至二圓なるにも拘らず扱う桑園ち業が一貫人、九錢で我國の相場の殆んと半額に止まることは、蠶業が自然に任に當る人士の忘るる可らざる事項である、彼と同額に下等せしめうとも、今日の相場以上に桑業の生産費を勝貴せしめぬ方策を考へねばならぬ。（完）

桑の心止蟲に就て

別名　桑芽の玉蠅
桑の止心蠅

西川　砂

▲研究の來歴

養蠶業の發達に伴れて、桑法は漸次改良せられ、從つて桑は他の農作物に比べて滋養に富み蠶兒の食料によく適する樣になつた、其反動として蠶兒ならぬ野外の昆蟲が、是に向つて襲來することが甚だしくなるは、理の當然で、近時桑樹の目新らしき害蟲を認むることが多いのは、蓋し是が爲めであらう、之れ自然界の原則で一利あれば必ず一害の伴はるは、數の免れざるところで已を得ぬが、桑の心止蟲の如きは去る三十七年七月余は始めて是を發見し世に紹介したが、其以來該蟲も亦益々加害の度を高めて今や桑樹の一大害蟲となり、世人の注意を惹するところとなつた、余は爾來研究の歩を進めて七ヶ年と云ふ日子を費したが、其經過智識及び驅除法並に其大要を記し、大方の教を乞ふと共に、天下の識者の御教を願ふ。

桑の心止蟲を去る三十七年發見した蟲は、同年六月岐阜縣東濃地方を旅行したるとき、路上桑梢の芽が珍らしく屈曲して發育を妨げられたるものあるを認め、調査し、土岐郡平原村に寄しした、其時望まれて桑樹害蟲の講話を試みたるに、席上に於て二三の當業者より、該害虫を以て質問に接したるも、是を說明することが出來なかつた、併し此地は四五年前より該害が甚だしいと聞いた故、此所で研究に着手し、幼蟲のみは發見したるも、他の蛹成蟲卵がドーしても羽らん、何ぞ卒して、其以來是が研究に寄心し、其を得る毎に歡世の該害地に出張し、其地に於て種々なる方法に依て飼育、調査をなし、或ば幼蟲を採集し、歸りて研究を行ひたるも、何分公務の餘暇が少ないと該害地方と余の住所とは懸離して居て、意の如く調査することが出來ぬ爲め、遂ひ七ヶ年も經ん間に過ぎ此一小蟲の調査に斯く長日月を要した次第である。

秋田縣第六回蠶業共進會陰内町吹瓦組合出品陳列場の光景

茲に此蟲研究の沿革に就ては如何と云ふに、大要は左の如くなつて居る。

一、明治三十七年七月余は養蚕で名高き岐阜縣土岐郡に於て調査し、該幼蟲を發見し、桑の心止蟲と命名した。

二、同年八月下旬愛知縣稲島蠶試一氏は大日本蠶絲會報上に於て發表して曰く、此時、山羊樹種、家桑の近傍の桑樹が最も多く被害せられて、其發育が妨げらるゝ、是が調査すると、孔色を帶べる蛹が密生して居るも此蛹殼であらう、而して是が十分成長するときは橙色に變じて蛹化する、其成蟲は唐目百棒象科に屬する百棒象の一種なりと論じられた。

三、明治三十八年二月余は名和昆蟲研究所發行の昆蟲世界及び岐阜縣農會報上に於て前年調査したる該幼蟲の形態及び習性並びに被害の狀況、並に驅除豫防に關する意見を發表した。

四、同三十九年二月余は昆蟲世界及び岐阜縣農會報上に於て、惹起郡地方の被害狀態を調査し、該蟲の繁殖力の偉大べからざるを報じた。

五、同三十九年八月岐阜縣農會報雜誌中、近來桑園に見る桑の心止りは、ナホロコウイ

（桑浮塵子の被害で、此驅除法としては其卵塊を除殺するにありと記載せられた。

六、同年八月分金は岐阜縣第四課及び名和昆蟲研究所に送付し、且つ桑の形態より推するに雙翅目に屬する者なりと鑑定を附し、驅除の必要を具申した。

七、同年九月名和昆蟲研究所名和靖博士には、岐阜縣産業組合報上に於て、桑の心止りに食ては、實地調査をなさるも、後來鑑氏の研究に、

イ、鰐島眞一氏の有物目蚊科に屬する説。

ロ、余（西川）の雙翅目に屬する説。

ハ、岐阜縣産業組合報上の中物目浮塵子科に屬するオホコバイの加害説。

有三説であるが、曾慈がある、余（西川）の發見せる鰐島は其記事より推すときは或は繊目に屬する者にあらざると記載せられた。

八、同年十一月東京蠶業講習所第四部氏は岐阜縣産業組合報上に於て、桑の心止蟲は岐阜縣のみならず、茨城岡山等にも認める、其被害も多くない、該蟲の見蟲學上の位置は岐阜縣に發生する者が極めて小さき虻狀なりして幾種ありと云ふ點より見れば、雙翅目蟲形類科に屬する者で、來國に於て、有名なる小蚋の害蟲ヘシアン蠅等な類する近縁の者であろうと、蟲形類科に關する一論を報じられた。

九、同四十一年十月加藤知正氏は自著蠶業大辞書中に、從年岐阜愛知地方に現出して、底に桑樹を害する桑の心止蟲は害が微小で、七八月發生して、桑芽に寄生し、其發育を停止せしむるもので、其幼蟲は微小で、久しく幾乗するが爲め、雄蟲が極めて稀である云々及び成蟲幼蟲の解説を記載せられた。

十、同四十二年五月明石、農學士著の蠶業害蟲篇中は惡芽の玉蜀黍題し、其本蟲學校教授田邊氏の研究せられる者なりとして、成蟲幼蟲蛹の形態及び其經過習性を記し、幼蟲は八月頃色園に現れ老熟するときは蛹殼環狀に屈曲して土中に入り、繭を作り蛹形の繭を營み、蛹化後二週間前後で羽化産卵すると云ふ説ある。

此蟲に關する研究の來歴は先づ右の如くである、元來此蟲は體が微小であるに拘らず加害の程度傷るべからざると一新種であるだけに調査に從事する人も中々多く從つて種々なる調査成績又は意見があつた、此外隨分散逸なる説も見た樣であるが、是に對して一々彼れ此れと評するも如何はし難く思ふ故は省略し余の調査せるところを順次頃を別ちて記述しようと思ふ。

▲桑の心止蟲の形態

偖此蟲は完全變態を行ふ者にして其見蟲學上に於ける位置は左の如くである。

雙翅目　蟲類蠅科　桑の心止蟲

（一）成蟲

（イ）雌　體長六厘翅の開張一分二厘内外で一目小さき紋狀を成し、體の全面に軟毛を生じ淡橙色にして翅は大きく其基部に接して暗色の斑紋を裝ひ、觸角及び脚は極めて長い其詳細は左の如くである。

頭部後方に粗毛を生じ複眼は極めて大きく墨色にして頭部の大部分を占め觸肢は念珠狀で二十五節より成り末端節は尖り基部の四節及び第六節以下の隔節は長方形に膨大し各節の二ケ所より規則正しく粗毛を生じて居る下唇鬚第四節より成りて稍々長く粗毛を生じ口吻は太くして前方に突出し、淡橙色にして赤粗毛がある。

胸部前後胸は小さく、中胸は發達して大きく、中央に二本の縱溝を生じ其へ暗褐色にして、中胸後胸は大きく無色である、前翅は楕狀にして大きく、基部に暗色の大なる横斑を裝ひ、翅脈の數は僅少にして、前縁脈は翅の基部に近く助脈と

桑の心止蟲に就て

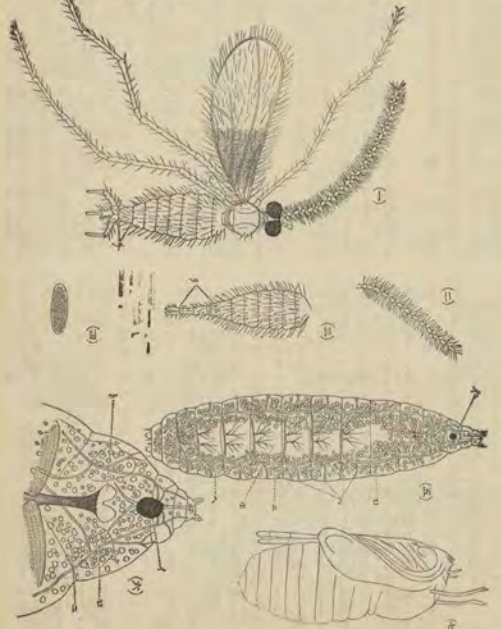

相合して外緣に走り、亞前緣脈と合一して後脈は二條に分枝して長く、且大きく、基部は略形を成し、先端は棍棒狀にして毛を生じて居る。脚は極めて長く翅轉節は圓く、腿節脛節は細く、第二節は其長さ腿節の五節より成りて、第一節は特に短かく、第二節は其長さ腿節の五節と殆ど同じく、第四五節は漸次其長さを減じ、第五節の末端には二本の小さき爪がある。

腹部は十二節より成り、第一節乃至第七節は細く長くして管狀をなし、第八九節の末端は長く軟毛を生ずれども、第八節乃至第十二節は細毛を生じ常に第七節中に收むるが故に一見附屬器は第七節より生ずる樣に見ゆる。

（ロ）雄　雌と異れる點は左の如くである。

觸鬚は五十節より成りて雌より長く、第一二三節及び第五節以下の隔節は膨大し、現則正しく粗毛及び輪狀を成せる毛を生じ、殊に膨大節の第五節以下隔節の者は其大さ他の二倍あり、粗毛は極めて多く且つ長い。

腹部は十節より成りて後方に至るに從ひて細く、第一節乃至第七節は粗毛を生ずれども、第八節は短毛を生じ常に第七節中に收め、第九節は略形を呈し、背面に各一對づゝの突起を有し、第十節は略形を呈し、背面に各一對づゝの突起を有し、第九節の兩側及び第十節の腹面よりは大なる生殖器を生じ、殊に第九節の者は大にして第一節には粗毛を生じて居る。

（二）卵

一頭の雌蟲は二十二粒乃至二十八粒を產卵し、卵は肉眼を以て下に向て辛じて認むることが出來る位の微小にして、是を顯微鏡に照すときは長楕圓形を成し長さ半厘内外にして、卵殼は薄く透明で內部をも透視し得る其初めは、顆粒體を以て充して居るやうである。

（三）幼蟲

體は鯉狀にして十分成長するときは體長七八厘に達し乳白色で其中央に線色（部は褐色に變ずるも常に黃色）を呈し頭部は微銳下に照すときは體は前方に至るに從ひて細くなり多くの脂肪球を透視し微の中央に其線（色）部を有す

蓋頭部の兩角に桑葉の液を吸收して胃囊中に充せるときは稍々突起し其外側に四個の小突起を有す

胸骨は其外側に四個の中央に黃色の小突起を有し、其內方の一對は最も大にして各內方突起がある、此等の突起は是を胸骨に掛けて側面に存す

體皮は透明なるが故に體內の諸機關を透視することは容易なれども、他に亞前緣に沿て曾圓形を成し且つ黑色である。

是を背面より檢するときは黑色になる大なる環狀の紐球（？）

節に一對づゝを存し、第七節乃至第十四節及び第七節乃至第十四節の者は側面に存す

第七節乃至第十四節の者は是を胸骨に掛けて第十四節の亞背線には縱

走氣管を走らせ外方は分枝して氣門に連り、內方は環節の後方に於て左右の氣管合一す、前方は第一氣門より分枝して一つは前方に進み、其氣管の三は縱環內に進入し、他は後方に屈曲して左右相對して分枝す、又後方は第九氣門に終る。

▲經過習性

年に四回の發生を成す者にして降雨多き生を送ふする者で、幼蟲の第一回は六月下旬乃至七月上旬、第二回は七月下旬乃至八月上旬、第三回は八月下旬乃至九月上旬、第四回は九月下旬頃發生する者である。

此蟲は常に桑の頂芽中に現出して其液を吸收して發育する者にして、一芽中一頭乃至七八頭を棲息す、蟲は卵中に孵化して、一頭の幼蟲は頭部に向て體節に沿て進み、第三節に達せんとするときは頭部に環狀の突起を第四節に存し、尾端の突起に存ずる胸骨に掛り懸垂する者にして、是を平坦の場所に往々七八寸の距離に達することがある。

而して幼蟲の十分成長するに終に地上に下り、瞬時にして土中二三分の所に蟄伏す。

此後に、三四日間は存じて、土中で蛹化し、蛹殼は褐色に變じ、色部僅少と成るも、尚ほ胃囊中には橫線液を充して綠色を呈するときは乳白色部は褐色に變じ、色部僅少と成るも、尚ほ胃囊中には橫線液を充して綠色を呈する者があり、蛹殼は三對の脚を有し、翅は、最も發達して大きく、第四節の中間に達し、其基部よりは極めて長く弓狀に彎曲せる褐色の角狀突起が一對ある、蛹殼は九環節より成り、其後方に至る程細く、第九節は特に長く、且大きく、其後方に向ほ一頭頂に起りて長く翅稍上を縱走して居る。

前後胸は小さく、中胸部は最も發達して大きく翅稍上に達し、其基部よりは極めて長く弓狀に彎曲せる褐色の角狀突起が一對ある、蛹殼は九環節より成り、其後方に至る程細く、第九節は特に長く、且大きく、其後方に向ほ一頭頂に起りて長く翅稍上を縱走して居る。

前後胸は小さく、中胸部は最も發達して大きく翅稍上に達し、其基部よりは極めて長く弓狀に彎曲せる褐色の角狀突起が一對ある、蛹殼は九環節より成り、其後方に至る程細く、第九節は特に長く、且大きく、其後方に向ほ一頭頂に起りて長く翅稍上を縱走して居る。

腹部は九環節より成り、第一節は特に短かく、第二節は其長さ腿節の五節と殆ど同じく、第四五節は漸次其長さを減じ、第五節の末端は二條に分枝して第一節には粗毛を生じて居る。

（ロ）蛹

體長四厘內外にして極めて細長く、頭部は左の如くである。

頭部に一對の突起を有し、其後方に向ほ一頭頂に起りて長く翅稍上を縱走して居る。

前後胸は小さく、中胸部は最も發達して大きく翅稍上に達し、其基部よりは極めて長く弓狀に彎曲せる褐色の角狀突起が一對ある、蛹殼は九環節より成り、其後方に至る程細く、第九節は特に長く、且大きく、其後方に向ほ一頭頂に起りて長く翅稍上を縱走して居る。

腹部は九環節より成り、第一節は特に短かく、第二節は其長さ腿節の五節と殆ど同じく、第四五節は漸次其長さを減じ、第五節の末端は二條に分枝して第一節には粗毛を生じて居る。

す、斯くて間もなく一種の分泌物を出して脆弱なる繭を營む繭は汚色なるも、中に橙色の該蟲を存するを以て稍々淡褐色を呈し、土に染まれるが故に一見小さき土塊の如くである、而して幼蟲が土中に蟄伏せる後六七日にして蛹化し、其後六日乃至十日を經て夕影（五、六、七時頃）盛に羽化して現出す其蛹の羽化せんとするときは先づ繭中を脫して恰も蟬の如く地上に這ひ上りて羽化する者なるが故に、羽化後地上には白色の蛹殼を認むるのである。

羽化したる成蟲は暫時靜止の後體の健康となれるを俟ちて活潑に飛翔し去るもので、燈火を慕ふ性あるを見る、斯くて桑園に至りて桑の頂芽に二三粒乃至七八粒づゝ産卵し、三日內外にして斃れ、卵仔は二三日で孵化し、小蛆となり、桑芽中に寄生して其液を吸收し、七日內外にして老熟するに至り土中に入りて營繭化蛹すること前述の如くであるが、第四回目の幼蟲は繭中に蟄し、幼蟲體又は蛹體にて越年の後六月頃羽化現出して産卵する者である。

▲加害狀況

被害の甚だしきは常に風の少なき山間地方にして、風力劇しき地方には加害尠し、又同一地方にありても山蔭、樹蔭、家屋の近傍等總て大氣の流通及び日光の透射不良なる桑園若くは桑樹の植付繁密にして、殊に豐軟に發育せる桑園か又は間作のある桑園は多く此害に罹る、而して桑樹は何種たるを問はず加害せらるゝも、殊に、小牧十文字、四ツ目、九紋龍實生、等に甚だし、其桑樹の加害を受くるは春蠶用刈取後新梢の五六寸乃至一二尺發育せる頃よりポツ〳〵被害の見ゆるもので、幼蟲が桑の頂芽中にありて其養液を吸收するが故に多數寄生を受けたる芽は枯死するも、寄生蟲數の僅少なるときは芽の一側を害せられ、此部終に黑變凹陷し發育を停止するも、他側は尙ほ發育を繼續するが故に、桑芽は被害極部の方向に屈曲する、其被害尠きは爾後辛して稍々發育するも、遂には發育を停止して復芽の發育を促すに至るも、早きは其燕口を呈せざるに先立ちて、是れ又害せられ、遲きは漸く四五寸に達する頃再三同一狀態にて加害せらるゝが故に、被害甚だしき桑園になると桑條は恰も帚狀を呈し、秋蠶には軟葉を供給するとが出來樣になるのみならず、翌春の收獲をも大に減じて豁に其半にも達せざるとなるのは珍らしくない。

全國農具展覽會

帝國農會にては來る四月二十五日より約三十日間全國農具展覽會を東京麴町區一特許局陳列館內に於て開催し全國の各地より善良なる農具を蒐集して一般公衆に縱覽せしむると同時に優良品には農商務省より特に賞品を交附し又一部買上を爲し農具陳列場に陳列する筈なり同會に於ては目下各府縣農會を通じて勸誘中なるが出品農具の種類左如し

▲耕耘に關するもの
犂、鍬、鋤、ジョーアル、播種器、田植定規、肥器、搔土器、中耕器、除草器類

▲收穫調製に關するもの
鎌、稻扱、麥扱、脫穀器、籾摺器、唐箕、萬石通類

▲園藝に關するもの
剪定用具、接木用具、移植用具、採收用具類

▲養蠶に關するもの
摘桑器、桑扱器、桑切庖丁、剉桑器、蠶室寶具、消毒器、催青器、蠶網、蠶座製造器、蠶網製造器、製簇器、採繭器、蠶種貯藏器、種穀乾燥器、摩擦器、足踏器、繰絲製造器等

▲病蟲害驅除に關するもの
噴霧器、撒粉器、捕蟲器用、天幕、稻株切斷及驅除器類

▲其他
肥料粉碎器、飼料調製器、製莚製繩器、簡易なる揚水器類

集芳

桑園の整理に就て

滋賀縣農會技師　舘　三　之　吉

我蠶業界の一大問題として多年官民共に講究しつゝありし蠶種統一問題も頑迷なる少數蠶種家と偏見的學者を除く外略意見一致し、政府當局に於ても玆に見るあり國立原蠶種製造所の新設に關する經費を來年度の豫算に計上し、今期の議會に提出せられたりと聞く、頗る機宜に適したる施設であつて賢明なる議員諸士は無論協贊せらるであらうと信ずる、誠に蠶業界の爲慶祝すべきことゝである、けれども我邦蠶絲業の現狀に鑑みるときは、蠶絲の改善發展策として此一事を以て滿足すべきや否決して滿足すべきものではない、故に余輩は聊か鄙見を述べて、當業者諸氏の一考を煩はし、併て當路諸達に望みたいのである。

抑々蠶種統一問題の解決に次て講究すべき我蠶業界の一大問題は、桑園整理の一事業であると余輩は確信してをる、必ず數年の後一大革新を要すべき時期に遭遇するであらう、幸ひにして豫期の原蠶種製造所なるもの四十四年度より全國に數ヶ所新設せらるゝものとすれば、一般養蠶家に於て飼育する所の蠶兒は數年ならずして悉く系統的種類に統一せらるゝてあらう、而して其産繭の改良上進せらるべき程度如何を想像すれば

一　現在のものに比すれば形狀及纖度は略同一に改良せられ繰絲上得る所の利益尠くなからう。

二　現在のものに比すれば品質も幾分改良せらるゝてあらう

以上の二項は單に余輩の想像に過ぎないけれども蓋し當らずとも遠からずである、果して此想像にして大なる誤謬なきものとせば此期に於て製絲家として養蠶家に對し、如何なる要求をなすべき歟又養蠶家として豫め之が講究を爲し以て數年の後之に對應するの策を施さねばならぬ、試に製絲家の要求すべき其要點の一二を揭げれば。

一　絲量の一層豐富なるもの。

二　絲質の一層優良なるもの。

如上の二項は吾邦生絲の改良上最も必要なる條項で製絲經濟上至當の要求であると謂はねばならぬ、然らば養蠶家は如何なる方法をして此要求に應ずる歟、是本問題の根本であつて其方策も亦多いであらうが、現今荒廢しつゝある桑園の整理を斷行し、原料たる桑葉の品質を改善し、以て絲質優良にして倘且絲量の豐富なる繭を收むるに努むるより急のものはなからう、惟ふに桑園の整理は單純なる事業であるけれ共到底急速に効果を望むべきものではない、依て今より之が準備を整へ徐々に實行せしめ、數年後の成功を期せなければな

らぬ、從て其方法手段の如きも容易の業てはないけれども、最も適切にして實行の容易なるもの丶一二を掲ぐれば。

一 町村又は町村農會の事業として桑苗圃を設置し其土地に適當なる種類を選定栽培し之を改植用苗本として無償配付をなすこと

二 町村又は町村農會の事業として、桑園競作會を毎年一回開催せしむること

前二項に要する經費の半額は其町村又は町村農會の負擔とし、殘半額は國費及府縣費の補助を仰ぐものとす

三 東西南蠶業講習所の桑園に關する試驗事業を尚一層擴張し、左の事項に對し試驗を行ひ其成績を發表し、桑園整理の參考に資せられたし

一 春蠶用に適する種類及仕立方の試驗
二 春夏蠶用に適する種類及仕立方の試驗
三 春秋蠶用に適する種類及仕立方の試驗
四 夏秋蠶用に適する種類及仕立方の試驗
五 秋蠶用に適する種類及仕立方の試驗

桑樹種類の選定並に仕立方等は、氣候、土質等の異なるに從ひ、必ず同一なるものでない、けれども其試驗の成績を參酌せば改良上得る所多大なるものがあるであらう。

蠶桑縱談

郡是社蠶業學校教頭 藤島盈文

▲其一 蠶業道德

近年商業道德涵養の必要なる呼聲を往々耳にするが、寡聞なる余輩は未だ農業道德の急務なることを聞かないのは異樣な感じがするのである、素より商業地は多くは都市的で農業地方の清鮮なる自然の萬象を友とする田園生活とは其の趣を異にして、都會は逐年人口の增加甚しく生存競爭の激甚を加ふるに伴ひ、売家失業者等も出來勝て人情浮薄虛榮にあこがるゝ等の結果、道德年毎に衰ふる傾きがあるからであらうが、然し比較的質實なる農村とても安心は出來ない今や田舎の青年氣風は一般に都會を羨望し都市的化せんとしつゝあるもの丶如きは蔽ふべからざる事實である、のみならず、其實今の都會は大概農村より入り込みたる人が集合したものと云ふて大誤はなからう、而して今後も益々流入する傾向があるのは時代の風潮てあるからには、農村は都會の源泉地と云ふてもよい、或人は農村は國民の母である、農村は國民の宿る處てある、國民の健全を希ひ淳良なる氣風を望む以上は、先づ以て農村の改善進歩を圖らねばならぬと云ふて居る宜哉。

顧ふに農村固有の貴ぶべき質實剛健の氣風は今や都市的ハイカラ風に侵襲せられて農業道德亦萎靡として振はざるの觀がある。農業の根本的發達を圖り、農村の繁榮を企つる上に

於て農業道德の涵養を絶呼すると同時に、更に蠶業道德の涵養の必要を感ずること急且つ切なるものである、今其れ製種家にして德義を重ぜざるものありとせば年々夥多の消極的經費を要して行ひつゝある蠶病豫防も半は徒勞に屬する憾なきにあらず、蠶種の一定は一般の希望ならんも製種家にして不德義ならんには、名稱こそ一定するも其實質は區々雜駁を免かれざるを憂ふ、其の他製絲養蠶二業間に於ける生產物賣買上法網の及ばざる範圍内に於て行はるゝ種々の悪德行爲は少くないかと思はれる畢竟斯業の根本的改善を妨ぐる因とならないものは無い、噫々、蠶業道德の涵養は焦眉の緊急問題なる哉、希くは年の改まると共に之が教育方面よりは勿論講習所傳習所將た亦短期の講習會等よりも異口同音に蠶業道德の聲の益々高からん事を期待する次第てある。

▲其二 微粒子撲滅策

天下幾萬の蠶種製造家が年が年中苦痛の脳裡を去らざるものは實に微粒子撲滅策の如何に存するだろう、之れあるが爲に唯一の資本とも申すべき信用が地に落ることになる、祖先傳來の得意も減少する延いては金庫の輕重にも無論影響するのであるから、最も至極の事である、而

(縮清荷遺發道之現橋)

已ならず、例の一口二足三種などの方便は微粒子に對しては絶對に無効なるにをいてをや、實に同情すべきは製種業家の境遇てある、愚案するに彼れが正體如何に付き益々學術的研究や消毒を嚴密に勵行すること等は勿論必要に相違ないが、然し實際的蠶兒飼育の技術によりて彼れが繁殖を防止することを講究することが差當り必要てはあるまいか、現に同一蠶種を何れも嚴重に消毒して飼育するも、其成績甲乙二家に於て有毒歩合一方は殆ど無毒にして、一方は有毒多き等の現實上より推論するも、亦余輩多少の實驗より考ふるも飼育上の防止策を講究するは敢て無効ならざることゝ信ずるのである。

從來多くは彼が繁殖は濕潤育に多く乾燥育に少きもの丶如く云ふも、成るほど適度の乾燥は可なりと雖も、乾燥を貴ぶ餘り給桑伴はずして、營養不足の弊害に陷るもの少からざるもの丶如きは考へものなり、現に桑飼や條桑育に少いことが稀てない、信州の如き全國中最も高燥なる地方が特に繁殖が少いかとせば餘り少いこともないようだ、山陰地方の如く濕潤勝なる地方でも別に繁殖が多くもない玆一齊熟度を要する點てはあるまいか、蓋し濕潤と乾燥とは程度問題にして勿論其中庸を貴び、要は蠶座の清潔に努力し

て蠶兒の生育を妨害するものは種々あるが、由來蠶兒の自分天狗は其主なるものゝ一であらう、高温育、折衷育、安樂育、低桑育、飼育法、平飼、機飼、高山育、高温育、流育、奥州流、信州流、甲州流、順氣育、飼育法、精育、純育、流育、蠶兒の第二の天性たる習性に背き、却て虚弱に陥らしめ微粒子をして此の虚に乘じて繁殖せしむるの愚拙たるを免れず、蓋し明放に過ぎ、低温に失するは共に不可なりと雖、常に温暖を貴び火力を應用して飼育する方、所謂蠶兒の発育を妨げ、性を強からしめて微粒子の繁殖防止の効あらん歟。

以上何れも實驗上該病蔓延防遏の一助たるを失はないこと、信ずるの故である、兎に角近き將來に於て學者の確たる方法に發見せらるゝに相違ないとしても、結局當業家が飼育上の技術より彼れの繁殖を防ぐことを講究して、効果は摩からないと思ふ、方法は神經過敏症に陥るが如くては、徒らに神經過敏症に陥り、頓りに彼れに迷ひ、是に惑ひ、途方に暮るゝの風なきに至らざるは甚だ憂念である、余輩は飼育上より微粒子防遏法を講究するは焦眉の得策たるを疑はないのである、善は急げだ、斯る目的にて研究飼育中のものも少くあるまいから、其一段の講究を公表することを吝まず、各位の實驗を綜合して更に一段の講究を重ねたならば良き防遏策も出來よう、余輩は之を願むてと痛切なものである、

▲其三　天保式

近年古代式として申す飼育、安樂育、條桑育等が流行し始めてより、今更奇態と云はんばかりに新派と舊派との可否の論爭を新に耳にするが、強て可否を論ずるのである、敢て驚く迄もなく斯る流行は時代の產物である。

或る地方に限り甲州の郡内に於ける平飼等は古來より別段目ぼしき行ひつゝあるも、其の餘は下に壓迫せられ、氣息奄々たる有様にて僅かに命を保つの狀態にて、蠶界の大勢は當業家を驅りて此の保式に走らしめたるも云ふべき有法を得ざるの境遇に至らしめたるとは見る外途はない、其限さるを得ざるの境遇に至らしめたるとは見る外途はない、大勢は人の不可抗力とせば之が流行を強て喰ひ止めようとするも不可能である、無謀の擧を免れぬ元來缺點は多いが、一面には紀一觀する處である、以徒らに論爭に日を暮すより、着實に研者の比較飼育をなして、論よりも實地を踏まざる者は指導の任を負へる方々は余輩が申す迄もなく、疾くに之が研究に着手せられたであらうが、從たらは其長所を利用して、弊害の論を無くし、益々利用の伴ふ範圍に於て改正したる飼育法を示されたいものである、是は早急には無理の法文であるとせば責めては斯る方針で指導を希ふ者である。

蠶業の秩序的大發展を妨害するものは種々あるが、由來蠶兒の自分天狗は其主なるものゝ一であらう、高温育、折衷育、安樂育、低桑育、飼育法、平飼、機飼、高山育、高温育、流育、奥州流、信州流、甲州流、順氣育、飼育法、精育、純育、流育、蠶兒の第二の天性たる習性に背き、却て虚弱に陥らしめ微粒子をして此の虚に乘じて繁殖せしむるの愚拙たるを免れず、蓋し明放に過ぎ、低温に失するは共に不可なりと雖、常に温暖を貴び火力を應用して飼育する方、所謂蠶兒の発育を妨げ、性を強からしめて微粒子の繁殖防止の効あらん歟。

以上何れも實驗上該病蔓延防遏の一助たるを失はないこと、信ずるの故である、兎に角近き將來に於て學者の確たる方法に發見せらるゝに相違ないとしても、結局當業家が飼育上の技術より彼れの繁殖を防ぐことを講究して、實行する勇氣がなくては効果は摩からないと思ふ、方法は神經過敏症に陥り、頓りに彼れに迷ひ、是に惑ひ、途方に暮るゝの風なきに至らざるは甚だ憂念である、余輩は飼育上より微粒子防遏法を講究するは焦眉の得策たるを疑はないのである、善は急げだ、斯る目的にて研究飼育中のものも少くあるまいから、其一段の講究を公表することを吝まず、各位の實驗を綜合して更に一段の講究を重ねたならば良き防遏策も出來よう、余輩は之を願むてと痛切なものである、

からうが、其半面には夫々缺點の伴ふ事を忘却して居らねばよいがと甚だ心配するのである、否其缺點を自覺しても例の流派の固執上無益と知りながら舊慣を襲踏するものが故て絶無であるまいかと想像するものである、當業家は米麥作業や其他牛馬豚雞等の養畜法には何等の流派をも唱へざるに、養蠶法に限り斯の如く名稱の異る旗印を押立て、種々の流派を生じて所謂仲間内の爭ひも曾ならざる風あるは奇態の感に堪へぬのである、蠶業界は特に自分天狗の多いことを證明して餘りと信ず可き、封建時代の如く各藩割據の當時なれば已む得ぬとするも、日露戰勝の光榮を荷ふて世界唯一の生產國家を以て任ずるものが、斯の如き局量を狹くしてとては、目下の大勢に鑑み、繭質の統一などは難敵、公明正大の競爭は進歩の母なれば、各自斯業研究上の競爭より便宜其流派を生ずるは強ち不可と稱すべからざるも、内に大に協同の精神の存せざるときは勢ひ自己本位となり、排他主義となりて弊害の百出することを忘れてはならぬ、常に研究上競爭すると同時に深厚なる協同心に

よりて兼力を集合し、遂に大同團結即ち養蠶法統一の美果を牧むるに努力せられんことを切に望む次第である。

過剰蠶種二百萬枚

國民黨政務調査委員　石田孫太郎

▲上　蠶種二百萬の大過剰

生産調査會にて編纂せられたる『蠶絲業に關する參考資料』なる一書を精讀して見ると、非常なる利益を我々に與へることであるが、今統に遂べんとするのは、我國の蠶種は約二百萬枚の大過剰を來して居ることに就ての所見である、即ち明治四十三年度に於ては原種用種の產額は二千九百五十九萬二千六百九十蛾で、之を假りに百蛾一枚とすれば二百二十九萬五千九百二十七枚となるのである、又其年の普通製は四百八十七萬六千六百七十七枚であるから、百十三萬二千六百〇四枚となる、勿論前記の原種には有毒又は缺蛾種もあることであるから、假りに之を三割として其數に六千八百八十七萬七千八百〇七蛾は全く廢物としても、尙幾數は一億六千百七十一萬四千八百八十三蛾は、有效として提供するものであるから、例によりて百蛾一枚とすれば百六十一萬七千百四十九枚の實數を得るのである、即ち之に普通用種を加へれば六百四十九萬三千八百二十六枚となるのであるが、之こそは四十一年度に於ける有效蠶種の實數と見るべきものであらう、併し前記の原種用種には有毒蛾や缺蛾を含むで居ないものとすれば、前に記したる七百十三萬二千餘と云ふのが實數となることは言ふ迄もない、而して此多數の蠶種が果して何程捌立られて居るかと云ふに、惜しいことには四十一年度の調査が載つて居ないが、四十二年度の實數に就て見ると四百六十萬二千五百枚となつて居る、之を統計表に就より引けば二百五十三萬〇百〇四枚の過剰となり、余の算定數より引けば百八十九萬千三百二十六枚の過剰となるので、何れにしても百九十萬乃至二百五十九萬の蠶種が過剰物として遺棄せられて居ることは事實である、併しながら養蠶家と云ふものは、自己の捌立數に就て多少の虛僞の申告を爲すの傾きがあるから、此過剰數の三割位は事實上捌立られて居るものとして、百八十九萬千三百二十六枚の三割五十六萬七千三百九十八枚を引去りたる實數百三十二萬三千九百二十八枚又は、二百五十三萬〇百四枚の三割七十五萬九千三十一枚を引去りたる實數百七十七萬一千七十三枚は過剰と爲るのであるから、左れど世間には多數の自家用種も製造されて居ることであるが、之に就ては埋合せが附くと

愚ム果して然らば蠶種の剩餘は百九十萬乃至二百五十萬の大過剰を來して居ると云ふも過言ではなからう、然り何れより勘定しても二百萬枚に下らざる蠶種が殘つて行くのであるから、全製造額の三割位は遺棄せらるゝ次第である、十枚捨へて七枚しか金にならぬ勘費を爲しても、經濟上引合ふものであらうか、況や安値の競爭を爲しつつある今日に於てをやである、聞く處によれば極製の無毒種が一枚三十錢位に成て探山買へると云ふ話であるが、隨分經濟上骨の折れることであらうと思はれる、尤も個人の經濟としては又種々なる理由下に成立つことになつて居ると、國家大局の上より見れば七百萬の蠶種中に二百萬の遺棄を見るが如きは、決して喜ぶべきことではない、個人としても同一の事情にあるは疑ふの餘地が甚だ少ないのは悲むべきである

（島太子殿下三蠶社會臨記念極樂書）

▲下　其問題を提供す

我國の蠶種家は大小合して約一萬五千人であるが、其販賣方針を調査して見ると顧る多樣である、機關を以て各地に需要を求むる者、一、大廣告を爲すもの、二、飼育術の教授と、相待つて蠶種の販路を擴張する者三、大家たる名を得て其來るを待つ者四、銘酒を低下して蠶食を爲す者五、自己の種箱を賣ふて得意を翹りを爲す者、夫體先づ右の五種であるが、第五に居る者は大なる賣行もなく代りに大なる過剩もない、第四に居る者は實の實拔くであらうが、到底永續として繼し得る者でない、第三居る者は第四に居る者の影響を被むることが多いので、蠶種家として居る者は此大家しい地位に立つて居る者は最下級に居る者は比較的に安全な階級に居るものであるが、第二に居る者は階級に屬するものである、第一に居る者は、之とても蠶業一

般の進歩と共に第四に居者から攻め落さるゝことが夥だしい、第一に居る者は危険此上なして其商賣の花やかな割合に得る處が少ない、而して以上五種の蠶種家が何れの者が一番無論のことで、次は大廣告塔である、勿論金と暇も自由なる商業競爭を欲せざるではない、否寧ろ是等の種々なる商賣振によりて我蠶種の値段が漸く低下し行き、相平均するを喜ぶものであるが、併しながら速も算盤にも勘定にも合はぬ迄に、値段の下がつて行くことは、養蠶家のみならず蠶種家へも結構であるかも知れぬが、蠶種家夫自身の經濟上に到底繼續し難き事情に陥る時は我が等が桛製一枚一枚を二十錢又は三十錢に賣るのは、生産費の關係であると云ふ人もあらうし、又損を招かうと得を取らうと御前達の關係せざる處であると、力ひ人もあらうけれども、斯の如き少數の人々は何れても良いとして、余の見受くる處によれば二十錢に賣つて居るものを五十錢に賣りたくない人も無いやうでもあり、又如何に經濟上の勘定しても二十錢や三十錢で賣つて利益を得らるゝ種は無いやうであるから、二年や三年は夫も積かうけれども、結局は永續せぬことになると同時に、種子業者の品質を落すやうになるとも限らぬ、斯くなる時は其値段の安いのは少しも喜ばざる處で、却て蠶家に取りては、速に盛至極である、何か特種の關係の存在せざる限り桛製一枚一圓は高い、又三十錢は安きに失する、而して余の見る處によれば一枚二十八錢で五十五錢と云ふ處が相當な値段であると思ふが、之ならば蠶種家も品質精選の餘裕が多少あり、又蠶家に取りても苦痛ではない、由來此値段の異常なる低下と云ふことに就ては、前記の如き諸種の蠶種家の販賣方針に、原因は彼二百萬と云ふ大過剰が無いならば、併し其最大なる値段の如何に拘るのであるが、一枚二十錢に賣ることがあるにしても、何れかの一方に品不足を生ずるよりして、元の平準値段に上つて來る、斯くて安賣組は後佛のみを殘すやうになる、夫れ値段を低下して所謂大家を仆すと共に自分も仆れるが如きは、實に愚の至りである、如何なる人も此點に自覺が起ると同時に、多產に賣買を停止し、大家と爭ふに品質を以てし、而して見事判らない、扨て斯樣に考へて來ると、何うしても二百萬の生産過剰を整理して、値段競爭より品質競爭に移すには、何かの手段を取らなければならぬが、之には名案が出て來ない、唯だ蠶種家の自覺に待つの外はないやうに思はれる、明達なる諸賢の中、或は余と感を同じふする人も多からん、幸に値段競爭より品質競爭に移すの方法に就て、余を教ふるに吝からざらんことを。

長洲蠶即台紙製造業組合を組織す

長洲蠶即台紙製造業組合を組織す

蠶絲業問題は試に國家的大問題なるか故て或の如何を問はず大家の意見を叩て本欄に收め讀者諸賢の參考に供す

佛教信者は蠶兒を飼育し得ざるか

東洋大學長
文學博士　前田慧雲氏談

▲威靈に對して憚る心がなければ……眞の德義は守れぬ

實業道德といふて別に考へはをらぬ、人間として德義を守る位の事は當然わやがさて其德義を守るといふ人が甚だ勝い、之は畢竟憚るといふ心がないからであらう、法律や警察に對して憚る心を持つて居ても、其他に對して憚る心がなければ、警察の目の効める限り、法律の網のくゞれる限り惡る事を敢てして悔然顧みぬやうになるのである、而して今の多くの人が皆之であるから、德風日に廢頹して、獨り實業のみとはいはず、凡ての社會が百鬼夜行の狀態に陥りつゝあるのは如何に人數はしきことである。

故に吾人は何人にも此憚る心を持つて貰ひたいと希望して居るのである、併し此憚る心は人間以上の者即威靈に對してなければならぬ、人に對して憚る心があつても人が見て居らねば直に惡事を遣り易いから、兎角圓滿の德義は守れぬ、けれども威靈に對して憚る心があれば人が見て居らうと居るまいと又人に褒められやうと褒められまいと、ソンなことに頓着なく常に吾身を照鑑し給ふ、威靈は常に我心を見行はせ給ふ、吾豈不良の心を起し、不良の行爲を爲すべけ

んやと、常に恐れ畏しこみて世を渡らうとするから、自然其心掛は美しくなり、其行爲は善良となるのである、果して然らば其成蠶とは如何なるものか、神とか佛とかといふのが、即ち夫れ、我眞宗では彌陀である、此神、佛即ち威靈の存在を信ずるといふのが宗教である、此宗教心のなかるものは眞の信義は守れない、故に眞心に眞の信義を國家の振興を圖らうと思ふは宗教心の啓發に依るの外、他に良策はなからう、ソコで同じ宗教といふても正教もあれば邪教もある、佛教は勿論世界の一大宗教で諸經諸佛諸菩薩行自淨其意が其教旨であるから佛教信者である限りは立派の善人、立派の道德者でなければならぬ筈である。

▲佛教信者は蠶を飼へぬか

其の佛教信者は殺生を忌むの心がない、なぜなれば其信ずる佛が慈悲の塊りであるからである、故に信者は同情の念が常に働いて、自然生物の命を取るやうな、惨酷な行爲が出來ないことになる、果して然らば養蠶を遣ればイヤでも多くの蟲を殺さねばならぬ、是等の佛教信者の忍ぶことの出來ない處であらうと云ふ疑問が起るかも知れぬが、如何にも其通りで、佛教信者として物の命を重ふて心掛ける良く思ふ者はない、必ず氣の毒といふ念が起るに相違ない、併しソコが小の蟲を殺して大の蟲を助くるので、蠶を殺しても國家に社會を益する國家を利するといふ、所謂國家公益の爲になるといふことであれば、止むを得ず、可哀いさうである、氣の毒であるといふ念を押さへて違らねばならぬことになる、併し此心で養蠶を行へば、如何に多くの蟲を殺しても更に罪にならぬのであるから、我日本のやうに蠶絲業が國家の命脈を維持するといふ程の關係のある處では進んで養蠶をやるべしである。

肥後盛蠶協同合名會社と其經營者

▲商買で遣るのは罪にならぬ……ダガ戒む可きは無益の殺生

トコロが若しも此の養蠶を遣るのに國家公益の爲と云ふ考へが毫末もなくて、唯自分が之に依つて甘い物を喰ひたいとか、良い着物を着たいとかいふ淺間敷き考へから遣るのであれば、之は大なる罪であつて、併し何人も其商買を國家公益の爲と云ふやうな高尚な考へで遣つて居るとも思はれない、否十人が九人迄自分の爲めとか、一家の爲とかと云ふ考へより外に何等の考へがなくて商買をして居るやうに思はるゝ、斯ういふ考へで商買的の養蠶を遣つたならば大なる罪となるであらうから佛教を信ずる者は歸する處蠶が飼へぬではないかといふ質問は尤ものやうであるが、商買でやる分は少しも遠慮ない、古德の謂はれた商買ならば商をしも、來公をもし賣、流取りをもせよとはコヽのことで、同じ自分の爲といつても商買で遣るのと驕奢の爲に遣るのとは大に違ふ、商買となれば夕トヘ自分の爲といふても、即ち夫れが國家の爲になり、社會の爲になるのである、銘々が自分の爲と思ふて商買を働けばこそ、國家も健全に發達し、社會も圓滑に治り、晋に(も亦生命を安全に維持することが出來るのである、ツマリ商買である以上は如何に佛教信者であつても、殺生を遣らぬといふ譯にはゆかぬが、唯戒む可きは無益の殺生である、無益の殺生を敢てするのは所謂殘忍の心が働くのであるから、威靈に對して憚るといふ心が失せ夫れと同時に人に對し、社會に對し、國家に對しても、敢て殘忍の舉動をしかねまじきやうになるのである、故に佛教では此無益の殺生を深く戒めておくのである、佛教信者は此考で養蠶を行ひ以て國利民福を圖られたいのである。

繭質統一の一例（上）

學藝委員
農商務技師　松田昌德氏談

繭質統一と云ふことは今や蠶絲界の人氣の問題で、何だか新らしき說の如き感なきにあらざるも、統一なる語の蠶絲業上に用ひられしことは新らしいとなく、既に二十年前に於て識者間に唱導せられ、新聞或は雜誌上で再三金等の腦漿を刺戟した問題と記憶するのである、又政府當局者に於ても夙に繭質統一の必要を認められしは明で、今日より十五年の昔即ち明治二十七年十一月全國蠶業大會が東京に開かれたとき、農商務大臣は其委員諸氏を農商務省に招集して蠶絲業上の緊急問題に付問された事項中には、繭購入の地區を定めて可成的一の繭を以て製絲する必要如何とある、之に對する委員の答申には、前略「今日本絲を用ふるの單に橫絲に充るのみにて縱絲には之を用ひず、然る所以は日本絲の品質一定ならざるに依れり、されば其品質を一定するには、繭を一定すべし、繭を一定するには蠶種を一定

▲陳腐なる繭質統一問題

つて居るとも思はれない、否十人が九人迄自分の爲めとか、一家の爲とかと云ふ考へより外に何等の考へがなくて商買をして居るやうに思はるゝ、斯ういふ考へで商買的の養蠶を遣つたならば大なる罪となるであらうから佛教を信ずる者は歸する處蠶が飼へぬではないかといふ質問は尤ものやうであるが、商買でやる分は少しも遠慮ない、古德の謂はれた商買ならば商をしも、來公をもし賣、流取りをもせよとはコヽのことで、同じ自分の爲といつても商買で遣るのと驕奢の爲に遣るのとは大に違ふ、商買となれば夕トヘ自分の爲といふても、即ち夫れが國家の爲になり、社會の爲になるのである、

する能はざるも、今日の急務は蠶種の最良を選み、又何れの地にも適する蠶種を一定ならしむるにありと、記録されてある、此當時の蠶種一定の目的は即ち今日の蠶豆統一と少しも異なる點はなく、仔細に於て二十年間に於ける蠶種業上の經驗と斯業に關する學術の進歩とは、其方法に於て大に異なる處あるべきも敢てとしては寧ろ隙靴である。

▲何故に今日まで實施せられざりし乎

殆ど二十年前より叫ばれ、此問題が、今日まで何故解決せられざりしか、要するに其實行の頗ぶる困難なると一般蠶絲業者の智識が未だ幼稚なりしを免れざりしことが其主因たりしに相違なかりしも、其當時の蠶種一定論者は此問題と最も密接の關係にあり、其多くは養蠶業者及製種業者中の而も少數者に依て唱へられしに過ぎざれば、其論議の踪迹なるに拘らず、大勢を左右する的の勢力を作り用ざりしと、又製絲業の經營が今日に比すれば非常に容易であり、故に相當の手腕へ或意味に於ては良否混淆の原料物的に品目の又夫を商買の「秘訣」と為し、自己に適したれば、その近年に至り、各地製絲業者は新たに知べく、余は涙を揮て本邦蠶絲業界の慶賀の餘を呈するのである、何となれば此悲運に遭遇したれば、こそ少からざる被害を仕掛ひ、業者は智識を有せざるに過ぎざるも、又は商者を雇聘し、或は工女の養成又保護の方法を講じ、或は殺蛹乾繭に特別の注意を拂ひ、或は蚕の省略、要するに蚕の生産に比較する事經營上に於ては革進の氣運を迎へしの改善を意するに至れる如き事、原料の改良に至り、以前蠶種一定論者の論議を缺きし製絲業者は、又は製質の易き業者が、心機漸く轉じて天に依り、蠶質統一の必要を絶叫するに依り、蠶質統一は遂に第二十六帝國議會の建議となり、或は生産調査の問題と化し、多年、横はれる種々問題も漸進の決潰せし如き勢力を呈し、之が解決を急ぎ日、接の間に迫りて來た、本邦蠶絲業の前途に付歴史ざらんとするも豈物べけんやである。

▲何故に急轉直下解決の氣運熟せしか

ことは到底不可能へ少數者は別として、蠶豆統一の如き永遠の利益を論議するは多數同業者に敵せず、遂に同業者に敵せられ自己の禁業を妨害せらる、恐れ、敵勢であつたから、よし一定の必要を呼號せしめ、是が此の至難なる問題の解決上の大障害となりしことは、海ふべからざる事實で、數年來蠶豆統一說を盛に唱導し、先鋒者を以て任ずる人々でも過去十數年前に遡みば思ひ半に過ぐるであらう。

多年製絲業者は、又繭仲買人等の手に依て播種培養せられし繭取引上の際、害は、遠慮なく見事生産を遂げ、近時に在ては却て培養者の現上の經驗と化し、際の練習するあれば一擊を試み、又一面には蠶種製造者及養蠶者の增加と其技術及成品質、製方の進歩とは益千萬別の蠶種の技術を產出すること優美なる手段、押一一種の蠶仲買人も却て養蠶の繭の術に中に格用の妙手段を奏すること枚挙に遑なる如き有るむる等や日に在ては被害を蒙り、不測の損失を來すに至り、又製絲業者の繭仲買人も却て養蠶者の練磨せし慣用の妙手段を奇とし、共に物價の騰貴は易てなく、加之人の進歩と共に年々增加を見るも、内市場の絲價は之に伴て騰貴せざるが故に、製絲業の利益は漸次減殺せられ、從て生産上の經費に不少增加を見るも、二の手、職工と經驗とを換回する

能はずして、遂に個産の不幸を招きたるものも有る様な次第であれば、他地方の同業者の内幕は推し知べく、余は涙を揮て本邦蠶絲業界の慶賀の餘を呈するのである、何となれば此悲運に遭遇したれば、こそ少からざる被害を仕掛ひ、業者は智識を有せざるに過ぎざるも、又は商者を雇聘し、或は工女の養成又保護の方法を講じ、或は殺蛹乾繭に特別の注意を拂ひ、要するに蚕の生産に比較する事經營上に於ては革進の氣運を迎へしの改善を意するに至れる如き事、原料の改良に至り、以前蠶種一定論者の論議を缺きし製絲業者は、又は製質の易き業者が、心機漸く轉じて天に依り、蠶質統一の必要を絶叫するに依り、蠶質統一は遂に第二十六帝國議會の建議となり、或は生産調査の問題と化し、多年、横はれる種々問題も漸進の決潰せし如き勢力を呈し、之が解決を急ぎ日、接の間に迫りて來た、本邦蠶絲業の前途に付歴史ざらんとするも豈物べけんやである。

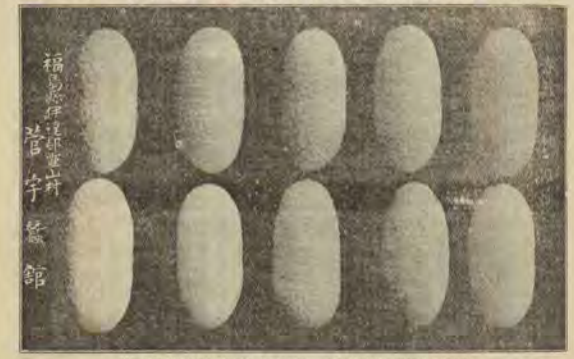

（しべす駅馬に横水は事記あす圖に種本）繭が結が種一郎蠶豆春の其野晋

▲如何にせば豫期の効果を收め得べきか

二十年來の難問題が解決せらるるとしても、如何にせば其目的を完全に達し得べきか、此問題は所謂決の困難なりしよりも亦一層の難問題であるが、實施方法として坊間に於て、或府は將に、他に於て、ふる處に依れば、一方、他方に於て強制的に全國を統一し、撫育の到する迄之が準備とし、中央の外三ヶ所に原蠶種製造して、宮民合同の遊蠶種關所を併置し、原蠶種の製造に着手すると同時に、府縣に於て蠶種製造所の設置を奨勵し、之に原蠶種を無賃にて下附するとのことなれば、下附を受けし府縣原蠶種

製造所は、之を複製して、一般に配布するとか、或は地方優良種と比較試驗を爲し、其地に適應の良種と認めし上配布するとか、或は種繭を購入して製種し、之を配布するとか、兎に角蠶業狀態を充分に審査し、民業の發達を妨げざる方法を採り、繭買統一上遺算なきを期すべきは明であるが、國及府縣にて如何に優良種を選出し、之を配布するとしても、多數なる蠶種製造者の所要原種を直に悉く供給することは蠶業の幼稚なる四五の府縣以外に在ては不可能であらう、故に多くの府縣はよし施設を爲すも差當り蠶種製造者へ原々種として供給するに違ひないが、國及府縣の是的の施設に甘じ、繭買統一の目的を完全に達し得べしとするは、恰も木に縁りて魚を求むるに等しく、誤るも亦甚だしてある、然らば如何にせば可か、云ふ迄もなく、蠶種製造者及養蠶者の決心如何に依り此緊要なる事業の成敗は岐るゝものとせざるを得ない、故に蠶種製造業者は小異を捨て大同に和し資本及勞力に對する相當の報酬を安全に獲得すれば足れりとし、極て着實の思想を以て先づ一部位を地區とせる團體を組織して、種繭審査又は製種規定等を協定し、苟も製種に供用すべき繭は必ず審査會の審査を經て、最初の協約を遵守するの義務を果し若し違法又は不正の行爲あるときは、嚴重の制裁を加へて組合の信用を保ち、又養蠶者に在ては一村或は一字位を地區として小組合を設け、蠶種の購入、稚蠶の飼育等凡て共同的に經營せば、一朔繭價三圓臺を唱ふるも敢て患ふるなく、同一の蠶種を以て一定の飼育を爲せし結果は、自然品質統一せる蠶繭を收獲するに依り、從來至難と稱する、繭共同販賣も容易に實行せられ、一層養蠶の利益を增進するの域に達するは火を覩るよりも明かなれば蠶種製造業者も養蠶者も共に堅實なる規約の許に猛進し、國又は府縣の施設と相俟て活動するに於ては、今日世上に囂々を極むる統一問題も數年ならずして豫期以上の効果を收め、破顔一笑の期を迎ふるは敢て至難の業たらざるを信ずるのである、若し此の期に至り本邦生絲の品質昔日と軒輊なく、且製絲業經營上に於ける苦痛今日と異なるなしとせは、吾人は蠶種製造業者及養蠶者と共に鼓を鳴し劍を磨きて、製絲業者に肉迫し、其責任を問はんと欲するのである、余は次に兵庫縣、城崎郡に於て蠶種改良生產販賣組合が數年來實行せる蠶種一定の狀況と郡內に生產せらるゝ繭質の關係とを述べ、大方諸賢の注意を乞ひたいのである、去なから此方法は繭質統一を企圖するに於て最も適當するや、又何れの地に於て而も廣き範圍の組合に對し、全然實行し能ふや否や疑なきにあらずと雖、蠶種製造者が互に協定せる規約に絕對に服從して、遂に初期の目的を達し自他を益する一事は、確に參考に値すべきを信ずるのである。

●蠶業家の表彰

[illegible]

如何にせば生絲商標の効果を完うし得べきか

原合名會社顧問　高橋信貞氏談

▲敢て無用の贅辯でもあるまい

商標は市場に出す商品の確實を證明するものなるが故に商業取引に緊要缺くべからざるものなること今更多言を要せぬことである、然るに製絲家の用ゆる商標なるものが、歐米機業家の手許に迄至らぬ間に途中で他の商標と貼かへらるゝもの尠からざるより中には非常に之を憤慨し、其甚しきは商標無用論さへ主張する者がある、商標無用論の如きは耳を傾くるの價値なきものなれども、自己の商標が他の商標と貼代へらるゝことを不快に思ひ遺憾に考へて居る人の爲に一言するのは敢て無用の贅辯でもあるまい。

▲喧しく謂ふのは愚の至り

現時横濱に於ける生絲の取引賣買は内外商の人々が歐米よりの注文に應じて地方製絲家の生絲を買ひ取り、買ひ取つた上は凡ての責任を自分に負ふて之を海外に向け積み出すといふことになつて居る、されば製絲家の商標なるものは横濱市場に於て取引賣買するまでは極めて必要のものなれども、其取引賣買が濟んで仕舞へば其品物及之を自由にする權利は買取つた内外商の手に歸するのであるから、其品物が如何樣にならうと、又商標がドウならうと彼是れ喧しくいふべき限りではない、現に三越や白木屋の商店にある織物の如き自分の處で製造せんでも、チャンと自分の商標を貼付してをるではないか、生產者が之に向つて喧く謂ふのは愚の至りである。

▲何故に商標を貼り代へるか

横濱に於ける商館又は直輸商に生絲の商標を勝手に取り代へて居る者のあることは事實て、中には「プライベート、チップ」即ち個人の商標を幾十種も揃えて居る者がある、其の何故に製絲家の商標を貼り代へる必要があるかに就ては露骨に話を致兼ぬる點もあるが、先づ第一の理由は海外の顧客より一時に澤山の注文を受けたる場合に一人や二人の荷主で其注文丈けの數量を纏めることが出來ないとがある、其時には甲の荷主から何千斤、乙の荷主から何千斤といふやうな風に似寄つた品物を各所の荷主より取り集めて其需用に應ずるやうにするのである、此際區々の商標を附しては如何にも工合が惡るい處から各荷主の商標を取り除けて自分の商標を附するのである、第二の理由は山陰製絲とか米子製絲とかとい

ム荷主の商標を其儘附して、海外へ送り出すのは良いが、ソウするとよ無客を他の商店に奪はるゝ、廃れがあるので、其荷の出所の判らぬ様に自分の商標と貼り代へる向もあると云ふ事だ、第三の理由は儘に三十梱や五十梱の生絲を出す製絲家の商標を其儘附して華客へ送り彙ぬるのである、斯る小製絲家の製絲は縦令需要地に借用を得て直ねて注文の来る時、市場に荷物がない故に已むなく他の適當品を以て之に代らしめざるを得ない、例へば千斤の注文の来たとき五百斤しか無いとすれば他の類似品五百斤を撰取して之を補充し一千斤となし自己の商標を貼り代へて送らねばならぬ、是等は取引上實際已むを得ざる場合であり、又其外には可成多數の華客を自分の手に取たいといふ野心家も無てはあるまい。

▲製絲家の商標を其儘附して華客へ送る

此貼り代へるのが良いか悪いかの問題は銘々の立場に依りて其意見を異にして居るから一概にも謂はれぬが、我原輪出庶の如きは荷物の儘に、即ち或華客から三新紙の生儘附して絲客へ送るのである、即ち或華客から三新紙の生儘を六千斤欲しいといふ注文があると假定して若し其數量の綱まらぬ時は之に相當する何々製絲場の生絲が何斤あるかを之で補充してはどうかといふことを問合せ然る後に注文に應ずるやうにして居るから殊更らに商標を取り代へるの必要がないのである、其代り若しも其生絲に悪いものがあつた場合には直に荷主の處へ反響が行くから、荷主の方でも充分注意せねばならぬことになるのである。

▲如何にせば商標の信用を高めらるゝか

一體製絲家が自己の商標を登録し其商標を以て海外にまで借用を貰かうといふならば、第一品質の正確なるを要し、第二數量の多きを要することである、品質の正確や數量の多き製絲家は常に借用を博しつゝあるので、彼の横浜の五人娘、甘樂社の赤字の如きは即ち是である、又彼の横浜の五人娘、甘樂社の赤字の如きは即ち是で、數量も多く品質も亦正確であるから海外に需要者の借用は格段の多いものである。

元来商標の効力といふものは中身即ち現品其物を見ないても商標を見て直ちに其品質を知るのでなければならぬ、例令ば加藤製絲といへば其商標を見て直ちに賞買が出来なければならぬのである、然るに本邦に於ける生絲賞買の實況は商標と實物とを一々見比べて検査せねばならぬといふ有様である、之では商標の効力を完全せやうと思はゝ品質を正しくし、商標の効力を完うせねばならぬ、故に一賞するといふことが肝要である、商標の効力を完うすれば借用は自然に生ずるのである、借用のある碓氷社の五人娘や甘樂社の赤字などは其商標を海外の絹織業地で知らぬ者なく、又其生絲は他の同一位の物よりは慣に二三十圓方高く賞れて居るだろうと想ふ、借用の大切なることは今更らいふまでもないが、此間面白きことがあつた或

る有名なる製絲家の生絲を或る商館で買つたが検査の結果デエールに間違があつた處が、アノ製絲家に間違のあろう筈はない之は必ず検査の間違であらうといふことになつて再び検査を仕直して合格せしめた、コヽが借用のお蔭である、若し此製絲家に平素何等の借用もなかつたならば、ヨシ検査の間違ひであつても、其罪は此製絲家に歸するであらう、借用の軽んずべからざること此点である。

次には數量である、僅に二千斤や三千斤のものでは如何に品質が良くても其商標を以て海外の需客に借用を博せやうといふことは迚も六ケ敷い、碓氷社の五人娘が何程良くても二百梱や五百梱の小製絲家であるならば決してアレ丈の借用を博する譯には行かぬ、一萬梱以上の品物を出す一製絲家であれば、こそ市場に一段の大勢力があるのである、然るに小製絲家に澤山の數量を要求しても不可能の事である、故に宜しく小製絲家は合同して其品質を一定し、以て一商標の借用を博するやうにせられたい余輩の切望するところである。

▲商標に注意すべき二三の要點

尚此商標に就て一つ注意したいことがある、夫れは外でもない、春夏秋の生絲に同一商標を用ひて居る者があるけれども謂ふまでもなく、春夏秋の生絲は自づと其品質が違ふて居

るのに何故同一の商標を用ふるのであらうか、之れでドウしてのである、又吾輩は十五六年前に天下に呼ばれた事があるが爾來十中七八まで「はじだけれど今御製絲家中には拙に紙を用ひて其上に商標を貼つて居る者がある、のみならず此胴紙の種類の惡しきものは、生絲を汚すものもあるから此の如きものは全廢して之に代ふるに小さな商標を以てした方が宜しい、又此商標に「ローシルク」と大書してあるのが多いが生絲の商標に「ローシルク」と大書するの必要はあるまい、若し大きく書くならば製絲場の名前を大きく書くが宜しい、實用に適せぬことをするのは時勢遅れの商工家の為すべきことであるから充分注意せられんことを望むのである商標に就ての話は先づ此位で止めましよう。

電信にも電話にも誤謬なからしむるやう意匠を凝らすを要するのである、又吾輩は十五六年前に天下に呼ばれた事があるが爾來十中七八まで「はじだけれど今御製絲家中には拙に紙を用ひて其上に商標を貼つて居る者がある、のみならず此胴紙の種類の惡しきものは、生絲を汚すものもあるから此の如きものは全廢して之に代ふるに小さな商標を以てした方が宜しい、又此商標に「ローシルク」と大書してあるのが多いが生絲の商標に「ローシルク」と大書するの必要はあるまい、若し大きく書くならば製絲場の名前を大きく書くが宜しい、實用に適せぬことをするのは時勢遅れの商工家の為すべきことであるから充分注意せられんことを望むのである商標に就ての話は先づ此位で止めましよう。

尚ほ一言の語るべきものあり

（大問々平絲と掛田絲とに就て）

學藝委員
生絲檢査所技師　稻生　文策氏談

▲貿易市場から驅逐されん

群馬縣主催一府十四縣聯合、共進會の出品生絲に關する余靈の卑見は前々號に紹介せられたが尚少しく述べて見たいのは大間々平絲と、掛田絲とのことである。

出品生絲には山形縣から濱付の繊維造が一點、群馬縣から平絲と云ふのが數點あつた、又福島縣からは掛田絲が金盞の造り方又は普通の折返造にて多く出品されたが此等が特に大きな要點が明かで又其名も簡單で呼易きものでなければならぬ、商業の進歩に伴れて電信電話を利用することが頻繁となるから複雜なるものは到底機敏の商法は出來ない、此邊を能く考へて商標の主眼を定め覺へ易く呼び易くなるのに何故同一の商標を用ふるのであらうか、之れでドウしてのである、又吾輩は十五六年前に天下に呼ばれた事があるが爾來十中七八まで「はじだけれど今御製絲家中には拙に紙を用ひて其上に商標を貼つて居る者がある、のみならず此胴紙の種類の惡しきものは、生絲を汚すものもあるから此の如きものは全廢して之に代ふるに小さな商標を以てした方が宜しい、又此商標に「ローシルク」と大書してあるのが多いが生絲の商標に「ローシルク」と大書するの必要はあるまい、若し大きく書くならば製絲場の名前を大きく書くが宜しい、實用に適せぬことをするのは時勢遅れの商工家の為すべきことであるから充分注意せられんことを望むのである商標に就ての話は先づ此位で止めましよう。

種のものであつた。

鐵道は今御大分勢力を潜めて居る樣ではあるが、斯る粗末のものは遠々貿易市場からは驅逐され、只安物を好む筋へ向て貢行くのみのやうである、

▲其利益は輸出向生絲に勝らん

平絲は俗に古き沿革を持つたもので世に大間々平絲と稱へて居つた、其原料繭は上州一帯の山間なる土地高樣にして桑木仕立の桑樹を有する或地域を限りて生產されるのである、又之れを繰製するには相當の熟練を要するばかりでなく、工女一人にて一日僅か に二三十匁を繰り得るに過ぎないと云ふ樣に繰工程の少ないものである、斯くして、其生產には制限がある、其の代りに之れが需要者なる機業家にも限りがある、即ち主として其絲に經緯あるものゝみに定まつて居るから目下の所では需要、供給の釣合が恰も適當に配合されて居るのである、特に之を原料に供して最も好適なるは生織の厚手物たる紹、紗、羽二重等であると云ふことであるから、此等の用途に適應する範圍内に於て生產すれば、其利益は却て輸出向生絲の製造に勝るのである、望むらくは相當なる注意を加へ、特種繊維物の品位をして其聲價を失墜せしめない樣に努められたいのである、

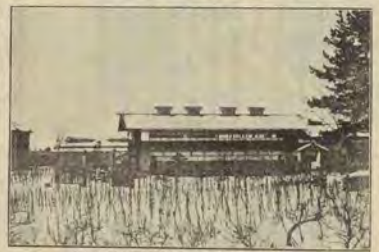

新築せられたる貿易品原料繭置所（町京五在）

▲佳良の原料で粗末の製絲

次ぎに御折返絲に就て一言したいことがある、抑折返絲は其優等物は大に海外市場の信用を博して居る、師て年々多額の折返絲が輸出されて居る等の初年頃は大抵鐵道造りの絲であつて甚しきは繭を用ひて之を紡り、散々に亂せる斷絲を拂ひ棄り、其外觀を修へたる等、言語同斷の取扱ひをさへ爲すものがあつたと云ふことは、當時有識の士が大に其不完全なるを患ひ、之を工夫して折返しに變造したのが今日の折返絲の濫觴なのである。

其當時に於ては此の方法は實に適切であつて、之れが爲に海外市場に大に聲價を博したものであるが、併し爾來數年間依然として其方法を今日の進歩せる製絲業の上から觀る時は、其粗末なるものであるから、之れを改良を加へず、其儘今日に至れるものであるから、之れを改良せる製絲業の上から觀る時は、其粗末なるものの原產地が本邦産數の蠶

絲國なるだけに、優良なる原料繭を生産し、之を使用して繰製するものであるから其生絲の實質の上にも謂ふべからざる妙味を存するばかりでなく、其値段が比較的低廉である爲に斯く其需要を繼續するのであるが、其實質に斯くも掬すべき味の存するは全く原料の良い爲であると思ふ、左れば佳良の原料を用ゐて粗末の生絲を製造し安價に之を販賣する譯であるから實に惜い事なのである。

▲折返絲改良の一策

聞く所に據れば福島縣に於ては近來器械製絲工場を設計するものが漸次増加すると云ふことである、之は誠に尤もなることで即ち資本をかけても優良なる原料を適當に利用して生絲の眞價を發揮させようとする誠に結構なる方針と思ふのである、併し器械製絲業の經營は誠に六ヶ敷もので、嘗に多大の資本を要する許りでなく、之が經驗ある多くの人士を要することは申すまでもない、其處で今一ヶ年約一萬梱の產額ある、折返絲を假りに器械製に變更しようとすれば、少くも百人繰の工場を五十ヶ所位は設備しなければなるまい、例令其事柄は善いにしても、斯ることは到底短時日の間に能く其目的を達することは難いと思ふ、其故に折近絲は折返絲として何とか費用のかゝらぬ方法に據り、幾分にても之に改良を加へ、少しにても其價格を昇らしむることが出來れば、實に國家の利益であると思ふ、由來折返絲の主なる缺點は、再繰中に切斷多くして繰返しの困難なると、デニールの甚しく不揃ひなるとてある、其原因は絡交の不整備、綛の糊着、細むら等の關係が重なるものである、今折返絲を改良するに當り先づ適當なる、絡交器を裝置すると、綛の糊着を防止するの手段を講じたらば、再繰不良の障害は其大部分は之を除くことが出來ようと思ふ、故に希望する所は折返絲改良の一策として、差向綛の整理を行ひ之を完全にすることである。

▲米大陸に其販路を擴張するの動機ともならん

其方法としては或は共同揚返所の設置も其一手段であらうが、共同揚返所は之と同時に共同販賣を行はなければ、殆んど其効果を舉ぐることは出來ないと思ふから、今の折返の組織に直ちに應用するには適當ではあるまい、然らば何うすればよいかと云ふに今折返絲を檢すれば兎に角周圍一定の綛を形成して居るから、必ず或揚返場にて其設備の器械に依り夫々綛に仕上げらるゝものたることは明かである、故に此の既設の揚返器に少しく改良を加へ、今日最も適當と認めらるゝ絡交原器を取付け、大枠の回轉と、絡交桿の往復との關係を適宜にし、綛に完全なる絡交を保たしむると同時に、揚返中雨天等の場合には、相當なる工夫を凝らし、綛の乾燥を計ることゝなし、尙緒留、編絲等にも改良を施し、今日最も適當と認めらるゝ方法を採用したならば、獨り綛の糊着を避くることが出來るのみならず、絲條整然として再繰上の手數を減抑し得ることは實に少くないことゝ考へらる、隨て再繰工女の擔當錢數を増加すべきは明かであつて、之を從來の

ものと比較すれば、其面目を一新することは疑を容れぬのである、斯る方法を施すに於ては格別其生產費を嵩むることなしに折返絲を改良することが出來るのみならず、之を往時の鐵砲造變造の當時に比すれば、一層海外顧客の歡迎を享くべきものと信ずるのである、或は之が爲に米國大陸に向つて、其販路を擴張するの動機とならぬとも云へないのである。

▲當業者の熱心に俟つの外なからん

斯して綛の整理法が完全に行届いたならば、更にデニールの整齊に向て改良の策を建つることも出來ると思ふ、併し其は他日に讓り茲には第一着として、綛の整理の實行を切望して止まぬものである、其實施に就ては内外關係者の意向を確むることは勿論であるが、要するに當業者の鋭意熱心に俟つより外はないのである、之豈獨り一人一己の利益のみにあらずして眞に國家の富源を増進するの途であると思ふ、余は當業者諸君が速かに此點に向つて充分なる調査研究を遂げられんことを切望して止まぬのである。

●上田蠶絲專門學校入學試驗

來四月開校せらるべき上田蠶絲專門學校に養蠶科及製絲科第一學年生徒各科を通して約百人を募集せらるゝ由なるが入學者の資格及入學試驗科目は左の通りなりといふ

入學志願者資格品行方正身體强壯年齡滿十七歲以上ノ男子ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者

一　中學校ヲ卒業シタル者
二　專門學校入學者檢定規程ニ據ル試驗檢定ニ合格シタル者
三　專門學校入學者檢定規程第八條第一號ノ指定ヲ受ケタル者
四　甲種程度ノ實業學校ヲ卒業シタル者但シ志望學科ト同種類者ハ類似ノ學科ヲ修メタル者ニ限ル

前項第一號第三號又ハ第四號ニ該當スル學校ニ在學シ本校入學試驗期日前ニ卒業スヘキ見込アル者ハ當該學校長ノ證明ヲ得テ入學試驗ヲ受クルコトヲ得

入學試驗科目　國語及漢文、英語、數學、物理、化學、動物、植物トシ中學校卒業ノ程度ニ依リ之ヲ行セ別ニ體格檢査ヲ行フ

入學試驗期日及場所　明治四十四年三月二十七日ヨリ　上田及東京（場所確定次第通知ス）ニ於テ施行ス出願期日及其他　入學志願者ハ左ノ書類ニ入學試驗手數料金三圓（現金又ハ郵便爲替券ニ限ル）ヲ添ヘ明治四十四年一月十日ヨリ同二月十日マデニ文部省内本校事務所ニ到達スヘキ日取ヲ以テ差出スヘシ但シ入學願書及入學試驗手數料等ヲ郵便ニ付スルトキハ書留トスヘシ

何等ノ事由アルモ一旦納付シタル入學試驗手數料ハ還付セス

入學試驗日時割

體格檢査	三月二十七日	午前八時ヨリ
數學	同　二十八日	午前八時ヨリ十一時
國語、漢文	同	午後一時ヨリ三時
英語	同　二十九日	午前八時ヨリ十一時
化學	同	同午後一時ヨリ三時
物理	同　三十日	午前八時ヨリ十一時
動物、植物	同	午後一時ヨリ四時

朝鮮蠶業の現況

通常會員　三田伊三郎

朝鮮の風土は能く蠶業に適し、古來盛に行はれたるも、其經營の方法頗る拙劣なるのみならず、在來の桑園は概ね野生に等しく劣種にして、蠶種は黄白混淆、繭形不同、繭層薄き三眠蠶なるを以て利益少なく、加ふる農政其宜しきを失ひたる結果、斯業は漸次衰退して產額減少し、唯僅に自家用を滿すに過ぎざるが、明治三十九年統監府の設置せらるゝや斯業の大に有望なるを認められ、時の韓國政府に勸告して、從來の施設にして其當を得ざるものは悉く之を廢止せしむると同時に、一方日本より技術者を招聘して蠶業に關する講習講話又は實地指導を爲さしめ、或は桑苗、蠶種、繰具等を日本より輸入して一般蠶業者に無代配付せしめ、或は若干の補助金を與へて蠶業傳習所、種蠶共同飼育所、桑園及桑苗圃の設置を奬勵せしめ、或は勸業模範場を讀與し、於ける開發者となる等、何れも斯業の改良發達に寄らず、又講習講話、種蠶共同飼育等によりて實地指導を受けたる當業者は實習を排して、益々新智識の活用に勉め、漸次改良されて桑業良質となり、栽培桑は何れの地に於ても生育良好なるが上に、桑業頗る有望に適し、其善良なること到底在來種の比にあらざるを以て、當業者は大に此種の桑園の急設の必要を感じ、之が設置を爲すに至れり、今や各道を通じて約五百町歩以上の新桑園を見るに至れり、內地蠶種は朝鮮在來種に比し蠶兒強大、成繭優良にして、其生產繭は在來種繭（一石十圓內外）の約三倍の高價を以て買收せらるゝが故に大に當業者の歡迎を受け、昨今破竹の勢を以て普及せられつゝあり、昨年の其繭生產額は約三千石に達すべき見込にして、總產繭額（約三萬石の推定）の約一割に相當すべく、尙朝鮮には從來一部の地を除くの外、夏秋蠶を飼育するもの殆んど無かりしが、昨今地方蠶業傳習所、種蠶共同飼育所は勿論當業者に至るまで之が飼育を爲すもの漸く多きを見るに至れり、又蠶具は從來概ね家具を代用し、製絲は非手によりて紬出せられ、器械を用ふるものの極めて稀なりしが、昨今各道の材料を以て內地製品に模造せる製絲には在來の器に改良施工したるものの及內地產繰を使用するに至り、大に生絲の品位も向上したるを見る。

要するに過去數年間に於て爲されたる各種の奬勵施設は何れも當局の得意、幾多の困難中遂に不振の狀態にありし蠶業は、今や各般に渉りて革新の端緒に就くを得たるのみならず、

此の秋に當り二千有餘年來の懸案たりし韓國併合も解決し朝鮮總督府の新方針は布かれて、舊殷の制度（新たなり）爲の人材は地方廳に配置せられ、臨時賜金より年々生ずる利子中、五十餘萬圓の大半は蠶業の奬勵に用ひらるべし、總督府に於ても亦相當の幾萬圓計畫あるべく、交通運輸の便は今後益々開けて蠶業の發達を刺助すべく、加ふるに朝鮮の風土は能く蠶業に適するを以て、將來は格段の發達を爲し、單に朝鮮內地の應用を充すのみならず、主要なる輸出品となりて海外に進出するの時期遠きにあらざるを信じて疑はざるなり。

人造絹絲に關する調査

（前號）
里見副領事　木島孝藏

九、人造絹絲製造に關する政府の保護奬勵並に其影響

佛國に於ては人造絹絲の製造に關し補助金を附與せず關稅は從來一基に付九法四十壹ル課して內國產の保護に居れるが下院は昨年一月二日の關稅改正案第二讀會に於て從價稅二割五分を基礎とし一般稅率百五十法最低稅率五百法を課することゝ議決せり

人造絹絲は化學製品にして何れの國にて製造し得るものなるが故に各國共に其國內の製造を奬勵する爲外國製品に對し賠償の輸入稅を課しつゝあり其結果人造絹絲製造會社は各其工場を各國に設けて製造するの有利となり當に各國間の輸出關稅以外の方法により之を妨害し奬勵するの如かず斯り携帶的に新設會社に對

し若干年間各種の稅金を免除すれども之各種の新設會社に向つて同一の保護をなすものなれば特に人造絹絲のみ裨益する爲にはあらず

最近に於て人造絹絲製造家の注意を惹きしは米國の新稅率なり同稅率に據れば

單絲	filé simple	一封に付	九〇參
緯絲	tram	同	一弗〇〇參
經絲	organsin	同	一弗二〇參

となれり之より先き獨逸「フランクフォート」の製造家及佛國「アヂャンソン」の「シャルドンネー」會社等も共に米國に工場を起さんとしたりしが資金其他の關係より荏苒今日に及びしに新稅率は先づ英國の工業家をして躍起せしむるに至れり英國 Coventry の Samuel Courtaud & Co. と稱する人造絹絲の大製造所は「ペンシルバニア」州にて「フィラルデルフィア」に近き Chester に於て地所を買入れ廣大なる人造絹絲製造所を建設することゝしたり因に曰ふ現に米國には幾多の小規模なる人造絹絲製造所あるに同會社が之を顧みずかゝる大計畫を敢てしたるは同會社の人造絹絲製造法は木綿の代りに木材の纖維を用ひ他の製造法に比し大に廉價に製造し得るが爲にして又其原料は從來瑞典産を用ひたれども合衆國其奈陀に於ても原料を求め得べきを確めたる爲なりと云ふ

新稅はかくの如にして開かれたり若し同社にして好成績を擧げんには佛獨の同業者も亦其例に倣ふに至るべく米國の新稅率の影響歐洲の新工業を啓發するに至れり

新工業を啓發するに米國の如く大に稅率を高むるものあり英國の如く同國にて特許を得たる發明は必ず同國にて之を實用せしむるものあり日本は如何にすべきかは大に研究すべき問題なりされども勞銀は安く本品の製造に不便なるもの少なきが如くなれば之等の保護を加へざるも早晩かゝる製造所が自然に出現するに至らんか聞く一九〇八年に於て本邦の人造絹絲輸入額は約十萬餘圓（內八十四%は佛國より十四%は獨國より二%は米國より輸入し多くは京都にて消費せらるゝと云ふ）に過ぎざりしも專賣特許に依頼より輸入するを以て高價となるが爲ならん若し本邦にて製造するに至らば數年ならずして廉價に製造し得るに至るべく從つて其需要も增加するに至らん

十、人造絹絲の將來に對する意見

人造絹絲の將來を豫言するは頗る困難なり蓋し學術上の發明進歩は常に人意の表に出づればなり因て予輩は茲に本商品の既往現在其他の事情を記述して識者の參考に資するに止めん

Koelniche Zeitung は一九〇八年に於ける人造絹絲工業の概況を論じて左の言をなせり

Barmen の商業會議所は其報告中此の新工業に關し述べて曰く

「當地にある多數の大工場に於て製造する人造絹絲の裝飾品及其類似品は一九〇七年の好商況を維持せるのみならず中には間々取引高及利益を增高し行く製造所もあり本商品の需要は常に多く供給は價格を高めて辛うじて之と平衡を保つの勢にあり」と之に同じ Wupper 地方の商況に止らず却して以て人造絹絲工業の全部に適用すべし流行の趨勢は人造絹絲の重なる用途なる紐、組物、裝飾品等の製造を助長し之を多量に消費せしめたり且「ボタン」の流行も亦本原料を多大に消費せしめたり刺繡「ダンテル」の製造も亦年々多く此原料を使用するに至れり靴紐「リボン」となすべき織物中に人造絹絲を應用するの試驗は成功したれども未だ其廣く行はれざるは天然絹絲が著しく廉價となりたるに因らずんばあらず然れども家具用、裝付用とすべき織物の製造者は人造絹絲の確かなる得意となれり要するに人造絹絲は大なる新用途を見出さゞりしも其既に使用せらるゝ工業に於ては益々地位を安固にし價格の騰貴によりて其用途が減ぜざるに至れり且夫れ人造絹絲に關する發明は日に日に新たにして其質其體さに於て益々天然絹絲に近似せんとするものなれば遂に新用途を開くに至るべし本商品の製造法の多數は大工業に適せざるが如きは事の實際なれども益々進歩しつゝあるは一般の等しく認むる所なり

獨逸の人造絹絲製産高は一九〇八年に於ては約一、二〇〇、〇〇〇基にして其價額は一、五〇〇、〇〇〇基此價格約二〇、〇〇〇、〇〇〇馬克とす輸入は主として瑞西國「フランクフォート」の株式會社なる Vereinigte Kunst-seide fabriken は二の國に數箇の製造場を有す）及白耳義國より來るものにして輸入九〇〇、〇〇〇基輸出は六〇〇、〇〇〇基とす此「フランクフォート」の株式會社の第一の得意は合衆國次は伊太利なるが從來日本も亦人造絹絲の顧客として稍に出顯せり

人造絹絲の世界の產額の總計は約四、〇〇〇、〇〇〇基なるべきか前記の Vereinigte Kunstseibe fabriken が使用する硝酸「セルュローズ」の原料にて製出せらるゝものは常に其最大部分を占め約二、〇〇〇、〇〇〇基なるべく Elberfeld の株式會社 Vereinigte Glanzstoff-Fateken が使用する安母尼亞銅溶液にて製出せらるゝものは一、四五〇、〇〇〇基なるべし而して「ヴイスコーズ」の方法は一九〇七年初めて多量に製出するに至りしが其光澤纖度の優良なるが爲直ちに人造絹絲界に其地位を占有し六〇〇、〇〇〇基を市場に供給するに至れり

左表は諸會社の成績の要略を示す

硝酸「セルュローズ」の方法　(Chardonnet)

	佛國「アヂャンソン」「シャルドンネー」社	白耳義 Cubize 人造絹絲社	獨逸「フランクフォート」Ver Kunsts	洪牙利 Société Hongroise briva.
出高	四〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	四三〇、〇〇〇	一四〇、〇〇〇
純利益	一、一四一、六〇〇	九七〇、三〇〇	四〇〇、八〇〇	四五〇、〇〇〇
配當 率%	四〇	(ロ) 三〇	一〇	—
配當 金額	八四〇、〇〇〇	一、〇一〇、〇〇〇	三六〇、〇〇〇	—
償却基金	三〇、〇〇〇	三六、一〇〇	一四〇、四〇〇	一六〇、〇〇〇
準備金	—	一〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	—
(イ)積立金總計	八八〇、〇〇〇	一四〇、〇〇〇	二、六八八、一九〇	—

（イ）の內には職工救濟資金を含む

（ロ）優先株には五%第一回發行の株式には四五%とす

Servar 社は前年の損失二〇四、五九九「クーロン」を償却するを要す

伊太利 Pavie の Societa Italiana della Seta Artificiale 社も此の方法を用ふるものなるが一三八、九九四「リル」の償却基金及三〇、七六三「リル」の損失を償却するを要す

巴里に在る「シャルドンネー」會社にして Soie Arti-ficielle pour les Etats Unis et l'Amerique du Nord と稱する會社は清算するに至れり

白耳義 Cubize の人造絹絲社は更に其事業を擴張すと云ふ

安母尼亞銅溶液の方法　(Glanzstoff)

	獨逸 Elberfeld Ver. Glanzsoff-fab.	墺國 St. Polten E. Osterr Glanzstoff.	佛國巴里 Soie Artificielle.	佛國 Izieux Soie Artsficielle
製產高	八〇〇、〇〇〇	二三四、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一四〇、〇〇〇
純利益	二、八六八、八八八	四五一、八六〇	三〇、四〇八	一六〇、六八八
配當 率%	二〇	一〇	五	八
配當 金額	一、〇〇〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	八〇、八〇〇	一四八、〇〇〇
償却基金	三〇〇、〇〇〇	六八、一〇〇	一〇、一六〇	三一、一〇一
準備金	三〇〇、〇〇〇	六八、一〇〇	三〇、一〇〇	三一、一〇一
積立金總計	三八〇、〇〇〇	一三一、一〇〇	八八、一〇〇	三一、一〇一

此の方法を使用する獨逸、墺太利の諸會社は一九〇八年中著しく其規模を擴大せり

英國の新法律は特許發給を得たる發明は英國內に於て營業すべきものとなしたる爲 Vereingte Glanzstoff-Fabriken は「シヤアナール」に一二五、〇〇〇磅の資本を以て British Glanzstoff-Manufacturing Co. Ltd. と稱する會社を新設し獨逸會社の諸特許を買受せしめたり而して Flint にて新築中なる工場は一ケ年に二五〇、〇〇〇基を製出するの規模なりと云ふ

「ヴイスコーズ」の方法

此方法を使用する會社にては詳細なる成績を公表せず獨逸に於ける最大なる「ヴイスコーズ」の製造所たる Sydowsane Handel Donnersmarckschen Kunstseide und Acetatewerke の如きも其營業狀況を公表せず然れども同社の一ケ年の產額は約一二五、〇〇〇基なるべし

英國の Conventry Samuel Courtauld & Co. が市場に供給する所は三七五、〇〇〇基にして同社の利益は四六、九六八磅なりと

白耳義の「アロスト」に在る La Société Générale dela Viscose は一九〇八年中に其組織を改造したるが此の改造は成功せりと云はざる可からず蓋し年末の頃には日々三五〇基を製造し得るに至り一八〇、三〇二法の利益を收めたればなり從つて前方の製年度損高は二八、二〇三法に過ぎざるに至りたればなり

白耳義の Hal にある La Société Anonyme des Soies Artificielles de Ha (L.Lukmeyer) 甚不振の境に在りしが遂に清算するに至り曾年獨逸の「ケルン」に創立せられたる Reinische Kunstseide-Aktion-Gesellschaft 社は未だ其製品を產出するに至らずして經營費三五、二〇一馬克の損失を以て閉社せり

或者曰く初めて人造絹絲の出現したる時は無限に大なる將來を有するものゝ如くなりしが現今に於ては其適用の範圍も略々定まり復た往年の勢を有せざるに至れり蓋し其適有性なる强度の不充分なるは其用途を制限するに至りたればなり即

ち組物（Tresse）紐（Lacet）衣類及帽子の飾等に使用し得るに過きさるに至りたればなり里昂附近の地方に於ては St. Chamond 及 St. Etienne 等にて組物及平組紐（Galon）の製織に使用するに止まればなり唯近年始まりたる使途にして發達の見込あるは窓掛椅子等の家具に用ふる織物及張付用となすへき織物に濫用するものにして其光彩天然絹絲に勝るか故なり

斯の如く若干の强度を要し若くは濕潤に耐ふるを要する織物に適せさるも製織家の需要あるは價格の比較的低廉なるにあり初めは一基に付約四十法なりしもの現今は平均二十法に過きされはなり是を以て各製造會社の主力を注くは製産費を減し品質を改善せんとする事にして果して更に價格を低減する事を得は使用の範圍も擴大すへく終に劣等の天然絹絲に代用せらるゝに至らんか

或者曰く人造絹絲の價格は著しく相場超し製産高は常に普通の需要に應するに足らさるより時々大に相場の變動を呈す由來需要供給の間には平衡を得さるへからす然れとも新商品は其年齡を加ふるに從ひて漸次に需要供給の平衡を得るものにして人造絹絲も亦此軌道を逸する能はさるや論なきなり

人造絹絲の需要は次第に增加し供給之に伴はす是に於て價格騰貴す價格騰貴すれは需要減し流行は變して他の材料を擇ふに至るかくの如くなれは製品は空しく倉庫に堆積す此に於てか價格は低下す價格低下すれは需要增進し流行は復た之に歸るかくの如く景氣の一進一退するものあれとも本品にして愈々大工業に使用せらるゝに至らば消費の量も漸次に增加し商況の激變も漸次に減少し本品の製造も漸次發達するに至らんか

Moniteur des Soies は一九〇九年中獨逸に於ける人造絹絲の商況に關し報して曰く

人造絹絲製造業に關しては予輩は不幸にして本年も亦前年と同一なる好況なりしと云ふ能はさるを悲む其製産數量に於ては前年に比し著しき減少を見されとも價額は低落せり著しく暴落したるに非されとも間斷なく低下せり之か爲め人造絹絲の主要なる用途たる裝飾品の製造に使用する事は前年に比し著しく減少せり好景氣なりし一九〇八年の第四季後は俄然不景氣となり此不景氣は新年の年初に始りて殆と三ヶ月間繼續したり爾來多少立直りたるも終年終に一九〇八年中に屢々見たるか如き眞の景氣を示さすかくの如く一九〇九年は一般の悲觀と消費者の氣鬱ひとに了れり

年首に於ては十六馬克半にして値段も保合ひしか漸次に十五馬克迄低落せる一九一〇年に入りては公定相場は猶此價を唱ふれとも實際は是以下にて相當の品を買入るゝに困難ならす是節は投機賣買の結果たるは勿論にして仲介商人の利益たるに止まるは遺憾の事に屬す

人造絹絲を織物に使用する事は初め流行品（帽子其他の飾に使用する織物）の製造に大に行はれ其他高價の製織にも成功し人造絹絲交織の各種織物は既に市場に紹介せられたり

惟ふに新商品は年齡を積むに從つて自然に範圍定まる人造絹絲の市場に出現するに當りては無限に大なる將來を有するもの如くなりしか爾來年を累ぬるに從ひ上述の如く適用の範圍定り現今に於ては其領域既に確定せるの觀あり將來に於ても其品質の上に大なる進步改善をなきゝる限りは此領域の更に擴張せらるゝこと無かるへきは何人も首肯する所なるへし而して Kolnische Zeitung の云ふか如く人造絹絲に關する發明は日に日に新たにして其纖度其强度に於て次第に天然絹絲の近似せんとするの傾向あるは事は實際なれとも果して天然絹絲と絕然同一の程度に迄進み得るや否やは疑問なるのみならす終には天然絹絲に酷似するに至る事あるへしとするも酷似なる程度は即ち未た及はさるの意味にして苟も兩者の間に優劣の差あれは其差の存在する限り優勝劣敗なる理法の司配を脫す能はされは養蠶製絲家は未た俄かに悲觀するの要なかるへし

人造絹絲に關しては充分なる統計なく世界全體の一ヶ年の産額に對して或は四百萬基なるへしと云ひ或は五百萬基ならんと云ふ要するに各人の推測する所概れ四五百萬基の間にあり Chardonnet の發明以來其生産漸次に增加して此の如くなるに至りたるものにしてそれ丈け蠶絲絹絲の領域を略取したるものと認めさる可からす終に今里昂絹絲商聯合會の公にしたる統計表に就きて世界の天然絹絲の總産額を見るに

一九〇二年より一九〇六年まて平均	一九、四二八、〇〇〇基
一九〇三年	一八、一三五、〇〇〇
一九〇四年	二〇、五〇〇、〇〇〇
一九〇五年	一八、八三〇、〇〇〇
一九〇六年	二〇、九一三、〇〇〇
一九〇七年	二二、〇六〇、〇〇〇
一九〇八年	二四、一八〇、〇〇〇

とあり人造絹絲の產額か漸次增加して一九〇八年には四五百萬基を産出するに至りたるに拘はらす天然絹絲は之か爲毫も其領土を蠶食せられさるか如き觀あるのみならす却て益々其産額を增加し行くの大勢なるは天然絹絲か一方に失ふ所あるも他方には新用途を獲得しつゝあるか爲か若くは需來の用途に消費高を增しつつある爲なるへきか要するに此の數字は蠶絲製造者の意を强うせしむるに足るものあり

然れとも科學上の發明進步は常に人の意表に出つ人造絹絲か非常の發達をなすことなきを保し難けれは蠶絲業者は常に之に對する計を怠るへからす夫れ人造絹絲の使用せらるゝは價格低廉なるか爲なり故に人造絹絲製造者の將來務むへき點は品質の改良と共に其生産費を減するにあり然らは蠶絲業者の之に對して務むへき點如何是亦品質改良と生産費減少の外あらさるへし盖し天然絹絲に比し人造絹絲の價格益々低廉なれは人造絹絲の需要益々大なるへく此要益々小なれは天然絹絲を用ふるもの益々增加すへけれは一面に品質の改良を怠らすして他方には又生産費減少を務め其價格をして益々接近せしむるは即ち天然絹絲をして益々市場に優勢を有せしむる所以なれはなり蠶絲業者か其生産費を減少すへきは獨り人造絹絲に對する策略たるのみならす又自己を保護するの道たるものあり序なれは之に關して一言せん

本邦絹絲の産額か年々激增しつゝあるは特に玆に統計を揭けて論證するまでもなく一般の首肯する所なるへきか此現象は果して慶事なるや否や此激增は果して能く世界の絹絲市場に於ける需要供給の平衡に伴ひつゝあるか年々絲價の殘留し或は價格低下の傾向あるは此平衡に似はざる生產過剩(Overproductione)の爲に非ざるか若し果してかくの如き事あらんか地方の有志者が農民を奬勵して絹絲の産額を增加せんとするは却て斯業の聲價を低す事となり田圃を變して桑園となし汲々養蠶に從事する眞意は却て自滅自殺をなしつゝある事となるべし有志者の蠶業を奬勵する者は能く世界に於ける需要供給の大勢を達觀し養蠶業者をして生産過剩の害弊を受けさらしむるに注意せさる可からず

良き品を安く賣るは商賣の秘訣にして何人も熟知する所而して亦何人も實行し難き所なり生産費にして減少するの餘地なくんば品質の改善に務むべく又品質にして改善の餘地なくんば減ずるを務むべし若し夫れ品質に改善の餘地あり生産費にも亦減少の餘地あらば二者共に務むべきは勿論にして皆之れ良き品を安く賣らんとする所以なり聞く本邦に於ては養蠶製絲改良論全國に反響すと、かくの如くならば速かに其功を見る能はざるも漸次改良の實を擧ぐるに至らん予輩は此際に於て大聲生産費減少の必要を唱へんと欲す生産費の減少とは賃銀を減額せよ工女をして過度の勞働をなさしめよと云ふの意味に非す自然力機械力を利用し科學上の發明利用を務め本工業の經濟的發展をして更に大ならしめよと云ふに在り凡そ事は言ふに易く行ふに難し當業者の苦心は諒とする所なり然れとも更に仔細に熱心研究する所あらば漸次多少の進步を實現し得へし今日本邦蠶業者に希望する所は粗製品を多く製するに非ず多く製するに務めんよりは寧ろ品質の改良に在り量は爭はんよりは寧ろ質に競はん事是なり然れども滔々たる絹絲生産激增の勢は今俄かに制し易からざるべければ予輩は此勢に品質改良と生産費減少とを加味せん事を希望するものにして而して生産費減少を最も急とする所以に絹絲の低廉なる時に於ても當業者をして損失を免れしめんとするにあり今日の産出高にて今日の品質にても價格に於て一層低廉となす事を得ば本邦絹絲の販路は多少擴大すべきを信ずるの理由あればなり生産過剩に對する積極的の療法なればなり（完）

伊國蠶業の整備

千九百十年十二月十六日「ミラーノ」（發刊コリエーラ、デラセーラ）所載

（羅馬十二月十五日夜發）ルッアーチ閣下監督の下に終結を告げし蠶業調査會の結果に基き、ライネク農商工務大臣は伊國蠶業の發達を奬勵庇護するの目的を以て蠶絲協會創設法案を衆議院に提出したり。

本協會はミラーノ市に中央局を、トリーノ及コーモの兩市に分局を設置して、尚ほ必要と認めらるゝ地に支局を置く權

能を有せり。

本會は蠶業に最も適當なる地方に對しては特に桑及養蠶の奬勵を援助し、蠶業教育及蠶業の進歩を必要とする般の研究を遍く奬勵し、並に世界各市場の統計及報告を蒐集することを以て目的とせり。

右の外本會は蠶種の共同購入、共同養蚕乾燥、及共同販賣を奬勵するの勞を取り、又之に關して蠶絲繭等の賣買拓殖費付及繭層絲の倉荷證券發行及同證券の割引に對する細則を規定すべし。

本會の經營に關して政府は三千ヶ年各年百萬理を同協會に下附し、及其他の開體は一部經營の負擔を豫約し、尚ほ蠶業絲織業者は各年二十五萬圓の補助金を為して之を援助し、各貯蓄銀行國立老壽者救濟銀行及國庫省預金局の調限の下に、共同倉庫業行の抵當證券に對して有利の割合に於て貸付を爲すの許可を與へらるべし。

本協會には二十六名の評議員及若干名の理事を置き本協會は兩省の委任官として之に充て、尚ほ同委任官は本會に對し最高の監督を行ひ、以て會は理事に於て選擧し農商工務省令を以て任命すべし。

又桑及養蠶の奬勵に關して農商工務大臣は新に官立桑園を設置し、桑苗を無償にて分配し、及び郡部並に島嶼の農業者には桑苗の植付に對して補助金及奬勵金を下附し、其他養蠶室には使用し得べき室を有する農家や屋の建設を奬勵し、飼育

上必要なる指導を與へたる者、及貝殼虫の被害を防ぐに就き協力せし團體に奬勵金を下附すべし。

一、コーモ市の蠶業教育及其研究に關する激烈の刺戟を與へんが爲め、コーモ市附屬博物館の像算に六萬理、及絹織工業學校に二萬理を增額し、アスコリ、ピチェーノ市所在學校内に桑及養蠶試驗所を創設すると同時にパドゥア養蠶試驗所に於て獨立なさしめ、且此兩試驗所は農商工務省監督の下に於て獨立なる國實驗學校に準據して組織せらるべし。

又ミラーノ、ポルチ、及ベルーザア高等農學校に桑及養蠶科を講義し、實驗所を設置し、尚農商工務省は其豫算中に一項目を特設し、南部に於ける農業學校及巡回學校に補助費として十萬理を支出し、以て臨時講習會を開設し、桑及養蠶智識の普及を圖れり。

法案中には關稅及運輸に關するの條件を包容し、且屠絲輸出稅を廢止し及郵便又は鐵道に依て發送の蠶種不達の爲め、不用に歸したる場合に於ては之を競賣することなく廣棄すべきことを規定せり。

七福蠶座

東京府下荏原郡品川なる寺島式製絲所の發賣特許七福蠶座蠶見發育最も有効の方法に織りたるものの由にて義に特明品博覽會に於て發明證書に對し最高金賞牌々七福蠶座に對しては銀賞牌々受領に力りといふ。

實驗談

雨しげく濕氣多き年の秋蠶に於ける眠座乾し方に付いて實驗

神奈川縣高座郡大和村下鶴間

地方奬勵委員　高下才介

昨年度即ち明治四十三年に於ける當地方（所謂相模原の東南端海岸を距る約六里）の秋蠶は、一飼期より四飼期に亘り（八月上旬より中旬にかけて）比較的雨が多かつた爲め自然蠶座の乾燥に骨が折れました、殊に眠座の乾かし具合に付いて、私は種々心配もし、樣々工風もした結果、二飼蠶の眠座をつくる時蠶兒が絲網をかけ、私は秋蠶の眠除起除共悪糠を用ゐます）やゝ多量の桑を與へました、それを五分通りも食ひ落したと思はれる時、嫌めよく乾かして置いた籾殻に蠶座に敷き、猶ほ其の上に乾いた細網を敷いて、それに細網あげして蠶兒を移しました、そして荒増桑を食ひ落すの

雨しげく濕氣多き年の秋蠶に於ける眠座乾かし方に付いて實驗

を待つて迎つかけに飼桑しました、其の桑を六七分も食ひ落して、蠶兒は見事に眠に就きましたので、其所へ細桑をかけましたので、眠座も十分に乾燥し、かぶせた細桑も乾き過ぎるかと思はれる程乾きました、從つて蠶兒も至つて壯健らしく起き揃ふたのであります、やがて起蚕の網あげをして見ると、豈計らんや起きてから眠除の時、かけた絲網の裏へ廻つた所の蠶兒が少から寸居りました、これは絲網の下に敷いて置いた細網の爲め隙き間が出来て居たからであると、へつきりさしたので、次の三飼蠶の眠除には絲網と蠶座の間に細網を敷くのは二眠の時と同じ樣にして置いて、適

當に乾いた時分を見計らつて更に繭網丈は取り除いた上、細桑をかける事にしまして其合を見て居ます、こんだは實に中分なく眠座の殘桑が好い具合に乾いて、眠起共少しも故障なく起裏を除く時も、繭網の裏へ蠶見が廻つて居る樣な事はありませんでした、此の眠座の乾かし方は普通の時ならいざ知らず、雨天勝ちの時に此の位餘分な手間をかけるのは何でもない事と思ひます、私の實驗した所では決して惡くはありませんでした。

實驗談歡迎

蠶絲業に學者風土の發展とは經營が出來ぬ故に之が經營上最も尊重すべき位置學者の實驗なるかは未だ本誌は讀者諸君の實驗を本欄に載せ經營の參考に供したいと思ふドウカ自前に拙る蠶種の需要なり繭蠶の解放なる無數の飼育なり或は桑園のこと或は製糸のこと何にでも宜しいから諸君の御成績を極力發揮せられたい

松井健次郎君

南嶽

▲亡父の跡を襲ひて家運を挽回す

君今年齒耳順を超ゆることゝ雖も尚矍鑠として斯業に精勤し客秋島取安倉品評會に於て優等賞を受け光榮を恣にし牡者の鑑眞に記するに足る、君名は茂信、健次郎は其通稱なり、父は右衛門義真と呼び母は藤子、族籍は石川縣鳳至郡多野村美君は實に其第二子にして弘化四年十月を以て能登國鳳至郡大字上大塚村に生る、家世々名主を勤め傍ら酒造を營み名聲隆々たりしが不幸にして父君が出生の當時は赤貧洗ふが如き有樣なりしが家運漸く傾き君二才の春父君逝に白玉樓中の人となりしより一切の家事は君が手によつて調理せらるゝ事となり、乃ち如何にもして家運を再興せんと企て遂に下女を雇ひ、君は專ら家運の挽回に力めたり、或は官地の拂下を受け、當時村人等耳語して曰く「桑など植えて掘るときが氣の毒だ」と、蓋し君が身邊より出でゝ桑を見て嘲笑を買つて揶揄されしならむ、然れども常器にあらざる君夏此等に意を介せず、其所思に向へて徐に業を進むるや果然蠶は年一年と勃興し來り昔つて「掘るときが氣の毒だ」と嘲笑せし者今や先を爭ふて桑樹を栽植するに至れり。而かも君は今に於て同地方に於ける桑園開設の魁にして又最も廣き桑園の所有者たるを失はざるなり。此の如くして養蠶事業は年一年に好況に向ひ特に其製種は至る處に歡迎せられ、愈張に次ぐに愈張を以てせり、しかれども君は之れを以て不當の利を漁り、自ら其懷を肥さんとする者にあらず一攫巨利を占め得々たる間に君冷然として之に一瞥をも與へず、自ら一刀を帶び代官紋服姿に蠶種を背負、玉の如き汗を流して內地に販賣し、僅少の利に甘じたりき、當時人其愚を笑ひ、今へりを嘲へり、笑ひへる人の愚や遂に及ぶべからず、後日彼の橫濱貿易蠶種燒却事件に逢ひて非常の損失を來し、產を傾け信用地に墜して再び起つ能はざるの悲境に沈淪せるに際し君は此累を免れ獨り悠然として蔭狀を續け益々發展の盛運に會し、漸次土地を購ひ財を蓄へ又蠶室を增築して家運を挽回せり、

▲種徇背負主義

君が斯業に關する卓見と熱誠なる努力とは遂に家業の繁榮を來し、今や製種の販路三府二十餘縣に亘り帝國の大半は擧げて君が蠶種を見ざるなきの盛況を呈せり、然れども君飽にて曰く「桑なる種徇を背負ひ、自ら脚力を以て全國を行商し、以て實業の發達に盡せり、君の徇種は常に良種を供給せんとし、常に曰く「自分も出掛けて相互に研究せんと欲す」と、其親密の度が深く信用も薄くなりなす、それ故に確實の御得意先になりませんと、彼の詩人大の廣告を爲す自費自讀以て愚直の地方人を釣り、後は野となれ山となれ主義と其主義とを異にすると雖ども此の如し、君の今日ある蓋し怪しむに足らざるなり。

君の有法は高山社に倣ひ、育法にして種徇は又青熟及支那種の三種に限り、統一の種類として專ら又昔に重きを置けり、而して又自家成しつゝあり、高山社蠶業學校に託學生を置き、年々六十名迄の學生を養成しつゝあり、近時君の令名を慕ひ其門に入らんとする者頗る多しといふ、眞にさもありぬべし。

▲受賞の數百餘に達す

君家に子なく、即ち令姉の第二子を迎て嗣子となす、今君が双手となりて斯業に盡瘁せる邦治氏乃ち其人なり、邦治氏幼より蠶業を好み長じてよく君の意を繼き其一日も蠶業を念せざるなく其小學校を卒るや進んで高山社に入り、蠶種檢査員養成所を卒業し、又更に西ケ原蠶業講習所第二回蠶病檢査員を拜命し、轉じて蠶種檢査員となり、其後職を辭して家に歸るや君の業を助くること益々厚く、君爲めに業務に除く暇なく遂に家を生じ製種意の如くなるに及びしより各地品評會又は共進會等の催あれば必ず出品せざるなきのみならず、三十一年始めて帝國農家一致協

此の盛況に押されることをなさず、唯着實を是れ旨とし自ら脚力を以て全國を行商し、以て實業の發達に盡せり、君の徇種は常に良種を供給せんとし、常に曰く「自分も出掛けて相互に研究せんと欲す」と、其親密の度が深く信用も薄くなりなす、それ故に確實の御得意先になりませんと、彼の詩人大の廣告を爲す自費自讀以て愚直の地方人を釣り、後は野となれ山となれ主義と其主義とを異にすると雖ども此の如し、君の今日ある蓋し怪しむに足らざるなり。

君の有法は高山社に倣ひ、育法にして種徇は又青熟及支那種の三種に限り、統一の種類として專ら又昔に重きを置けり、而して又自家成しつゝあり、高山社蠶業學校に託學生を置き、年々六十名迄の學生を養成しつゝあり、近時君の令名を慕ひ其門に入らんとする者頗る多しといふ、眞にさもありぬべし。

▲受賞の數百餘に達す

君家に子なく、即ち令姉の第二子を迎て嗣子となす、今君が双手となりて斯業に盡瘁せる邦治氏乃ち其人なり、邦治氏幼より蠶業を好み長じてよく君の意を繼き其一日も蠶業を念せざるなく其小學校を卒るや進んで高山社に入り、蠶種檢査員養成所を卒業し、又更に西ケ原蠶業講習所第二回蠶病檢査員を拜命し、轉じて蠶種檢査員となり、其後職を辭して家に歸るや君の業を助くること益々厚く、君爲めに業務に除く暇なく遂に家を生じ製種意の如くなるに及びしより各地品評會又は共進會等の催あれば必ず出品せざるなきのみならず、三十一年始めて帝國農家一致協

會品評會に繭を出品して以來各地の品評會、共進會博覽會等へ出品し受賞したる數四十二年に至る迄無慮百十八回の多きに及べりといふ、松井君父子の精力眞に當業者の典範と爲すに足る。

▲綠野製絲社を創立す

君又製絲業に力を用ひ、率先地方製絲の改良發達を唱導し自ら其範を示しゝが、十二年地方未だ製絲結社を有せざる時に方り、東西に說いて綠野製絲社を創立し、盛に製品を横濱に出しゝが、絲價の變動は屢々社を襲ひ來り社運を危からしめしこと數回に及びしより、遂に二十四年甘樂社に加入し、甘樂社綠野組と改稱し、之が重役に舉げられ監查役より副組長に推され鋭意社運の隆昌に力め聲望內外に高かりしが、四十三年產業組合法により組織を變更するに及び、又推されて常務理事の要職に就き現に其職に在りて營々たり、此外公共の要職に盡くしたること頗る多く地方產業の興隆君に負ふところ少からざるものあり、編者は新界の爲め天壽を恣にして益々君が發展を望むや寔に切なり。（完）

柴藤商務官の渡米

商務官柴藤氏には去八日午後三時横濱解纜の地洋丸に搭乗渡米の途に就かれたり切に氏の健康を祈る

桑木菊吉君

南嶽

▲夙に經書に親しみ農耕に從ふ

君は鳥取縣東泊郡八橋町大字保村の人、文久三年八月其地に生る、八才にして隣村金市村大谷健齋氏の門に入りて書算の道を學び孜々として、倦まず、明治九年始めて小學校の設けらるゝや轉じて茲に學び、其業を卒りてよりは更に八橋町の漢學者藤本重郎氏に就きて經書を學べり、通學二星霜又些も怠色なし、傍ら父祖の業に從ひ鋤鍬を肩にして農地を耕しゝが、其業を襲ぐに及びて專ら力を農事に注ぎ夙起晏眠甚だ努めり。

▲居村は名代の旱田地方

抑々君が居村の位置たる北は七八丁にして海に接すと雖も荒磯にして漁撈に適せず、東に加勢陀川、西に洗川の二流あるも夏季に至れば水涸渇して河底の砂礫爲めに燒くが如し。加之地盤脊く灌漑の便十分ならざるが故に舊藩時代より水論の絕ゆることなく、水奉行の出張を乞ひて纔に植付水を得以て栽植をなすとを常とせり、然るに廢藩後は強制的に水を得るの法全く絕え、唯空を仰いで降雨を待ち以て辛うじて植付を爲すが故に旱害を受くること屢々にして縣下有名なる旱魃地方たりき、從て農民安堵の隙なく明治九年の如きは旱魃其極に達し收穫物絕無となるの慘狀を呈するに至れり、君之を目睹し天道の非を恨み、自然の惠與厚からざるを嘆くこと久しかりきと雖も蕞爾たる人の所管千萬を盡くすも自然の大象は遂に左右すべからず、即ち君飜然として悟るらく、「郷村耕すに水田によらんとす、是れ旱魃に苦むの所以なり、若かず、之を陸田と化し以て利を他の作物に得んには」と、大に土地及作物の改良に心を潛め研鑽倦むところなかりしが、遂に意を決して近縣を視察せんとし、一笠一鞋、限りなき希望を負ひて郷里を發足せり、時に年正に十八。

▲新事業悉く失敗す

青春の客氣に任せ郷村興隆の大舉を大成すべく發足したる君は、山口、島根の二縣を踏查するに郷里の如き旱魃地方又求むるに由なし、君更に遠く之を他に求めんと欲し、便を得て九州に渡り具さに農耕の狀を觀る、偶々人あり君に告ぐるに薄荷栽培の有利なるを以てし、且つ栽培の法を敎ふ、君大に喜び之を他に尋ぬるに誠に其の人の言の如し、即ち薄荷苗若干を得、之を携へて郷に歸れり薄荷の栽培に從事すること三年甚だ努めたりと雖も、當時未だ販路の道開けず、製藥の法にも又熟練せざりし爲め、君が苦心の餘に成りし斯業も遂に失敗に歸するの已むなきに至りぬ、曾っては君を以て一村の異彩となし賞嘆措かざりし徒も茲に於て君を呼んで奇を好むの痴漢となせり、然れども君大に期するところあり、默々として又多く云はず、轉じて桔の栽培を企て營々復三年、而も風土適せず再び舊年の失敗を重ぬるの止むなきに至れり、事玆に至りては君を顧みるの人なく、產亦爲めに傾くの悲境に陷れり、君悲嘆、絕望、農事の改良は到底自己の力に及ばざるを感じ、積年の壯圖を茲に放擲せんとせり、然るに君一日關東地方蠶業の記事を見て其有望なるを察し、大に心の動くを禁ずる能はず、三度之が移入を企てんと決意せり。

▲養蠶も亦失敗

君蠶業の移入を思ひ立ち之を友人親戚に謀るに或は誹り或は嘲り、之に同情の耳を傾くる者絕えて無し、乃ち君斷々として意を決し之を村民に謀りて其贊同を得、先づ信甲二州の蠶況を視察せんと欲し、再び郷を出發せり、時に明治十六年七月蟬聲嘈々青葉に喧しき頃なりき。

八月甲州に入り、老農と呼ばれ養蠶家と稱せらるゝ人につきて栽桑、養蠶の二法を攻究し之を郷里の實狀に比するに蠶業の適すべきこと稍々察するを得たるより、遂に十文字苗五千本、市平苗二千本を注文して郷に歸へり、村民に說くに養蠶の有利なるを以てし、率先蠶室の建設に着手せり、是れ實に同地方に於ける蠶室建設の濫觴なりとす、而して苗木の到着するや之を水田に栽植して苗木を仕立てゝ地方旱田に勸誘栽植せしめ、漸次西伯弓濱地方にも輸送して之が擴張に努めたり、當時君が此舉を嘲れる俗謠あり。

米のなる田に木を植えて
末は食ふ氣かくわぬき（食はぬ氣）か

口さがなき村童輩三々伍々相携へ手を拍つて之を行歌す

山陰の蠶業が君の努力によりて今日の盛況を呈するに至らざらんか、此歌や遂に君が終生の恥辱たりしならん。

翌十七年信州より春蠶種赤熟、實玉の二種を購ひ飼育したれども技術拙劣にして飼育其宜しきを得ず、全く失敗に歸し了わんぬ、君切齒扼腕、翌年但馬より師を聘して飼育せしに稍々良好の結果を得、累々たる美繭を得たり、君欣然として多年の苦心空しからざるを喜び益々斯業の擴張改良を企てんと決意せり、當時地方に製絲家なき爲め倉皇乾繭の製造をなして、出蛆發蛾を防ぎ、僅に但馬より製絲家を招き、以て生絲となすを得たり、然るに當時之を賣却せんとするも、賣るに其人なく、毎年製するところの生絲は空しく之を庫中に堆積するの止むなきに至れり、此の如きこと三年偶々京都府の絲買商人鳥取市に來れるを聞き直ちに携へて之を賣却せしに驚くべし、積年の苦によりて得たる生絲は僅に十匁二十五錢を値するに過ぎざりき。

然れども君蠶業の將來有望なるを信じて疑はず、孜々營々之が發展に努めたるより二十年頃に至りては地方の養蠶頗る勃興し器械製絲の業さへ發展するに至れり、君の養蠶業は遂に十分なる能はざりきと雖も山陰蠶業今日の盛況は君が溢るゝが如き熱誠と幾多の犠牲との果實にあらずんばあらず。

▲遂に製種業に成功

君明治二十一年八橋町に於て斯界の耆宿正燈種太氏に翌二十二年倉吉町に於て毛呂農商務技師につき講習を受けてより從來自家用蠶種の製造のみを爲し來りし、君は翻然として、蠶種公賣の必要を悟る爾來盛に蠶種の製造に從事し、之と前後して從來經營し來れる座繰製絲業を廢せり、而して率先有志を説きて蠶種製造組合を設け以て伯州蠶種の改良に腐心せり、之が爲めに今や東伯地方の蠶業駸々乎として日に進み蠶種製造者亦其精を爭ひ伯州蠶種は今や嶄然斯界に其頭角を現はすに至り、君の如き亦西は島根縣より東は兵庫縣に迄其蠶種を供給しつゝあり、而して君又製絲家數の地方產繭高に伴はざるか爲め各種の不利あるを遺憾とし明治三十二年自ら衆を説いて株式を招募し一大乾繭場を設置せり、現今東伯郡西部の產繭が他府縣に移出せらるゝに至れるは全く君が爲めなりとす。

嗚呼嘗て衆人の蔑視を蒙りて、畢生の大圖を擲んとせし君今や功を山陰に成す、客秋鳥取支會品評會に於て優等賞拜受の榮を擔へるもの亦偶然にあらずといふべし。(完)

故掛川鐵哉君

南嶽

▲沿岸貿易を企つ

君は信州小諸町の人、掛川吉兵衛氏の第二子なり、家業蠶、蠶種を以て業とせしより君漸く長ずるに及びて斯業に趣味を有するに至り、父君に從ひて養蠶製種の業に從ひ、熱誠以て事に當りしより技倆に進み頗る令名あり、君又誠直にして家業に精勵せしより父君の覺え目出度く深く將來に囑さるゝに至りしが、天魔の魔誘は君か一夜褒餅の啓に嬲りしより、君か性行遂に暖し、日夜豊富なる之れ事と

し紅燈緑酒の間に徒に黄白を散じ、又他を容れず、爲めに父君の勘氣に觸れ放逐加寫四方に流轉すること數年、零落其極に達し、又如何ともすべからざるに至りぬ、是に於てか君窮余北海道に渡り以て聊ある一矢を報いんと欲し、苦心惨憺冷たき旅衣を北奥の野に曝しつゝ北海道に渡り、飄然行を改めて業務に精勵し勤儉大に努めしより未だ數年ならざるに早く既に若干の蓄財をも生ずるに至れり固より才氣に富める君私に思へらく「余今此に若干の資あり、此地に營々たること今後數年なるも其終や知るべきのみ、聞く我が沿岸貿易の有利なる他に其比を見ず」と、如かず緊褌一番之を斷行して最後の運命を決せんにはと、君が此決行や果して如何ん

▲纔に死を以て免る

一躍數富の蜜様を夢ちて成功の月桂冠を得、以つて前半世の汚辱を雪がんと青春の血潮る胸を抑へて一隻の帆船に商品を滿載し、順風に帆を揚げて千濤萬波を蹴つて漂渺たる洋上を走せぬ、君が當時の元氣や實に想ふべし。

然れども禁闕繋らんとすれば秋風之を破り、月明かならんとすれば浮雲之を覆ふとか、や、君の擧々として太洋を行くや時未だ利あらず、颶風俄に起り、天柱も將に砕かんとする如き物を以て上下する狂瀾怒濤は君か商船を木の葉の如く翻弄し、舟子が必死の防禦も遂に術に由なく一揺り揺つて來れる丈餘の巨濤は瞬時にして商船を呑みぬ。

船は覆りて舟子離散し、甲乙何れか其行衛を知らざる中に君の運や未だ盡きざりけん、人事不省となりて海岸に漂着せるを漁夫の爲めに救はれ纔に蘇生に復するを得たり、然れども船を失ひ、商品を失ひて多年の苦を積みて得たる財を海中に委せる君は未來に輝ける光明をも失ひて唯自らの不遇を喞つのみ、而かも今や遭難により得たる耳疾は遂に癒えずして双耳爲めに聾し、聽聞盆の如くならず加ふるに徒手空拳、胸中の覇氣滿々たるも亦遂に如何ともすべからず茲に至りて死を以て纔に免れる君も我が運命を悲まざるを得ざりき。

故掛川鐵哉君並に君の未亡人と愛子

▲決然奮起して蠶界に入る

既百貫の語あれども君は今僅一貫にも値せざる苦境に立ちて猶ずに術なからんとせしより、決然奮起して旅装を調へ、恥を忍びて郷に歸へりぬ、時に明治十五年なりき、乃ち知己に乞ひて資を借り果物、日用品等を擔ひて市中を行商し、出て纔に糊口の道を得たり、當時人の君を目するもの皆之を癡人となし敢て顧みず然れども固より胸中成すところあらんと期せる君更に之を意とせず、孜々として其業に勵み風雪雨日一日と雖も怠らず、天道遂に其志に感じてか介する人ありて純水館第三工場棚山工場原料部に入り、助手として乾繭購買の業に從ふに至れり。

君の其職に當するや多年の經驗より來れる鑑識は漸次其光を發揮し卓越せる技倆は幾何もなくして同業者間に認められぬ、就中同町小山久左衛門氏深く君の器略に傾倒し、陰に陽に君を助け、時に意外の損失を蒙りたることあるも更に意に介せず、却つて君を激勵するを常とせしより、君其意氣に感奮し益々勇を鼓して他日の成功を期せり。

▲遂に純水館の柱石となる

君の製絲業に携りてより既に十數年、信用内外に厚く技も亦甚だ進めり即ち君令弟國三郎氏と共に純水館第四工場を經營し業務大に成すところありしが不幸遂に大なる損失を來し、其經營を君一人の双肩に負ふの止むなきに至れり、君千斤の負債を負ひて泰然自若、以て内外の難局に當り多年錬磨の快腕を奮つて窮狀を挽回し未だ數年ならずして全く其基礎を固め信用年と共に加はり、遂に純水館

の聚訟に入り路を誤りて頭る佳績あり、餘の經營上又映くべからざるの材石となるに堪ひり。

▲達人の志を抱いて遊く

君が生涯を通じて觀るに世事紛々たる極め終の世は將得意の時代に入れるものあり、而して益々其所期に進ぜざるものありしに惜しむべし、天君に稟くに「驚蟄者は千歳以上となりてこを窺めて人といへれ」と君が志の遠大なる大抵此の如し、而して今や其人なく鳥滸がましく悲しけあるのみ、浴水亦切に蠶界の爲めに君がために惜むべし。

高等蠶業講習會

本會蒲城支會にては本月二十日より三月十日間遠田郡田尻町に於て又三月一日より同十日迄十日間丸森郡耳塚町に於て高等蠶業講習會を開設する由にて本會よりは加藤技師之が講師の一人として出張する都合なる趣所より蠶業生百數十名に達するの慶賀を稱むべしといふ。

講演 蠶蛆驅除法（承前）

學勢委員
農學士 明石弘

第七章 蛆害の豫防

蛆害の豫防とは蠶蛆に依り被る蠶絲業上の損害を輕減せんとするの謂にして、一は其寄生の機會を少なからしめ、一は其寄生を受けたる蠶兒の成繭をして成べく毀損することなからしめんとするに在り、以下順を追ふて記述せんとす。

一、桑園を撰むこと

蠶蛆繭は產卵多き桑園に多く發生して蔓延するものなれば桑園は成るべく開濶なる場所を撰び、桑樹の密植を避け通風射光を充分になすべきである、此目的の爲には桑園は平生桑と晩生桑との繁茂するが如く設計する者もある、又土壤の砂質にして常に乾燥する桑園とを交互に栽植し、早生桑の取穫後の唾生桑は稍肥料少く、然らざるものに於て稍多きの感がある此等は蠶蛆繭の越冬の鳥と密接の關係あるものと思はれる

尚桑園の附近に人家、雜木林、草叢等蠶蛆繭の潛伏に便なる場所あるときは自然蛆卵多き傾がある。

以上の理由を以て俗に歩桑園と稱し、蛆卵少き蠶種製造用の桑園は河海の沿岸若くは山腹の傾斜面等に多い、但後者に於て雜木林等に隣接せる部分は比較的蛆卵多きを常とする

二、桑葉を撰むこと

桑樹の葉の厚き種類は薄き種類に比し蛆卵多く、桑樹の梢頭に近き葉は下方の葉より蛆卵多き傾がある、又一枚の葉に就て云へば中央部に最も多く先端基部には比較的少ない此等の蛆繭が其產卵に際し成るべく安定の位置を撰ぶに因ると推測せらるゝ、又桑樹を密植し內部繁茂蛆繭の進入するを妨げ內部の桑葉を除きて給與するときは大に蛆害を減ずることが出來る、而し外圍の蛆卵多き桑葉は蚕繭用蠶兒の五齡四日目以後に給與すれば比較的損害が少なく。

明石農學士

又蠶種製造家は蛆害豫防の一法として晩生桑のみを栽培するものがある、蛆繭は充分伸長硬化したる桑葉に好んで產卵するものであるから、自然發芽遲き晩生桑は早生桑に比し產卵する機會が少ないからである、但し斯くの如きは桑葉の經濟上より見て甚しき損失たるは云ふ迄もない。

三、搔立時期を遲速すること

蛆繭の最も多く發生するは四月下旬より五月上旬へ東京附近であつて、其產卵を初むるは更に二三週間を要す故に其產卵前若くは蛆卵の死滅後に蠶兒の飼育を行へば蛆害を免かるゝことが出來る、夏秋蠶に蛆害なきは即ち後者の理由に基くものである、又其產卵前に飼育を終ることは甚だ困難の事に屬すれども、而も飼育搔立時機を緩上蔟時期を遲くすれば幾分蛆害を減じ得らるゝものである、是を以て現時蠶種製造者は搔立時期の促進を以て蛆害輕減を企てつゝあるのである、但し本法も亦前述法と同じく桑葉の經濟上甚だ不利なるものにして強て此弊を避けんとせば葉質不良にして收穫豐かならざる早生桑を全齡を通じ使用せねばならぬのである、又近年蛆害を免れんが爲め春蠶種の製造を秋期に於て行ひ、今日盛て不可能の事と云ふにあらざるも、其成績に於て春期製造のものと、果して遜異なきや、尙充分の試驗を要するものと思ふ。

四、種繭の撰別を嚴にすること

蛆害の爲最も多く損害を被るは蠶種製造家である、併し蛆害繭を豫知し、之を蛆鑽繭となさゞることを得ば損害の幾分を輕減することが出來る。

種繭に就き蛆害の有無を判別するに二法ある、一は繭内蛹に刺撃を與へ、其運動の如何に依りて其生死を判定するものにして一は繭内蛹體に光線を通じ、其暗明に依り蠶蛆寄生の有無を判定するものである、前法としては繭を耳に挾み指頭を以て之を彈き蛹の運動するや否を聽知するか、若くは蛹體を高溫に接觸せしめ、其運動を窺ふものである、此等の方法は煩雜なる手數を要するのみならず振動或は加溫に依り蠶蛹を傷害するの懼なしとせず、

種繭に光線を通じ、蛹體の明暗に依り蛆害の有無を判別するには雨戸を閉切り、之に小孔を穿ち此部に種繭を保ち、蛹體の明暗を識別するも可なれども其手數を省かんが爲種々なる撿繭器が發明せられて居る、此等は其構造に多少の差異あれども、先づ大略は繭の陷入すべき多數の孔を有する板の下面に硝子板を張り、其上方には黑色の布切を備へ周圍より光線の射入を避け、只下方より鏡に依り反射せしめたる光線のみを玆に導き繭内蛹體の明暗を識別するものである。

五、殺蛹の時機を誤らざること

蠶蛆の寄生を受けたる蠶兒の成繭は絲質に於て一般に劣るものなれども、蛆の脫出以前に於て適當なる處理を行へば其損害大ならざれども、一旦蛆の脫出することあれば、蛆鑽繭となり繰絲に適せず、價値乏しき屑物に化し、直接多大の損害を被るのみならず、脫繭遁逸せる蠶蛆は再び禍を翌年に及ぼすの懼がある、故に製絲用繭は速かに殺蛹して、若し蛆の寄生するものあれば同時に滅殺すべきである、尙蠶蛆の寄生を受けたる蠶兒は多く死籠となり、死籠繭よりは蛆の脫出化蛹繭に比し速かなるものであるから、死籠繭多き場合には特に充分の注意を拂はねばならぬ。（完）

蠶室繭質品評會授賞式

去十二日午前十一時より井波別院に於て大日本蠶絲會富山支會の主催に係る蠶室品評會及び繭質調査會の褒賞授與式を擧行したり、一同着席するや木間事務官の開辭土居審査長の審査會長代理木間事務官土居幹事の會務報告松平會頭の告辭（代讀）石渡技手の木多東京蠶業講習所長祝辭代讀、岡山郡長の祝辭、授賞者總代藤澤五三郎氏の答辭ありて臨事に入り式を終へたるが授賞者は左の如し

▲蠶室品評の部

▲壹等賞　氷見郡氷見町石尾彌八郎、同郡宮田村前田康三郎、同村伊藤豐吉、同宮村永治清三郎、東礪波郡井波町秦賀茂兵衞、同郡檜山村宮多宗平、西礪波郡赤丸村景安興三、婦負郡保内村笹井芳次郎

▲二等賞　上新川郡船崎村森徳太郎外十六名

▲三等賞　上新川郡福澤村前田繁治外五十名

▲繭質審査の部

▲又告　東礪波郡井波町藤澤五三郎、婦負郡八尾町平野清兵衞、東礪波郡井波町秦賀芳兵衞、婦負郡八尾町志鹿婆正、同松本七兵衞▲青熟増山五兵衞、秦賀茂兵衞▲卵　山崎五三郎、堀切安次郎▲白龍　東礪波郡井波町増山兵衞

夫より講話會を開きたるが本間事務官の開會の辭に次て訪田蠶業學校長は『蠶業敎育の普及に就て』土居技師は『蠶絲業の五日誌』岩淵東京蠶業講習所技手は『蠶絲業の將來』石渡京都蠶業講習所長は『繭質の統一と産業の共同經營』と云へる題下に有益なる講話を爲して多大の感動を與へたり、閉會後一同は記念の撮影を爲したるが當日は蠶絲に關する諸種の參考品を縣內に陳列して、一般來會者の參考に供したりといふ。

帝國議會

豫ねて本誌に屢々揭載せるが如く蠶絲業法案は本月二日第二十七議會に提出せられたり、當日議場に臨める當局の說明幷に議員の質問を參考の爲左に揭ぐ。

○農商務大臣（男爵大浦兼武君）　諸君、現行蠶病豫防法と云ふものは積年の實驗に徵しまして、種々不便不備な點があるのでございます、加之ならず我邦の蠶絲業の改良進步に伴ひまして、蠶病豫防の事務の外に積極的の經營に關するところの法律の規程を要することが、又少からぬのでございます、是に於て此際蠶病豫防法と云ふものを廢しまして、更に蠶絲業法を制定して、益々斯業の發達を計畫しなくてはならぬと云ふ趣意で此度蠶絲業法を提出致した次第でございます、其要點を大略申上げますれば、第一に此蠶病豫防事項に付きまして其取締方を一層嚴重にして、而して此蠶種檢査に關する手數料を徵收すると云ふ制を設くる、是が必要なる改正のことでございます、第二は原蠶種の製造鑑定等に關しまして相當の規程を設くること、第三は蠶絲業者相互の氣脈を通じて製品の改良、海外貿易の發展を促すがために組合組織の發達を圖り、殊に蠶絲業組合中央會を組織せしめまして、而して我邦の蠶絲業者の步武を齊一にすると云ふのが一の主意でございます、第四は其他蠶絲業の發達に伴ひまして、必要なる事項を規程すること、以上の精神を以て此法律を制定して、益々國力增進の一部分に此發達を圖りたいと云ふのが、此度改正の趣意でございます、十分に御審議を請ひまして、御協賛あらんことを希望致します

○武藤金吉君　唯今蠶絲業法案に付きまして、當局大臣から理由の御說明がありましたが、此我國の生命たる蠶絲業の政策に付きまして、此法律を出しますに付きましては、唯今の理由を以ては私共滿足することは出來ぬのであります、當院に於きまして昨年建議を致しました趣意と、此蠶絲業法案の項目を見まするのと、唯今の御說明を承はりまするのと比較して見ますれば、誠に當院で決議を致しました建議に副はないのであります、且此蠶業政策に付て當局大臣の御意見がないのは、甚だ私共不滿足に思ふのであります、我國の蠶業は之を伊太利、佛蘭西に對し、近く支那に對して、大なる競爭の位地に立つて居ります、然るに政府に於きまして此定見のないと云ふことは、甚だ我國の蠶業發達の上に於て遺憾のことではないかと思ふのであります、今や我國の蠶業は殆ど世界の共主位になつて居ります、而して其除斯巴、原來利加に於けるところの價は最も其低い位にあるのであります、而して我國一億三千萬圓以上の生絲の輸出を致す外に、羽二重の上に於て數千萬圓の輸出を致して居ります、然るに此蠶業政策の確定と云ふことは、現內閣に於て、我國に於てまだ致して居らぬのであります、て此蠶種統一の問題は此我國民の生絲の價を高くし、若くは我國唯一の輸出品たる生絲貿易の發展を圖ると云ふ趣意から、此建議は昨年當院に於て決議されたのであります、而して其後に於て政府は生産調査會を設けて、是等の御調査をなされ、其御調査をなされた結果は、甚だ吾々が得て大に益するところもありますが、此蠶種統一の目的に副うて居りませぬで、蠶種の統一は生絲が商品である以上は、是は何處までも統一を致しまして、さうして其價を其くし、生産額を其くすると云ふことにしなければならぬのであります、今や我國の蠶業は桑園を見ますれば四十三萬餘町に上つて居ります、當局者も言はれます通り、整理すれば五割の桑の增收を見ることが出來る、尙且我國に於きましては現在あるだけの桑園を倍加することも出來るのであります、殊に新領土たるところの朝鮮は我國の蠶業地としては、或は內地よりも以上の希望を囑さなければならぬかと思ふのであります、尙且臺灣は支那同樣に五回、六回の此養蠶を爲すことの出來る地であるのであります、然るに此蠶業政策は未だ內地の當業者をして滿足させることが出來ないのみならず、朝鮮、臺灣等に對しましては何等施設がない、一定の蠶業の政策がないと云ふことは、實に此大なる問題を決定致すところの大缺點ではないかと思ふのでありま

す、伊太利に於きましては唯今のルサタチ總理大臣は十年以前より此政策を提唱しまして、彼の伊太利の疲敝せるところの財政を恢復し近き此十年間に於きまして伊太利の蠶業は見るべきものが多いのであります、千九百八年に於きましての産額と、千九百九年即ち一昨年の産額を較べますれば、其産額は百分の二十九増して居ります、尤も歐羅巴に於きましては佛蘭西は年々一割以上の退歩の狀態を現はして居りますけれども、此伊太利の進歩は實に恐るべきものでありまして、其總て施設が整つて居るにも拘ばらず、我國は是に對するところの政策のないのは、甚だ殘念であるのみならず、實に我國家の大損失であると私は信ずるのであります、而して此伊太利で嘗て現内閣に向つて蠶業同盟をしやうと云ふ申込をせられたのであります、此伊太利と蠶業同盟を結んで「ツラスト」を組むと云ふことは、果して日本の利益であるや否や、今や我國は此多大なるところの桑園を持ち、生産力を増すだけの力を持つて居り、又國民は勤勉努力して、大に發展するところの力を持つて居る現在でありますれば、是は蠶業同盟に加はらぬと云ふことは、最も宜しいと思ふのでございます、此點に付きましては現内閣に於きましても、之を避けたのは甚だ我國家のために、又蠶業者のために喜ぶべきことである、而して我國の今日の養蠶家はどの位あるかと云へば、一般御承知の通り百六十萬戸以上に達して居るのであります、併ながら此蠶絲業法を行ふには、茲に書いてあります通り、養蠶、蠶種製造、生絲製造、玉絲、乾繭、又は蠶種、繭、生絲、屑物類の賣買仲立若くは保管を業とする者……保管を業とすると云ふことは明かに書いてはございませぬが、蠶種を保存するところの冷藏庫業ではないかと私は思ふのでありますが、是等の法律の制定を致しまするに、此蠶種統一の即ち原蠶種法を別に制定を致しませぬて、原蠶種法と蠶病豫防法とを同一にしたと云ふのは、如何なる譯であるか、併それに加へて組合法を強てくつつけて、三つのものを一の蠶絲業法と云ふものにせられたと云ふのは、如何なる次第であるか、實に是等は第一の蠶業の根本政策と云ふものは、現政府は如何なる方針を立てゝ居られるのであるかと云ふことを第一に當局大臣から御説明を願ひたい、第二には政府は原蠶種製造所として豫算に之を計上致しまして、費用を要求されて居るのは、蠶種統一は勿論、繭質の統一を圖らんためなることは明かである、然るに蠶絲業法案には統一に關する條項が五十二箇條の中一箇條もないのは、如何なる譯であるか、是等は明かに御説明を願ひたい 段々長くなりますから質問の要點だけを云ふことにする方が却て宜からうと思ふ、第三には蠶種の整理統一は何箇年を以て全國に普及する積りであるか、繭質の統一を期して、生絲貿易の發展に資する目的を達するのは、何年の後に出來るものであるか、例へば今日の産繭桑園を増し、さうして生産力を増して發展したる場合には、今日一億三四千萬圓の生絲輸出額は、十年を期して三億にするのであるか、二十年を期して五億にするのであるか、今日現在に於きまして世界の絹の需用は年々二割近く増加を致して居ります、其外に人造絹絲の製造も三年前までは五分であつたものが、今日は天然蠶絲の二割増加してある、此機勢に依つて、我政府は我國の此唯一の生絲貿易を何億萬圓を何年の間に増して行くと云ふ政策を執つて居るのであるか、之を承りたい、第四には蠶業行政の機關は益々複雜に滯り統一を缺くが如し、政府は完實な者き方針を一定するの意なきや、例へば蠶業行政と申しますれば、四ヶ原に蠶業講習所あり、京都にも蠶業講習所あり、地方には農會あり、又地方の蠶業講習所あり、又學校がある、是等は日本の政府は兎角數種あるところの學校或は講習所とか云ふものは、人のために官を設けるの風があつて、殊に蠶業上に付きましては、此四ヶ原の如きは二十四箇年間何事を爲しつゝあつたのでありますか、年々十七萬五千圓の國費は何のために使ばれたのでありますか、四ヶ原の講習所の如きは實際に遠ざかり、又科學の實際の研究にも遠ざかつて居る、小學校を卒業した位の生徒を出して、地方の蠶病豫防法の役人若くは講習生に出して居るところの者は、果してどれだけの效果を舉げて居るか、然るに此法律を以て別に原蠶種製造所を設くと云ふことは、益々人のために官を設くるの風があると云ふて宜からうと思ふ、是等に付きましては蠶種を統一し、繭質を統一すると云ふ方針なるに拘ばらず、蠶業の行政は多々益々複雜になると云ふことはどう云ふ積りであるか、完實な者いて方針を一定すると云ふ考は、政府にないかあるか、是が第四の質問であります、第五は蠶絲業一般に關する試驗研究事業は設備と人才とを要するのであるが、是が政府の施設如何、是が質問の趣意であります、例へば蠶絲に付きましては科學の研究と經驗と云ふことを合致させて行くと云ふことが、最も必要である、然るに日本に於きましては外山君、横井君、又大森君の如き、蠶絲業に付きましては、隨分世界に冠絶とまでは往かぬけれども、世界で有名なるところの科學を研究した人がある、然るにも拘ばらず四ヶ原の意見と農學校の學士、博士の意見とは往々意見が合致しない 而して又四ヶ原の講習所、京都の講習所は、此學

士の説を迎へて、さうして共に研究をしてやると云ふ風に始終行つてない、故に四ヶ原あたりで造りましたところの繭、それから總てのものは却つて地方の實際家が造つたものが、澤山宜いものが出來て居ると云ふことは、既往の經驗に依つて明かである、是等の此試驗研究等は如何なる人才を使つてする積りであるか、例へば此蠶病豫防法に付て申しますれば、蠶病豫防法を如何にして實際に效果を收めると云ふことに政府が御氣が付かれて居るかどうであるか、それから其外に此科學の研究に付ても、若くは器、製絲、金融機關、經濟狀態と云ふことに付きましては、實に研究がないやうであるが 是等に付きましては既に注意されて居るのでありまするか如何でありますか、之を承りたいと思ふのであります、第六には蠶病豫防法であります、蠶病豫防法は御承知の如く地方費を百何萬圓から使ひまして、年々やつて居る、此蠶病豫防法は法律案にも書いてある通り、今迄不徹底であつたから效力がないと云ふことが書いてある、然り、蠶病豫防法は實施されて居りますけれども、此病毒がなくすると云ふ點に於ては、全くないのである、日本の蠶病豫防法は「ホルマリン」液を百分の一以上と使ふことで、一しか使つてない、是が伊太利、佛蘭西に於ては「ホルマリン」液を百分の二「プロセント」以上使つて居る、斯樣に此科學の研究を致さずして、蠶病豫防法と云ふ法律を今日まで行つて居つて、さうして之に違背する者は蠶具總てのものを沒收して燒いてしまふ 又五百圓から千圓まで罰金を取ると云ふやうなことをどしどしやつて、此被害に罹つたものは枚舉に遑ない程で、蠶病豫防法の勵行に付ては、當局者に誘惑を感じて居る、勿論誘惑ばかりでない、是がために滑弊と云ふことに付きましては、大に當業者を益するところがあるのでありますが、既往に於て蠶病豫防法は多く效力を見ない、今度是を改正せしと云ふ該法案は敢て惡法と大差ないのであります、大差なければ適用の範圍は何處まで擴大されてあるのであるか、之が詳細に御説明を願ひたいのであります、次は第七、官營原蠶種を特別蠶種と名を付けた、儘く是は宜い文字を考へたと思つて感服致しました、穢多村の名を特別部落など〻付けましたが、官營原蠶種を特別蠶種とは、誠に政府に於ても其人に乏しからずして、立派な名を付けたと敬服して居る、特別蠶種でも官營原蠶種でも宜いが、之を希望配付に止めて、希望する者にやる、さうして希望配付に止めて、さうして蠶絲當業者の希望なき場合は、其蠶種を如何に處分せられるのでありますか、是證政府が四ヶ原で拵へた蠶種は第一買人がない、殊に四ヶ原の如きは桑園を持たない、桑園を持たないところの蠶業試驗所の蠶種と云ふものは役に立たない、又經驗のない蠶種の成績と云ふものも亦役に立たない、今希望ある者には分ちて、一方希望のない者にやらぬと云ふことになれば、今度の法律に依りましては御説明がありませぬけれども、此日本の蠶種の三百六十二萬石の繭を造るところの士蠶の種は、五十蛾であります、五十蛾の種を造ることはないが、其十分の一を造るところの政府は其種の希望者がないときには、皆燒棄てゝしまふのでありますか、蠶種統一の方針と云ふものが確定しないで、唯希望者にやると云ふことになりましたならば、恐くは私は希望者はないと思ふのであります、此邊の希望者のないときには其政府で造りましたところの蠶種は如何に處分をなされる積りでありますか、是も御答辯を願ひたい、第八には官營蠶種は地方選出の蠶種と競爭が起つたる場合には、遂に官營蠶種排斥の惡結果を來す場合どうなる、唯今申します通り必ずや今までやつて居る從來の蠶種製造業者にも之を許して、二つながらやる場合には、必らず競爭が起るに相違ない、競爭の起つたときに價の廉い種を民間で造つた方が宜いとなつたときには、此官營の蠶種はどうして之を始末を付けるか、是は生絲貿易の發展の上に於きましては餘程考ふべきことであると思ひます、第九は法案の第十八條に主務大臣又は地方長官の必要と認むるときは原蠶種の製造若くは其讓渡讓受又は原蠶種の種類を制限することを得ると規程がしてあります、而して地方長官は國蠶審査會の組織ありて、是に參するも主務大臣が制限する場合に是が機關なきは如何、地方長官が種を選擇する場合には民間からも審査委員と云ふものを選定して、さうして相談をして、此採擇研究等をするが、主務大臣は之を制限する機關がない、然らば大臣萬能であつて、大臣のすることは此蠶種に付きましては、何等のことをなさせても差支ないと云ふ意味であるか、農商務省萬能であつて、此機關がなくても差支ないと云ふ御見込であるか、是亦御答辯を煩したい、第十は原蠶種製造所を日本の中央に一箇所でありますか、諸君、我國の氣候、風土、地域は寒帶を除きまして、北緯二十四度から五十度までの間非常なる長島國であります、此島國に於て日本の中央に一箇所、支所三箇所を置いて、果して氣候、風土、例へば山間種であるとか、平坦種であるとか、沿海種であるとか云ふものに適合するところの選定を誤まらない試驗が出來るのでありますか、私は少くとも蠶種統一をしますには、全國數十箇所に於て試驗を經て、氣候、風土に適するところの試驗場を設いて、此原蠶種

の試驗をしなければ、蠶種統一の目的を達し得られないと思ふのであります、是に付て政府は如何に責任を負ふのでありますか、是亦御明言を願ひたいと思ふ、次には第十一政府は蠶種統一、原蠶種製造所の設置の責任を免れんがために、此法案には漠として施行の方法が書いてない、補助規定其他のことは全部の責任を地方長官に負はしめて、自ら高見の見物をすると云ふことである、此等に付ては總てのことが法律に精しく書いてない、命令に讓つてある、例へば蠶病豫防の如き、蠶病豫防と云ふ法律があつても、其命令が法律に無いことまで制した例は澤山ある、故に政府は地方長官に責を負はして、さうして中央政府の内閣に於ては之を高見の見物して居つて、此制限を修擧すると云ふ筈であるや否や、是も御明言を願ひたいのであります、第十二は地方長官が種類を制限する場合には、主務大臣の認可を受けて始めて效力を生ずるものであります、然るに主務大臣は絶對に無限の權力があつて種類を判定するの明があらば、何を苦んで制限を地方長官に委任する必要はないと思ふ、主務大臣が此蠶種のことに付ては、神の如く總ての物を透き徹して見るだけの明があるならば、何を苦んで之を地方長官に委任するの必要があるか、之を地方長官に委して置くのは、如何の次第であるか、是亦御明答を願はしたいのであります、第十三、政府は地方長官の選定せる種類に付き、如何なる形式の下に認可を與へんとするのでありますか、例へば種類の名稱の重きを措くのであるか、又は繭の形の大小に依るのであるか、升量の顆數に依るのであるか、或は蛹體繭などに依るのであるか、是等を査定する機關は中央に無いのは如何なる次第であるか、例へば我國の繭は此形を長さを一寸一分と限つたり、繭の中は詰れて居らなければならぬと云ふ、共進會品評會に於ける農商務省あたりの繭の査定方針になつて居る、其形狀其柔ばかり宜いのを以て優等賞を出して居るが、伊太利、佛蘭西に於ては先以て繭の纖維と云ふものに重きを措いて居る、形狀の如きは別に構はぬ、然るに日本の繭は形狀とか升量とか云ふことに重きを措いて、之を採ると云ふことは、どうであるか、此點に付ては、大臣で御答が出來ませぬければ、其局に當れる局長の答辯でも宜しいのである、第十四は蠶種を地方の選定會に於て選定せるものを、一々許可するとせば、蠶種の整理統一は地方々々に限られ、全國統一の期なきこと、現今の如くなるは、全體政府は此地方主義、即ち鎖縣主義の實行を以て蠶種の統一と看做すのであるか、現在の如く地方々々でやつて居りますれば、島根、鳥取等に於て斯う云ふ經驗を有して居る、又三重縣或は愛知縣等でも其經驗を有して居る、地方々々でやるべきものでなくして、我國の蠶業は日本の國の蠶業であつて、或縣或縣の蠶業ではない、例へば繭造りして横濱に出れば、それから先きは日本の產物として出て行くのである、日本の商品である以上は、亞米利加なり歐羅巴なりに於て五千萬斤でも一億萬斤でも注文があつたならば　それに應ずるだけの品物が出來なければ、値段は折合はないのである、現に亞米利加に參りますところの生絲で、歐羅巴からは百分の八十九でありまして、支那絲が百分の六、日本が僅かに百分の一、三四で、日本の絲は情ないが、一般に達しないのであります、斯様に一般に達しない結果は一面に付て三四百圓の値段が違ふのである、故に現在の產額に於ては四千萬斤以上と云ふ產額は多いけれども、値段はそれだけ取れないと云ふ結果になつて居る、結局數量を多くすると云ふことは、實に此蠶種の統一を圖らないためでありますから、當局者は之に對して如何なる方法手段を執られるかと云ふことを承りたい、第十五、政府は地方長官が撰定するとも、主務大臣の認可を得ざれば、施行し能はざるに依り政府は各府縣に共通する種類は特別の場合の外許可を與ふる方針なりとせば、寧ろ地方長官に制限權を與ふるの必要があるや否やと云ふことである、是は今私が云うた通りでありますから、說明蛇足は省きます、第十六、地方長官に是が選定を委し(「簡單々々」と呼ぶ者あり)私の質問をする問題は、此工場法案の如きは一通否決に遭つて、各工場に諮問なされた問題であるが、斯の如き重要な問題であるに拘はらず當局は今まで秘密にして置いて、此案を公にされない、殘念ながら議員に於ても蠶絲業法案なるものは、如何なるものであるか、又蠶絲と云ふものは我國の大產物で、重要產物であると云ふことを――私は質問をして、さうして政府の答辯を求めて天下に周知せしめて、此問題を研究しやうと云ふので、此質問をするのでありますから、もう少し御辛抱を願ひます、第十六、地方長官に是が選定を委して、府縣を一地區として制限する場合には從來甲縣より乙縣に供給したる蠶種は、本法施行後には乙縣は乙縣と同一の種類に選定せる、丙縣か又は他の縣より之が供給を仰ぐか、或は自縣内に之が供給を求めざるべからざるに至らん、其結果として甲縣の技倆ある蠶種製造家は空しく其技倆を揮ふ餘地なきに反し、乙縣は未熟なる製造家の蠶種までも泣く／＼甘んぜざるべからざるに至り、結局甲乙等しき生產上に優劣を來す實あり、製品を統一せんとして、統一の實果を獲ち得ざるのみならず、一面には亡國的政策を意味するものである、何故に事件に重き主務大臣にのみ制限權を與へないのであるか、之は私は今言つた通りで說明は省きます尚もう一つ二つでありますが、第十七、政府が地方補助政策は原蠶種製造所を府縣に起さしめ、蠶種の需用供給を府縣のみに強行せんとするに外ならないのである、其得失は果して如何であるか、畢竟未熟なる蠶種製造を強て之が飼育を爲さしむるの結果は、當業者は甚しき失敗を招くことになるのであります、政府は氣候、風土に適せざる蠶種を供給して、其責任を地方に嫁せんとするにあらざるなきか、之が御答辯を願ひたい、もう一つは是でおしまひであります、第十八、政府は何の必要ありて蠶絲業法案中に組合の規程を殊更に設けたのであるか、組合は法人であるからして、組合に致せば宜しいのである、然るに此法案を見ますれば原蠶種法と、それから蠶病豫防法と組合と云ふものを三つくつ付けて、丁度木と竹と草と接いだやうな法律を拵へたのである、何の必要あつて斯様な法律を拵へたのであるか、從來組合に對しては幾多の法律があつて、生產を助長するがためには產業組合がある、製品を矯正するためには同業組合の設がある、然るに生產組合を同業組合に混同して、今又茲に蠶業組合の規程を此法律中に編入したのは、何の必要があるか、恐くは蠶業組合は宜いのであると云ふ輕信をした結果、此組合に入れたのではないか、之はどう云ふ譯かと云へば、全國百六十萬もある養蠶家と云ふものは、農の片手間である、米麥を作る片手間にやる、本業もあるけれども小農が集てやつて居るものに、二重三重の組合を拵へて、強行して組合に入れと云ふことは、一種の税を課するのである、繭の三升、五升、一斗位取る者でも、組合費の三十錢、五十錢を課せらるゝものがあつて、此組合に付ては此蠶業上に付ては全國に大失敗をした經歴を持つて居る、現在の蠶絲業中に於ける同業組合は、百六十程あるけれども、完全に發達をして居る組合は一つもないと云ふに徴しても明かである(「のう／＼」と呼ぶ者あり)宜いものもありますけれども、多くは宜くは出來て居りませぬ、是等は別に組合をして此蠶絲業法の下に組合を置くの必要は私はないと思ふのであるから、是等に對しては大體の蠶業政策に在ては當局大臣から答辯を望み、詳細のことに付ては局長若くは技術官でも宜しうございますから、詳細なる答辯のある方が、國家のために、又此目的を達する上に於て、適當であると信じますから、好い加減の答辯をせられないことを切望致します、其代り一つ書は此處に置いて參りますから、之に據つて御答辯を願ひたい

○農商務大臣(男爵大浦兼武君) 唯今大變な數十箇條の御質問がございましたが、其蠶業政策の方針と云ふことに付き、一言御答を致したいと思ひます(「管理」)又「聽へませぬ」と呼ぶ者あり)我邦蠶業の方針に付きましては、固より我邦の重要なる產物は此問題にあると云ふことは、申すまでもなく、蠶業の發達を圖るは、我邦の國力の增進政策の大部分でありますからして、此政策に付て考へる處は、即ち我邦の蠶絲業と云ふものは前途益々有望なるものに疑ひありませぬ、因つて其品質の改良と相俟つて、繭の產額の增加を圖らなければならぬと云ふのは、最も重大なることである、又養蠶家は農家の副業として經營せしむるの方針を失はぬやうに致し、小規模の飼育耕地の增加を圖り、又桑園の改良增殖に對しては、既往の施設を繼行致しまして、殊に將來は既設桑園の改良に最も留意しなければならぬと信じます、次に此蠶種の統一改良を期する、それから此飼育及製絲技術の統一改良を期する、それより今回提出致しましたるところの蠶絲業法を以て從來の蠶病豫防法を改良したる結果、積極的の施設を爲さなければならぬと云ふこと、其他蠶絲業に關するところの研究調査上必要なる施設を爲すこと、是が即ち蠶業政策の施設要項と云ふべきものと云ふ考でございます、之が大體の本官の考で、茲に御答を致しまして、他の數十箇條の說明は政府委員より御答を致します

○卜部喜太郎君 私の質問は唯一點であります、蠶絲業法に於きまして蠶絲業者と稱するものを列べてあるのであります、其中に蠶種を製造すると云ふやうなことをしない單純の養蠶を業とする者に對しましても、蠶絲業法の第四條に依りまして、蠶病豫防法に關するところの必要なる規程があるのでございます、之は誠に必要なることでございませうが、完全養蠶と申しまするものは、唯今大臣の御演說の中にもありました如く、我國農民の副業でありまして、全國到る所どんな小さな農民でも、春は勿論のこと、秋夏に亙つて年々何回となく、此養蠶をやつて居るのでありまする、然るに此第四條に依つて蠶病豫防に關する相當の設備を講じて置くと云ふことは、適當のことでございませうけれども、若し其設備に背いた場合には、第三十九條に據つて五百圓以下の罰金に處すると云ふ規程があるのでありまする、生絲の製造であるとか、或は蠶種の製造家と云ふやうなものを取締る上に於ては、罰則の多きを以て之に臨むと云ふことも、亦已むを得ざることであり

與へさうけれども、全國一般の養蠶者に對して若し此設備等に付て命令に背くことがあつたならば、五百圓以下の罰金に處するなどと云ふ苛酷の法令を以て之をしなければならぬと云ふ必要が何處にあるのでありませう、折角に蠶業發達改良を圖ると申しながら、餘りに其干渉と云ふものが過ぎて、蠶業の改良發達を圖るためには警察の力を借りなければ、とう／＼其目的を達することが出來ぬ、養蠶の時期になりますと、村に駐在の巡査が「さーべる」を提げて養蠶家の内へ行つて檢査をして、遣り方がいかぬ、間違つて居つたならば、五百圓以下の罰金に處すると云ふのであつて、僅に農民が傍らに僅かな養蠶をすると云ふ樣なものは、勿論其設備等も十分でないのでありまする、夫が爲に警察に干渉せられて、其年取つたところの收獲と云ふものは、悉く此罰金に納めて往かなければならぬと云ふやうな奇態なる現象を來すと云ふことを本員は恐れるのであります、蠶業の保護と云ふ事柄は一面に於ては必要でありますけれども、餘りに干渉に過ぎて、遂には警察の力を借りなければ、此日本の有要なる養蠶業の改良發達を爲すことが出來ないと云ふことは、どう云ふ趣意でありませう、上に賢明なる農商務大臣があつて、是に從ふところの屬僚の面々があるのでありまするから、相當なる行政の方法を以て此全國の養蠶家を保護し、獎勵すると云ふことは必要でありませうけれども、刑罰を以て之に臨むと云ふやうな嚴格なる法律を設けて、さうして是に臨むと云ふことは、如何なる趣意でありまするか、實に此案と云ふものは、蠶業の發達を保護するためと云ふ名前の下に制定せられてあるけれども、其實蠶業に對して一大干渉、一大妨害を試むるものであると云ふことを憂ふるのでございますから、一般蠶業に臨むに此の如き嚴酷なる法律を以てする必要何れにありや否や、養蠶を爲すものは各々自分の利益のためにやりますから、此干渉がなくとも自分の利益とするところの實の立派なる結果を收めると云ふことに付ては、十分働くのでありますから、警察までの干渉をしないでも、此業の發達を爲すことに付ては、少しも妨はないと思ひまするが、現内閣は全國の蠶業にまで向つて武斷政治を施さんとするの考であるか、十分の說明を請ひます（拍手する者あり）

○政府委員（下岡忠治君） 武藤さんの御質問は大分箇條が多うございまするために、詳しく申上げますと餘程時間が掛らうと思ひますから、極く要點だけ申上げまして、詳細の點は委員會で又申上げると云ふことに致したうございます――之を拜借致します（「默にやつちやいかぬ」と呼ぶ者あり（笑聲起る）第一は大臣から既に御答辯がございましたが、第二は蠶種の統一と云ふことと此法案との關係はどうであるかと云ふ御問のやうでございまするが、此蠶絲業法案は單り蠶種の統一と云ふことのみならず、蠶絲業に關する全般のことを規程することになつて居りますから、從つて其法案中の第十八條と第二十三條とには蠶種の統一に關係のある規程がございますけれども、それ以外にはございませぬ、若し直に此蠶種統一と云ふ事柄を強制して全國に行ふと云ふことでございますると、或はもう少し箇條が餘計に要るだらうと思ひますけれども、大體に於て當分の間は任意でやつて往かうと云ふ積りでございまするから、從つて此法案中に規程する條項は、唯今申しました第十八條と第二十三條の二箇條でございます、それから第三は統一整理に關する目的は何年頃になつたならば、其目的を達するかと云ふ御尋のやうでございまするが、是はまだ豫定が出來ませぬ、漸進的にやると云ふ考で居りまするからして、是が五年なら五年、七年なら七年の間に確にそれだけの目的を達すると云ふことは、期限を豫定することは出來ませぬ、併し徐々に此度政府の計畫したるところを行つて往くなれば、追々にして統一整理の目的を達することが出來るであらうと云ふ積りでございます、それから第四、行政機關が非常に複雜であるが、政府は冗費を省くところの意なきや如何、斯う云ふ御問でありまするが、無論冗費を省くと云ふことに付ては、政府は鋭意是に務めて居る積りでございます、併ながら西ヶ原蠶業講習所なり、京都蠶業講習所なりでやつて居る仕事以外に、此度蠶種統一の大なる仕事をやりますに付きましては、どうしても獨立專門の人を集めた機關を拵へる必要があると云ふので、是は全く別に設けたのでございまするが、西ヶ原蠶業講習所は是まで何をなして居つたか分らぬと云ふやうな御非難を受け、御攻撃のやうでございましたけれども、全く眞相を御承知ないところの御言葉のやうに考へます、西ヶ原の蠶業講習所が是までの間にやつた事柄、事業は非常にやつて居ります、第一今日日本の各地に於ける、或は中央に於けるところの蠶絲業界に於ける技術者と云ふものは、大抵西ヶ原蠶業講習所で養つたものである、西ヶ原蠶業講習所と云ふものは[illegible]を養成する一の目的と、それ以外に試驗なり研究なりの仕事をやる、二つの目的を以てやつて來て居る、此講習所が從來行ふたところの仕事としては、隨分蠶業界に貢獻して居るところが多いと思ひまするが、是以外に是までやつて居る教育事業と試驗研究のことをやつて居る以外に更に原蠶種製造の仕事まで此處でやらさうと云ふのは、隨分無理な註文でございます、是はもう少し眞相の御研究を願ひたう感ずるのでございます、それから第五、第五は試驗研究事業に對して設備と人才とを要するが、政府は是はどう云ふ風にやつて往かうと云ふ積りであるか、是は餘程御尤至極の良い點の御問でございまする（笑聲起る）政府に於きましても試驗研究と云ふことには非常に是から力を入れます、どうしても力を入れる考を持つて居ります、是までもやつて居るに違ひないけれども、是よりは一層此點に力を入れてやりたいと云ふ考で、從つて此度始めやうとする原蠶種製造所に於きましても、試驗研究と云ふことに非常に力を入れてやると云ふ考でございます、從つて人間も取り是まで農商務に關係して居るところの人以外に於きましても、廣く人才を網羅して試驗研究の仕事を進めて往きたいと云ふ考でございます、第六は蠶病豫防のことでございまするが、蠶病豫防と云ふものに付ての仕事は殆ど何をやつて居るか分らぬと云ふやうな攻擊的の御質問でありましたが、是は詳しく申上げないと御分りにならぬ點があらうと思ひますから、委員會で詳しく申上げまするが、要するに蠶病豫防の仕事と云ふものは、是まではなか／＼金を使つて居るけれども、相當の效果を舉げて居ると云ふことは斷言が出來るのでございます、委しいことは委員會へ往つて十分申上げます、それから第七、第七は政府で拵へるところの原蠶種を強制配付するにあらずして、任意に配付をすると云ふことであるなれば、地方のものが希望しなかつたならどうするか、斯う云ふ御尋でございますが、希望しなければ仕方がございませぬ、併し希望することに極つて居ると云ふ考へでございます、御安心を願ひます、第八は官營蠶種を排斥するやうな結果はないかと云ふ御尋でございます、是は惡るいのを拵へれば、確に排斥するに極つて居ると思ふ、故に政府は十分に種の善い種類を研究をして、十分に良い種を拵へて或る場合に於ては民業と競爭して、民間で營業者が非常に自慢をして拵へるものと何處までもそれに打勝つ種を拵へると云ふ積りでやつて行きますから、惡るい種なれば排斥せらるゝのは已むを得ないので、何處までも良い種を拵へる積りでやつて行きますから、惡るい種なれば排斥せらるゝのは已むを得ないので、何處までも良い種を拵へる積りでありますから、從つて寧ろ民間と競爭してやると云ふ考であります、第九地方では種類審査會のやうなものを設けて、そこで能く審査をして、然る後に種類を決定するやうなことをやるが、中央にはさう云ふものを設けないのはどう云ふ譯であるか、即ち法律案の第十八條にはさう云ふ規程がないが、其理由は如何、と斯う云ふ御問のやうでございまするが、中央にもやはり設くる積りであります、法律の規程の中には其ことが書いてございませぬが、豫算を御覽下さりますと豫算の中にもやはり、審査員のやうな、斯道に堪能なる人を集めて十分に審査研究等をして貰ふと云ふ積りでございます、第十、原蠶種製造所の設備が非常に少い、それで政府は目的を達して責任を負ひ得るか、斯う云ふ御問のやうでございまするが、單純に試驗をすると云ふ上から言へば、多いに若くはないのでございます、併ながら初めからさう大きくせずとも、大體豫算に提出してあるもの位で各氣候風土に應ずるものとして、本所一箇所と、地方に支所を三箇所位設たると云ふ位にやつて行くならば、先づ今日のところは見込を達すると斯う云ふ積りであります、併し是切りで止める積りでなくして、將來必要があれば之を增加して行くと云ふ考は初めから持て居りますから、其點は御了承を願ひたい、それから第十一、地方官に責任を持たして自ら高見の見物をする積りで居るか否や、さう云ふ積りじやございませぬ、それから第十二、地方官に制限權を委任する理由如何、是は其地方官に其地方々々に依つて種類審査會等を設けて、其土地に適應したるものを極めると云ふことをさすと云ふ以上、先づ地方官に於てそれを極めさすと云ふことの然るべきが、地方官の勝手に任かして置くと云ふことにしますると、或は弊害が起ると云ふことがあり得るから、主務大臣が之に對して相當なる監督權を持つて居る必要があらうと云ふので、主務大臣の認可を得て然る後にやらうと、斯う云ふ積りであります、それから第十三、是は大分技術上の話に亙りまするが繭の大小に依るとか、或は升量の高低に依るとか、どう云ふ標準を以て種類を査定するかと云ふ御話でございまして、伊太利の例などを御引きになつて、いろ／＼御話がございましたけれども、其位のことは實に此方でもやつて居ります、地方に於ける共進會であるとかいろ／＼の場合に於きまして、それを形の大小と云ふばかりを見て居る譯でもない、此形狀の良し惡しと云ふことばかりを見て居る譯でもない、無論纖度も見れば、伸力强度も見る、各種の點を綜合して繭の品質を極めるのでございますから、此點はいろ／＼技術上各種の點からして繭の品質を極めるものであると御承知を願つて置きます、第十四、鎖國主義ぢやなからうかと云ふ御尋であるやうでございますが、鎖國主義の積りぢやないのであります、殊に此原蠶種の制限と云ふものをやりましても、是は其蠶種製造家に對する束縛であつて、一般の養蠶家と云ふものは決して束縛す

あるものではありませぬ、從つて養蠶家は信州から種を買ふなり、福島から買ふなり、隨意に何處からでも買ふことが出來るので、假に試驗を行ふとして見ても、其試驗は蠶種製造家に對する試驗でございまして、一般の養蠶家にて決してさう云ふことをする見込でないから、從つて何も鎖國主義でないと云ふことは明瞭でなければならぬと思ひます、第十五、共通のものゝ種類――共通のものゝ種類は一般に與へても宜いかと云ふ意味のやうに聽きましたが、どうも此意味は少しく分りませぬが、大體共通のものであれば場合に依れば一般に許しても宜いと云ふ考でございますが、併し此法案の第十八條の規程はさう度々初めから之を大にやらさうと云ふ積りぢやないのでありますが、前も申した通り大體に於ては任意主義を執る、强制と云ふことは先づ原則としてはやらぬと云ふ主義を執る必要があると云ふ考でありますから、十八條の規程の適用と云ふものは、初めから之を勝くやると云ふ考でありませぬから、從つて御心配のやうな點も餘りなかりさうなやうに考へるのであります、それから第十六、地方長官に許可權を與へると云ふことにして、主務大臣が之を認可すると云ふことにして置くと、益々不統一になるではないかと云ふ意味のやうに承りましたが、是は大抵前申上げたところと同じやうな趣意を以て答辯を略します、第十七、地方の原蠶種製造所に對して補助をやると云ふ政策を執ると云ふことは責任を地方に嫁するのぢやないか、斯う云ふ意味のやうに聽えますが、之は第十一の答辯に對して高見の見物をして居るではないかと云ふ意味と同じことで、責任を地方に嫁するの辯意ぢやございませぬ、第十八は蠶絲組合のことで、蠶絲業法中に規定するやうにした理由はどう云ふ譯であるか斯う云ふ御趣意のやうであるが、是は同業組合法に依つて現在拵へて居る同業組合をあれを聯合會にすると云ふことに付きましては、今日同業組合法の規程に據つて見れば、縣內の組合になつて居る、それが或る場合に於ては三分の二以上の同意を經て其ものを聯合會が强制すると云ふこと、及全國に於て中央會を一つ組織しやう、全く同業組合法から離れた特別の必要なことだけの規程を之に入れた理由でございます、其中央會が設けたり、或は聯合會が或る場合に於て强制すると云ふ必要があると云ふやうな點に付ては、先刻大臣から大要の說明がございました、尙詳しくは更に委員會に行つて詳しく申上げやうと思ひます、武藤さんに對する答辯は先づそれで大體終へたと致しますが、卜部さんの御問でございましたが、蠶絲業法中の第四條の規程は一般の養蠶家にまでも是は適用があるーの養蠶家にまで此規程が適用して、刑法上の罰則を以て之を强制すると云ふことは、餘りひどいぢやないか、斯う云ふ御尋のやうでありますが、此規程は實は新に拵へた規程ぢやないのでございます、蠶絲業法と云ふ中には新に入りましたけれども、現行法に此通りのものがあるので、現行法では所謂蠶病豫防法――蠶病豫防法第四條に此通りの規程がございます のみならず、どうも此蠶病豫防と云ふ仕事をやる上に付きましては、多少其强制的の意味であると云ふやり方にしないと、縱んば是は養蠶家であらうが、どう云ふ副業的にやつて居るものであらうが、多少斯う云ふ個々の規程を以てやらぬと、なか／＼やらぬ、實際に於て第四條の設備をなすと云ふことは、どの位のことをやるのであるかと云ふと、實は極めて簡易な非常に迷惑が掛り、或は金錢が掛ると云ふことでない、即ち現今やつて居ることで、命令の定むるところに據ると云ふ、其命令は極く簡單なもので、之がため大層養蠶家が迷惑をすると云ふことはない、而して自然うつちやらかして置いて、知らず識らずに慣れてさう云ふことを行はぬと云ふことがあるために、據處なく此規程を設けて居ります、併し此規程にある罰則を設けたために迷惑を被つたと云ふ弊があるかと云ふと、それはない、從つて現行法を踏襲して此規程を茲に入れると云ふことは、寧ろ當然のことであらうと考へて居ります

○卜部喜太郎君 唯今の御答に付て尙政府は現行の蠶病豫防法では未だ十分でないと云ふので、新に斯う云ふ法律を作つて、そうして此蠶絲業の主眼とするところは主として蠶の種と云ふものを最も愼重に選ぶと云ふことが其主眼であるやうに思はれる、然らば現行の蠶病豫防法時代に於ては或は此一般の蠶業家に向つても多少の制裁を加へると云ふ必要があつたのでありませうけれども、一般の養蠶家以外に蠶の種を製造すると云ふことに付て嚴重の規程の出來た法律でありますから、現行の蠶病豫防法中最も宜しからざる一般の蠶業者に對する制裁の規程のやうなものを此度の改正した法律の上から全然除くのが當然と思ひますけれども、今政府委員の答に據りますと、現行の法律が斯う云ふ規程になつて居るのであるが、併ながら之を適用して迷惑した人は無いと云ふのである、然らば此の如き法律は今後の法律に於ても無用なものと謂はなければならぬ、況や現行の法律に一歩を進めたところの最も改正したる法律の上に於て、尙舊法の如き無用の法令を存して置いて、動もすれば無用の干涉を蠶業者に試むると云ふ弊があると云ふやうなことは、全然削除するが當然であると思ふ、やはり此法律に於ても尙此の如き制度を設けて置く必要があると云ふことでありますれば、其必要であると云ふ理由を今少しく承つて置きたい

○政府委員(下岡忠治君) 御答致しまするが、此蠶種を改正して行くと云ふやうなことに關する規程のことは、第四條と餘り關係がないのであります、第四條は一般の養蠶家なり或は蠶種製造家なり總て養蠶をやる者に對する一般の規程でありまして蠶種製造に關する規程も多少變りますけれども、大體に於て現行の蠶病豫防法と餘り違つて居る譯でありませぬ、而して是は卜部さんの質問の點から申しますれば、改正した法律案を作ると云ふならば、現行法の缺點であると云ふことならば、それを變へるが宜いと云ふ點であらうと思ひますが、實質上の以外の點は其點でありませう、成程是は惡るければ變へる積りでありますが、政府の見る所では此規程が必要である、既往十數年來の經驗から此規程は必要にして、又之が無いと云ふ場合には蠶病豫防を勵行する上に、種々故障が起ると云ふ實驗上の點から、少くも現行の規程は此儘置きたいと云ふ考であります

斯くて本案は委員附託となり議長は左の十八氏を委員に舉げたり

政	福岡	野田卯太郎
同	長野	翠川鐵三
同	群馬	武藤金吉
同	千葉	吉植庄一郎
同	愛知	築山和一
同	德島	橋本久太郎
同	滋賀	島田保之助
同	岩手	村上先
同	石川	駒田小次郎
同	岐阜	佐々木文一
憲	長野	久保田與四郎
同	群馬	中島祐八
同	福島	平島松尾
又	東京	高木正年
大	福島	堀江覺治
大	群馬	須藤嘉吉
又	前橋市	關口安太郎
又	埼玉	卜部喜太郎

絲況

橫濱市場

一月中の絲況 御祝儀商內六千六百餘個に達したることと前號所報の如くであるが、さて其後の商勢如何を顧みれば、歐米向不振の爲に別段目新らしき商談もなく、僅に補充口位の交渉に止り、相場は漸次下押し嘗て九百九十圓迄漕ぎつけたる信州上一番も十九日には九百三十圓見當の安直を見るに至り此末如何に成行くならんと痛く絲況の前途を氣遣はれたが翌二十日には兩三館に買氣ありて手合相應に出來し、夫れより引續き補充口の商內あり、中には新規注文の到來したる向もありて相場は概して五圓高を示したけれど、何分にも適品尠き爲に徒に人氣のみ先走りて存外手合せ行はれず、月末の市況また寂寞の憾なきを得ずであつた。

價格の差 一月中の最高直は日向富士館太の千〇三十圓最低直は岩代共同二馬折返の八百九十圓であつた、而して昨年一月中の最高直は遠江の天龍川社細九百六十圓で最低直は岩代共同三馬折返の七百六十五圓であつたから、之を和比較するときは高直に於て七拾圓低直に於て百廿五圓の差である。

生絲の集散 而して一月中の生絲集散の狀況を調べてみれば左表の如くてある。

明治四十四年一月（自一日至卅一日）生絲集散表

	持越	入荷	賣了	地方積戻	積越
器械	二一、〇七〇	一一、六一〇	一六、〇六三	九三九	一五、六七八
座繰	二、七三七	一、五九六半	一、三〇〇半	一八一	二、八五二
折返	一、六三一	一三七	七〇二	一〇六	九六〇
雜類	二八	三	—	—	三一
合計	二五、四六六	一三、三四六半	一八、〇六五半	一、二二六	一九、五二一半

一、表中單位箇は九貫目を指す
二、持越とは客月より本月に持越したるものにして本月一日調査積越とは本月より翌月に積越すべきものにして先月末日の調査に係る
三、前月分の積越と其數一致せざるは商談中のものあるに由る
四、賣了中米國に輸出せるものは六千二百〇六俵歐洲に輸出せるものは四千〇九十九俵なり

之を昨年の同月に比すれば入荷に於て六百七十六個半積戻四百二十三個、手合に於て一千五百三十三個、賣了一千〇〇七個を減じた、而して本月中の持越と入荷とを合すれば三萬八千八百拾二個半に達し、此內より賣了と積戻とを合したる一萬九千二百九十一個半を減ずれば、市場の在荷は一萬九千五百二十一個にして、之を前月の市場在荷に比すれば其勘きこと九千六百六十二個半てある。

尙參考の爲に十二月中に於ける日々の生絲集散の狀況を示せば次表の如くてある。

明治四十四年一月（自一日至三十一日）生絲集散日別表

器械太□　同中△　同細○　座繰×　折返し＋

日	入荷	手合	賣了	引戻	輸出	地方積戻	國名	社名	種別	最高價	最低價	摘要
一日		—	—	—	—	—						初めより氣乘薄にて兎角捗々しからず加ふるに相場も伸力なく中途に於て信州器械五圓高を示し より有力の爲め買進みしにあらざれば米國向は相應に賣れ行ありしが歐州向の手合捗々しからず
二日		六、六四八	—	—	—	—						御祝儀商內として發表せしものゝ如く先約品を併せて通計六千六百餘個出來せしか相場は概して高含みなれども些と物足らぬ心地せられき
三日	二、二四〇（一日至五日）	—	—	—	—	—						
四日		—	六二四	—	一、二三三	六四	武藏／信濃	開國館／一信館	□／□	九八五	九六五	商談なく靜かなり
五日		—	—	—	—	—	—					五日休
六日	一、九五七半	—	六六九半	—	—	二八	日向／越中	富國館／共成社	□／△	一、〇三〇	九五五	前報同事
七日	四〇四	七五四	三一九	—	—	一〇	上野／信濃	甘楽社赤字／常田館	□／×	一、〇一五	九七五	信州物手合出來せしも相場初手合の當時に比し概して二十圓方安く面白からざる成行なりし
八日	—	—	—	—	九二五	—						日曜日
九日	五一〇	三〇九	六六一半	三九	—	一六	上野／同	下仁田社一號／甘楽社ウチヲ銀	×／×	一、〇五〇	九五〇	別段目新らしき商談なく大體の氣配は先づ保合にして一段あと入電待の商狀なりし
十日	四六八	一二九	七九九	—	六六三	一六五	上野／陸前	下仁田社金文字／矢作共同	×／△	九八五	九六〇	新來の入電香しからず新商談乏しく僅かに紐育口へ直安ものゝ交渉あるに止り市面何となく靜かなりし
十一日	二二六	三六	一、二〇六半	三九	八二一	二九	甲斐／信濃	矢島組金矢／白鶴社銀	□／□	一、〇二〇	九五〇	染たる買人なく前日に比し相場は五七圓安を告たりし
十二日	二六〇	四〇三	一、〇九六	四六半	—	六一	信濃／岩代	長盛館／共同二馬	□／＋	九八〇	九〇〇	安直なから之れに應じ行くものは弗々賣行あり大體不人氣の市場にて買入見越安を唱へ居れり
十三日	四一二	九三	七六七	—	二一八	一三	陸前／信濃	柳津製絲／平林製絲	□／□	一、〇〇〇	九五〇	前日模樣にて商談滯なりし
十四日	二〇〇半	六五六	九二四半	—	三二八	二八半	駿河／上野	五十嵐製絲／交水社若松	□／×	九九〇	九七〇	相場は五圓安なれども出來味兎角面白からず人氣萎へて閑へ居れり
十五日	—	—	—	—	—	—						日曜日
十六日	五六八	一八	一、四六二半	—	—	二三	武藏／上野	上尾小口組／甘楽社ウチヲ銀	□／×	九九〇	九四〇	休日明けなれとも別に買入現はれず唯弗々安直の塲か聞くのみなり
十七日	四九四	—	一、一七一	三〇一半	—	三四	信濃／岩代	富國館／共同二馬	×／＋	九六〇	八九五	日に増し不人氣にて新規商談皆無の姿なりし
十八日	二八七	一二六	六二九半	—	二、一一八	七二						大勢安直は免されざるものゝ如きも未だ其機に達せざるや捗々しく賣買の聲か聞かざりし
十九日	三四五半	五三七	四四九	—	—	四〇						前日來商談中の座繰は我慢して賣應したるより相應の手合出來せしが其他は捗々しき商談なく信州上一番は九百三十圓見當の成行なり
二十日	四一六	八三七	八一一	—	—	三二						濱三館買氣ありて直段變りなく相應に手合出來せり
廿一日	二八一	四七五半	五二〇半	—	四九九	三六	上野／武藏	碓氷社五人娘／鶴一川社	×／×	九六〇	九二五	氣配別に變りなく續ひて紐育口の商ひ出來せり
廿二日	—	—	—	—	—	—						日曜日
廿三日	六〇四	一、〇二六	一、〇〇七半	二九	—	一一七半						中には新規注文達したる向もあり相場概して五圓高にて手合出來せり
廿四日	六七五	五四	一、五九五半	一七〇	四三五	一〇四	下總／岩代	小島館／共同二馬	＋／□	九七〇	八九〇	荷多少は望み居れども適品の静なきと且つ第一に徒に人氣のみ先走り更に商談出來せず

絲況									
廿五日	四一九半	九	九四三	―	四九七	八二	信濃小口組 同 俊明社 御	□□	九三五 九二〇	概して纏らされど伸憮たる人氣にて商談薄し
廿六日	四三二	七二	七二九	―	―	九〇半	丹波氷上共同 信濃㊀紺	□□	九五〇 九二〇	必要の小商内僅分行はるゝのみ市場活氣なし
廿七日	五七三	―	六五四半	一八	一九五	七三半	信濃龍館 同 信濃東社	□△	九三〇 九二〇	外電不味にて各館とも悠たる商談なく新規手合皆無の姿なりし
廿八日	二六三	―	六六九半	―	―	二四	上野甘樂社赤字 同 碓氷社銀紅葉	××	九六〇 八九五	全然休日の如く靜かにして人氣も追々に不勢に陷れり
廿九日		―	―	―	一、一七〇	―				日曜日 大祭日
三十日	一、三二一半	―	―	―	―	―				休日前同様依然不勢の中にあり
卅一日		―	三五五半	―	一、二一三	八四				
合計	一三、三四六半	一二、一八三	一八、〇六五半	六四二半	一〇、三〇五	一、二二六				

偖本年一月中の生絲集散の狀況を示し、且つ昨年一月末の夫れとを對照すれば左の如くてある。

▲減じた印×は増した印

年次	持越	入荷	賣了	積戻	横越	輸出數量	輸出價格
四十四年一月	三三、四四六	一三、四四六半	一八、〇〇五	一、二三六	一九、二四二	一〇、四〇五	一〇、六九四、九三三
計		二三、四四六半	一八、〇〇五半	一、二三六	一九、二四二半	一〇、四〇五	一〇、六九四、九三三
四十三年一月		一四、〇三三半	一九、〇〇五半	一、六四九	三五、三二〇半	一〇、八四二	九、四三二、四〇八
		▲六九六半	▲一、〇〇〇半	▲四一三半	▲一六、〇七八半	▲六三七	×一、二六五、五二六

紐育市場

紐育絲況に付同地駐在水野總領事よりの電報左の如し

生絲市況機屋は多く手控への態にて氣配鈍し(一月十日發電)

生絲　日本絲下落機屋は手控關四「エキストラ」四、〇五信州「エキストラ」四、〇二(一月十七日發電)

生絲横濱値上の結果當地市場景氣持直したるため値落に差控へ居りし機屋も再び買込む氣勢あり關四「エキストラ」四、〇〇信州「エキストラ」三、九七五乃至四、〇〇(一月二十四日發電)

生絲市況靜か機屋は差當り所要の需要を充したるか如し關四「エキストラ」四、〇〇　信州「エキストラ」三、九七五乃至四、〇〇

里昂市場

里昂絲況に付同地駐在木島副領事よりの電報左の如し。

機物市況恢してよし、生絲取引靜なきも景氣立直り模様一番中器械絲九乃至十一デニール相場四十四法五〇見當同十三乃至十五デニール相場四十四法見當(一月十八日發電)

生絲當座用小取引のみ更に下落を待つか如し一番中器械絲九乃至十一「デニール」相場四十四法見當、一番中器械絲十三乃至十五「デニール」相場四十三法見當(二月一日發電)

葉煙草栽培畑と桑園の關係に就き質問

千葉縣通常會員　木村伊三郎

一、拙地方近時煙草栽培の流行を來し其栽培畑と桑園の接近に付一の問題を惹起し養蠶家の憂慮するもの鮮からず、就ては斯の栽培地接近の桑葉を食したる蠶兒に被害ありたる實驗談及び無論有害なることは耳にしたるも其距離の程度と時期の如何を詳細に承りたい。

答　學藝委員農學士　林　驛作

一、桑園と煙草畑とは三十五間以上の距離を保たしむるを安全なりとす、固より風位の關係により又は煙草畑の面積の廣狹により、其の害の及ぶ距離に差あると雖普通三十五間隔つるときは安全である。

一、栽培せる煙草の養蠶上有害なるは煙草の成熟期以後てある。

風穴種及蠶兒の有害物に就き質問

群馬縣通常會員　平林芳次

一、今秋飼育したる風穴種(二化性)より原種を製造し明春生種原種一化期に充用したいと思ふか、返り種となりはせまいか、又第二化期に亙りて蟲質の強弱成繭の品位等に惡影響はなきや生種製造上別に差支はありませぬか

一、蠶の糞は蠶兒に有害なりと云ふが如何でせう。

答　學藝委員　荒木武雄

一、普通の夏蠶飼年種と異なる處ありませぬ、無論風穴種を原種としたからとて返り種にはならず、又繭の品質にも殆んと影響はありませぬ。

二、蠶糞の臭氣は蠶兒が忌みますから成るべく近づけぬが宜しい、さりとて之れを食はせても別に中毒をいたしませぬ。

種繭并に蠶兒の鑑定に就き質問

岐阜縣通常會員　小縣金吾

一、種繭雌雄鑑別法

二、蠶兒雌雄鑑別法

右兩法を詳細に御教授を願ひたい。

答　學藝委員農學士　石渡繁胤

種繭の雌雄を鑑別するには重量を以てするのてある、即ち繭一顆の平均重量を求め之れより重きものを雌繭とし、之れより輕きものを雄繭とす、然れとも雌雄繭の境界は平均重量によらさることあるを以て、平均重量に或る係數を乘じ雌雄の境界としてゐる、但し余は左の方法を以て最も簡便なりと考ふるてある。

種繭の重量によりて鑑別を行ふには上簇の同時なる者に就て行ふべきてある。雌雄繭鑑別を行はんとする時には種繭中より二三十顆を取り繭を截り蛹を出し(蛆害のものは除くべし)雌雄を區別し其繭層と共に之れを秤量するのてある、蛹の雌雄は體軀の形狀によりて其概略を知るを得べしと雖とも其正確なるは蛹の外景に顯はれたる特徴によるてあらう、雌蛹は腹部の第八環節腹面正中に縦線がある、第七第八環節の境線より第八第九環節の境線に亙つたるものてある、雄蛹にありては腹部第九環節腹面正中に一小點がある。

雌雄繭を各別に秤量したれば其平均一顆の重量を算し偖雌繭の平均量と雄繭の平均量を加へ再び之れを平均するのてある之の數を以て雌雄境界の繭量とする。

繭の重量は逐日遞減するものてあるから雌雄繭を秤量鑑別せんとするには其都度前法によりて雌雄繭境界の繭量を求めねばならぬ

育蠶に就き質問

宮城縣通常會員　赤沼常信

一、遠雲なる揚立にて五反歩の急園で開こ合するものなれとも四日早く揚立たる時は何れも急園を要する。

二、遠急園なれは三日目なれとも、三番花も用ひる時は如何なる害あるや。

三、私の家にて毎年同功園を二割乃至二割五分生ずるから、種類及び上旋の時期、置の老幼上旋の際に於ける温度の高低、旋の様這等を試驗せし結果たるは、何故に同功園多く生じたるか。

四、蛾絵羽に置兒の發生及び成蘭の上に於て如何なるものでありますか。

答　急園委員　土屋泰

一、置間の知き場合に於ける急園の收穫は其年の気候及び急園の恐尊等に依りて一概なるものにあらず、然れども收穫期に四日間の差ありとせば五番期用急の收穫は約二割位の増減があるであろう。

二、大なる害なからべし、但し空気多温なるときは幾分餘沙の乾き切ぎるの虞あるか。

三、同功園は置の発育に由り、或は桑葉の過度に由り、或は上旋の際に於ける高温に由り、或は其置の密なるに由り、若くは旋の構造の不適當なるに由りて多く生ずるものであるが此等の點に注意せば可なりもん。

四、蛾絵羽に置兒の發生上時に成蘭上急の焚に感ずる劣ることはない。

臺灣の置兒揚立

臺灣総督府北蘇農場にては今年例年する春置又育蘭蚕一反は去る一日に孵化し小石丸又育各二反は同五日及十四日の頃に揚立に揚立となして例年するため新に内地より取寄せたる原種約一反は十五日に揚立たりといふ。

會務錄

●評議員會

二月十日本會事務所に於て評議員會を開きたるか其出席者左の如し。

會　議員野口　松平正直　岡本直次郎　吉川重吉
理　事今西直次郎　同　木多岩次郎
同佐藤博士　桑田熊蔵
評議員
伊藤宮治郎　針塚長太郎　芳賀徳四郎　八田捷也
羽田桂之進　徳倉評左衛門　尾澤琢郎　土屋泰
南條吉左衛門　工藤善助　男野鶴松　越密　宮木金治
北村七郎　下岡忠治　下田伊左衛門　須藤高吉
議員
蠶絲雜作業
午後三時松平會員議員席に就き、木田評議員會を開きたるは今期議會に提出せられたる蠶絲業組合の設立に付高知会員の関係を有するを以てなれば、此に諸賢の御相談の為なれは本案に付き御賢見あれ共答へらんと欲するなり、幸ひ下岡議員は昨日の所あるべく、又に意見を交換せば大に得る所あるべしと信ず、但し此業者は既に職員に提出せられ居りたる今日に在ては此會に於て決議を為す場合にありては之を諸賢に提出せられ居る以上諸賢自意を了し御意見の御発議あらんことを望むと述べ、次で下岡員特別員は此業者に対し其大綱を説明あらんとて詳細なる説明を為し、工藤氏は此業者に対し第十八條第二十三條及び第今中央會のときに關し改訂の賢問を為し、下岡員長の答弁あり、南條氏は第十八條の地方長官に蠶種の製造及種類の制限権を與ふるの不可なる所以を論じ、星野、針塚等の諸氏と下岡芳賀二氏の間に應答ありたる後會員宮治郎氏の動議に依り為すして本案成立に勢むる所ありたり。

因に云ふ此業者は近年の生糸産額数量に対し、政は業者の過度に由り、政は上旋の際に於ける高温に由りて、政は其置の密なるに由り、若くは旋の構造の不適當なるに由りて多く生ずるものであるが此等の點に注意せば可なりもん。

四、蛾絵羽に置兒の發生上時に成蘭上急の焚に感ずる劣ることはない。

●講師派遣

塔玉支會と岡野委員部とにては本月十日より二十七日まで水谷村外十七箇町村に於て蠶業講話を開かつゝあるが、同支會員よりの申請に依り本會講師吉水信子女を十日派遣せり。

●支會職員の嘱託

本會支會員中異動生じたるに付高知支會副會長、佐賀支會幹事長は越前部副長は本會々頭より何れも其支會員の推薦に依り左の通り嘱託せられたり。

高知支會副會長　和田　和
佐賀支會幹事長　玉水仮三郎
群馬支會委員部長　北甘堅　福田伊八　山田　利根川孫六　佐波　横本　栄
群馬　桜田三郎　多野　直井三蔵
桐蔭員　新開紀蔵
千葉支會厚狭委員部長　森　川　信
海上委員部副長　鎌　田　重　栄
静岡支會岡智委員部長　伊藤金治郎
信濃支會委員部長　東筑摩　武井一郎　小諸　諏川免徳　上伊郡　鈴木庄之助
下高井　小山忠雄

●奬勸委員の嘱託

本會奬勸委員規定により京都、三重、宮城、福島の四縣下に於ける奬勸委員は各其支會長の推薦に依り本會々頭より左の通嘱託せられたり。

京都北北部四郡勧業委員部長　細野村　木村寛太郎　宮津村
郡　田山村　荒谷平太郎　山縣村　辻清太郎　宮村
大原安吉　知井村　野口英治郎　宮崎村　早川松之助　越ヶ谷村　前田庫三郎
大野村　文字可三　中郡一郎　矢野一治
竹野郡吉野村　田家郷一　渋谷村　吉岡重次　梁田村　松村伊造　入木村
遠家敏雄　竹野村　山田源吉　関人村　松岡勇右衛門　上宇川村　井上猛太
郡　下宇川村　三野善治郎　島取村　川戸萬治　鎌先村　下田中四郎　島津
村　坪倉忠右衛門　網野村　森元吉　郷村　松本修三　木津村　谷口仁平
預諸村　四法文蔵
三重縣三重郡河原田村　宮田忠右衛門　新上村　内田長吉　保田村　寺本勝
下野村　市川鼎一　八郷村　古川三治郎　小山田村　中野庄太郎　内郷村
河村村　三野善五郎　羽津村　伊藤善五郎　川越村　大原嘉
太郎　神前村　河村久太郎　櫻村　坂井彌五郎　鵜川原村　位田伊四郎　島津
多田宮松　川島村　桜山藤松　桃村　高井吉松　袁野村　鈴木五郎　三重村
伊藤小三郎　鶴須村　伊藤久松　竹水村　桜部民之助　神谷村　伊野彌太郎　加太村
鈴鹿市小田町　豊田寫松　開町　打田金蔵　神谷村　打田米蔵　井田川村　宮崎政蔵
大阪諸次郎　鷲村　鳥谷久治郎　高澤源治　伊藤九十郎　牧田村　森川與三松　石塚彌
庄野村　國分又治郎　高澤源治郎　伊藤九十郎　牧田村　森川與三松　石塚彌
村　北川幾吉　久間田村　田中鉄次郎　深伊澤村　中村多一郎　榛村　丹羽
良一　庄内村　中村芳之助　川崎村　高尾武八　野谷村　上田袁太郎
度會郡神社町　林宮造　二見町　久木宮吉　豊源村　石原松二郎　北源村
戸上郡兵庫　城田村　長澤清太郎　内城田村　北村千松　鵜飼村　大倉清三
島津村　柳生良次郎　鵜倉村　南崎熊三郎　二二鵜村　作野八十吉　櫻原村
鳥村德次郎　鈴原村　稲田久蔵　田丸町　森島勘七　宮郷村　酒徳直四郎
有田村　村中源蔵　東外城田村　四山金三　七保村　大喜多辻松　柏崎村
里村鶴次郎　吉岸村　小林米松　中島村　小田佐平　小川郷村　小野新兵衛
南馬村　城三郎
南宇治郡南鎌内村　森米俊太郎　北綿内村　高芝勇松　荒渡村　倉谷富五郎
新鹿村　井米喰治　有井村　小山新右衛門　鈴宮山村　北鳴海次郎　市木村
住内村　伊三郎　阿田和村　鈴木正治　井田村　西成吉　鵜殿村　山田修三郎　上川
御村　鈴木芳之助　祖野谷村　吉家安治郎　尾改嘉村　鶴殿村　藤田為之助
大阪市　大原村　西谷育太郎　神川村　前田耕之助　四山村　横尾良
太郎　五郷村　福本鎮治　幾谷村　牟川梁太郎

安達郡安東村　長谷川藤次郎　高岡村・川北清一郎　片田村　德田德次郎　河內村　落合三郎　紳戸村　內藤石之助　村主村　大森竹郎　安西村　匠澤才次郎　館形村　野田彌一郎　長野村　谷口千三郎　長水村　田中豐太郎　明合村　小林勝次郎　藤水村　山本豐松　草生村　若林七郎平

宮城縣仙臺市中央部　宮田貞次　同東部千葉善二　同西部　横山要藏　同南部鈴木久吉　同北部　佐藤孫

刈田郡白石町　紺野鎌松　福岡村　武田十吉　宮村　堤　榮左衞門　圓田村齋藤長造　白川村　香坂清四郎　大鷹澤村　大野健吉　大平村　高橋榮一郎齋川村　島貫彥市　越河村　庄司寅市郎　小原村七宿村　古山森太郎

亘理郡亘理町　丹野實　坂元村　清野龜吉　山下村　永谷幡之助　吉田村鈴木吉太郎　逢隈村　佐藤文太郎　荒濱村　横山忠八

名取郡茂ケ崎村　高橋五郎　六郷村　佐藤扶嘉藏　東多賀村　永倫善內　下增田村　洞口曉　玉浦村　渡邊源內　岩沼町　三浦金右衞門　千貫村　鈴木富太郎　愛島村　高橋眞治　舘腰村　齋藤勘　増田町　大友傳內　高舘村岡部警　中田村　佐藤運七　四多賀村　庄子直右衞門　生出村　嶺岸泰助　秋保村　丹野庄吉

宮城郡原町　郷家英記　鹽釜町　鈴木清三郎　廣瀨村　石垣彥左衞門　大澤村　安達源五郎　根白石村　櫻田藤七　北田村　樋口常吉　七郷村　齋藤新吉　高砂村　菲司幸二郎　七濱村　佐藤卯右衞門　多賀城村　菅野吉市　岩切村　大友長左衞門　利府村　鈴木林四郎　松島村　只木貞直

黑川郡吉岡町　高橋政勘　大衡村　新桑忠之丞　吉田村　桐畑淸藏　宮床村青木戌松　宮谷村　內馬場錢之助　大谷村　千坂丈七　鶴川村　櫻井長治大松澤村　市川孫兵衞　落合村　高橋久作

加美郡中新田町　今野眞作　色麻村　野村深治　鳴瀨村　鈴鴨清治　廣原村高橋新左衞門　加美石村　木多眞治　小野田村　高橋晴隆　宮崎村　岩淵淸審

志田郡古川町　黑江善五郎　荒雄村　伊藤惣吉　敷玉村　只野彌道　大益平造　下伊場野村　横山興市右衞門　松山町　井上眞治　鈴木瑞輪　鹿島台村大久保幸作　佐々木敬治　三本木町　岩淵利右衞門　加藤龍太郎　高倉村柏倉嘉右衞門　志田村　中川平三郎　佐々木家壽治

遠田郡涌谷町　長谷新　坂本敬一郎元涌谷村　安藤嘉治　箟岳村　福田市右衞門　大貫村　小川楠　治部村　齋藤正藏　田尻町　歸勝吉　富永村　鉢南正亮　中埣村　槇尾己代吉　北浦村　曾根經太郎　小牛田町　後藤瑞吾　不動堂村　小松陽之進　湧野村　松田幸三　木村次郎

玉造郡岩出山町　鈴木健　西大崎村　大山牛之助　東大崎村　門脇清助　一栗村　中川文吉　眞山村　大場剛　温泉村　谷津忠兵衞　鬼首村　大場行治

栗原郡長岡村　伊藤儀太郎　宮澤村　門脇宗道　清瀧村　佐々木福治郎　高清水町　三塚龍之助　藤里村　高橋忠太郎　玉澤村　笠松輝治　築館町　村上喜代治　宮野村　相馬清左衞門　富野村　大橋泰治　一迫村　狩野卯右衞門　長崎村　鶴田虎彥　金田村　上遠野好民　花山村　千葉三藏　姫松村菅原金藏　鶯澤村　後藤彥藏　尾松村　岩淵義右衞門　文字村　菅原孫左衞門　栗野村　菅原德三郎　岩崎町　岡本台助　島矢崎村　高橋眞平　萩野村千田長作　有賀村　柴山忠藏　金成村　林幸作　津久毛村　千葉籐三郎　澤邊村　佐々木勢治　大岡村　二階堂淸太郎　若柳町　佐藤源二郎　志波姫村曾根伊左衞門　畑岡村　菅原勘兵衞

登米郡佐沼町　武川文平　南方村　高橋眞作　北方村　遊佐讓治郎　米山村今川彥太郎　吉田村　淺田寅作　豐里村　武山貞三郎　登米町　米谷太郎淺水村　渡邊多利治　米谷町　信夫忠直　米川村　岩淵庫造　錦織村　佐藤甚右衞門　上沼村　佐藤武治　寶江村　畠山庄治　石森村　伊藤愼敬　石越村　小野寺延平　新田村　及川幸治

桃生郡宮戶村野蒜村　尾形幸治　小野村　木村玄七　鷹來村　阿部富左衞門赤井村　木村駒藏　大鹽村　矢本平之助　北村　內海恩憲　廣淵村　木村勝治郎　須江村　阿部實治　鹿又村　櫻田庸治　前谷地村　佐々木源右衞門中津山村　四條吉三郎　桃生村　毛利東　大谷地村　東永常吉　飯野川町　三遠忠藏　三股村　千葉幸三郎　樋浦村　藤原市兵衞　大川村　佐々木太治兵衞　十五濱村　高橋左太治

牡鹿郡石巻町　須田鐵三郎　蛇田村　鹿又勘次郎　稻井村　鈴木辰五郎　渡波町　玉井庸四郎　女川村　阿部珍七

本吉郡柳津町　關野千代吉　横山町　須藤太左衞門　十三濱村　千葉拾次戶倉村　須藤兵助　入谷村　阿部兵吉　志津川町　小野寺三治郎　歌津村小野久治郎　小泉村　三浦榮吉　御嶽村　菅原直藏　大谷村　及川榮助　階上村　藤田信之進　松岩村　及川儀三郎　新月村　熊谷實雄　氣仙沼町　且野　金平　鹿折村　四條傳吉　唐桑村　千葉學之進　大島村　村上幸平

富山縣東礪波郡北山田村　紳田良幹

蠶桑雜觀

▲工場法案

本月二日第二十七議會へ提出せられたる工場法案左の如し。

工場法

第一條　本法ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル工場ニ之ヲ適用ス

一　常時十人以上ノ職工ヲ使用スルモノ

二　事業ノ性質危險ナルモノ又ハ衞生上有害ノ虞アルモノ

本法ノ適用ヲ必要トセサル工場ハ勅令ヲ以テ之ヲ除外スルコトヲ得

第二條　工業主ハ十二歲未滿ノ者ヲシテ工場ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス但シ本法施行ノ際十歲以上ノ者ヲ引續キ就業セシムル場合ハ此ノ限ニ在ラス

行政官廳ハ輕易ナル業務ニ付就業ニ關スル條件ヲ附シテ十歲以上ノ者ノ就業ヲ許可スルコトヲ得

第三條　工業主ハ十五歲未滿ノ者及女子ヲシテ一日ニ付十二時間ヲ超エテ就業セシムルコトヲ得ス

主務大臣ハ業務ノ種類ニ依リ本法施行後十五年間ヲ限リ前項ノ就業時間ヲ二時間以內延長スルコトヲ得

就業時間ハ工場ヲ異ニスル場合ト雖前二項ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ通算ス

第四條　工業主ハ十五歲未滿ノ者及女子ヲシテ午後十時ヨリ午前四時ニ至ル間ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス

第五條　左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ前條ノ規定ヲ適用セス但シ本法施行十五年後ハ十四歲未滿ノ者及二十歲未滿ノ女子ヲシテ午後十時ヨリ午前四時ニ至ル間ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス

一　一時ニ作業ヲ爲スコトヲ必要トスル特種ノ事由アル業務ニ就カシムルトキ

二　夜間ノ作業ヲ必要トスル特種ノ事由アル業務ニ就カシムルトキ

三　晝夜連續作業ヲ必要トスル特種ノ事由アル業務ニ職工ヲ二組以上ニ分チ交替ニ就業セシムルトキ

前項ニ揭ケタル業務ノ種類ハ主務大臣之ヲ指定ス

第六條　職工ヲ二組以上ニ分チ交替ニ就業セシムル場合ニ於テハ本法施行後十五年間第四條ノ規定ヲ適用セス

第七條　工業主ハ十五歲未滿ノ者及女子ニ對シ每月少クトモ二回ノ休日ヲ設ケ、職工ヲ二組ニ分チ交替ニ午後十時ヨリ午前四時ニ至ル間ニ於テ就業セシムル場合及第五條第一項第二號ニ該當スル場合ニ於テハ少クトモ四回ノ休日ヲ設ケ又一ノ就業時間カ六時間ヲ超ユルトキハ少クトモ三十分、十時間ヲ超ユルトキハ少クトモ一時間ノ休憩時間ヲ就業時間中ニ於テ設クヘシ

職工ヲ二組以上ニ分チ交替ニ午後十時ヨリ午前四時ニ至ル間ニ於テ就業セシムルトキハ一週間ヲ超エサル期間每ニ其ノ就業時ヲ轉換スヘシ

第八條　天災事變ノ爲又ハ事變ノ虞アル爲必要アル場合ニ於テハ主務大臣ハ事業ノ種類及地域ヲ限リ第三條乃至第五條及前條ノ規定ノ適用ヲ停止スルコトヲ得

避クヘカラサル事由ニ因リ臨時必要アル場合ニ於テハ工業主ハ行政官廳ノ許可ヲ得テ期間ヲ限リ第三條ノ規定ニ拘ラス就業時間ヲ延長シ第四條及第五條ノ規定ニ拘ラス職工ヲ就業セシメ又ハ前條ノ休日ヲ廢スルコトヲ得

臨時必要アル場合ニ於テハ工業主ハ其ノ都度豫メ行政官廳ニ屆出テ一月ニ付七日ヲ超エサル期間就業時間ヲ二時間以內延長スルコトヲ得

第九條　工業主ハ十五歲未滿ノ者及女子ヲシテ運轉中ノ機械若ハ動力傳導裝置ノ危險ナル部分ノ掃除、注油、檢査若ハ修繕ヲ爲サシメ又ハ運轉中ノ機械若ハ動力傳導裝置ノ調帶、調索ノ取附ケ若ハ取外シヲ爲サシメ其ノ他危險ナル業務ニ就カシムルコトヲ得ス

第十條　工業主ハ十五歲未滿ノ者ヲシテ毒藥、劇藥其ノ他有害料品又ハ爆發性發火性若ハ引火性ノ料品ヲ取扱フ業務及著シク塵埃、粉末ヲ飛散シ又ハ有害瓦斯ヲ發散スル場所ニ於ケル業務其ノ他危險又ハ衞生上有害ナル場所ニ於ケル業務ニ就カシムルコトヲ得ス

第十一條　前二條ニ揭ケタル業務ノ範圍ハ主務大臣之ヲ定ム

前條ノ規定ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ十五歲以上ノ女子ニ付之ヲ準用スルコトヲ得

第十二條　主務大臣ハ病者又ハ産婦ノ就業ニ付制限又ハ禁止ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第十三條　行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ依リ工場及附屬建設物竝設備カ危害ヲ生シ又ハ衞生、風紀其ノ他公益ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ豫防又ハ除害ノ爲必要ナル事項ヲ工業主ニ命シ必要ト認ムルトキハ其ノ全部又ハ一部ノ使用ヲ停止スルコトヲ得

第十四條　當該官吏ハ工場又ハ其ノ附屬建設物ニ臨檢スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ證票ヲ携帶スヘシ

第十五條　職工自己ノ重大ナル過失ニ依ラスシテ業務上負傷シ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルトキハ工業主ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ本人又ハ其ノ遺族ヲ扶助スヘシ

第十六條　職工、職工タラムトスル者若ハ工業主又ハ其ノ法定代理人若ハ工場管理人ハ職工又ハ職工タラムトスル者ノ戸籍ニ關シ戸籍吏ニ對シ無償ニテ證明ヲ求ムルコトヲ得

第十七條　職工ノ雇入、解雇、周旋ノ取締及徒弟ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十八條　工業主本法施行區域內ニ現住セサルトキハ工場ニ付一切ノ權限ヲ有スル工場管理人ヲ選任スルコトヲ要ス

工業主ハ特別ノ事由アル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ行政官廳ノ認可ヲ受ケ前項ノ工場管理人ヲ選任スルコトヲ得

第十九條　前條ノ工場管理人ハ本法及本法ニ基キテ發スル命令ノ適用ニ付テハ工業主ニ代ルモノトス但シ第十五條ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

工業主營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有セサル未成年者若ハ禁治產者ナル場合又ハ法人ナル場合ニ於テ工場管理人ナキトキハ其ノ法定代理人又ハ理事、業務ヲ執行スル社員、會社ヲ代表スル社員、取締役、業務擔當社員其ノ他法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者ニ付亦前項ニ同シ

第二十條　第二條乃至第五條、第七條、第九條又ハ第十條ノ規定ニ違反シタル者及第十三條ノ規定ニ依ル處分ニ從ハサル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十一條　正當ノ理由ナクシテ當該官吏ノ臨檢ヲ拒ミ若ハ之ヲ妨ケ若ハ其ノ訊問ニ對シ答辯ヲ爲サス又ハ虛僞ノ陳述ヲ爲シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十二條　工業主ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者雇人其ノ他ノ從業者ニシテ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反スル所爲ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

工業主ハ職工ノ年齡ヲ知ラサルノ故ヲ以テ本法ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス但シ工業主及取扱者ニ過失ナカリシ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二十三條　本法ニ依ル行政官廳ノ處分ニ不服アル者ハ訴願ヲ提起シ違法ニ權利ヲ傷害セラレタリトスルトキハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第二十四條　主務大臣ハ第一條ニ該當セサル工場ニシテ原動力ヲ用フルモノニ付テハ第九條、第十一條、第十三條、第十四條、第十六條及第十八條乃至第二十三條ノ規定ヲ適用スルコトヲ得

第二十五條　本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ハ工場管理人ニ關スル規定及罰則ヲ除クノ外官立又ハ公立ノ工場ニ之ヲ適用ス

官立工場ニ關シテハ所轄官廳ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ行政官廳ニ屬スル職務ヲ行フ

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

▲蠶絲業法案

本月二日第二十七帝國議會へ提出せられたる蠶絲業法案は左の如し。

第一條　本法ニ於テ蠶絲業者ト稱スルハ養蠶、蠶種製造、生絲製造、眞綿製造、殺蛹乾繭又ハ蠶種、繭、生絲、屑物類ノ賣買、仲立若ハ保管ヲ業トスル者ヲ謂フ

第二條　本法ニ於テ蠶種製造者ト稱スルハ他人ニ讓渡スノ目的ヲ以テ蠶種ヲ製造スル者ヲ謂フ

第三條　本法ニ於テ蠶病ト稱スルハ微粒子病、軟化病、硬化病、膿病及蠅蛆病ヲ謂フ

第四條　蠶兒ノ飼育又ハ生繭ノ取扱ヲ爲ス者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ病蠶及斃蠶ノ病原微生物並蠅蛆及其ノ蛹、蠅ヲ撲殺シ其ノ他蠶病豫防ノ爲必要ナル施設ヲ爲スヘシ

主務大臣ハ學術研究ノ爲蠶兒ノ飼育又ハ生繭ノ取扱ヲ爲ス者ニ對シ前項ノ規定ヲ適用セサルコトヲ得

第五條　蠶種製造者タラムトスル者ハ地方長官ノ免許ヲ受クヘシ

第六條　蠶種製造者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ蠶室及蠶具ノ消毒ヲ行フヘシ

第七條　蠶種製造者ハ第十一條第二項及第十二條ノ規定ニ依ル特別蠶種ヨリ產出シタル繭ヲ用ウルニ非サレハ蠶種ヲ製造スルコトヲ得ス

第八條　蠶種製造者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル繭又ハ蛾ヲ以テ蠶種ヲ製造スルコトヲ得ス

一　蠶兒ノ合同シテ作リタル繭

二　繭層片薄ナル繭又ハ形狀不整ナル繭

三　繭層ノ量、繭ノ全量百ニ對シ一化性ニ在リテハ十一、二化性ニ在リテハ八多化性ニ在リテハ七ニ達セサルモノ

四　蠶兒ノ發育不良ニシテ收繭ノ量著シク減少シタルモノ

五　體軀ノ不完全ナル蛾

六　免許ヲ受ケタル蠶種製造者ニ非サル者ノ飼育シタル蠶兒ヨリ產出シタル繭

第九條　蠶種製造者ハ蠶種製造用ノ蠶兒ト同一ノ飼育時期ニ於テ製絲用ノ蠶兒ヲ飼育スルコトヲ得ス

蠶種製造者ハ地方長官ノ許可ヲ受クルニ非サレハ蠶種製造用ノ蠶兒ヲ讓渡シ又ハ讓受クルコトヲ得ス

第十條　蠶種製造者ハ蠶種製造用ノ蠶兒ノ掃立ヨリ蠶種ノ製造ヲ終ル迄他ノ蠶種製造者又ハ養蠶者ト同一ノ建物又ハ蠶具ヲ共用スルコトヲ得ス

第十一條　蠶種製造者ハ收繭後ニ於テ蛹及繭、產卵後ニ於テ越年蠶種ニ在リテハ出殼繭及蛾、不越年蠶種ニ在リテハ出殼繭ニ付檢査ヲ受クヘシ但シ不越年蠶種ニ在リテモ卵ノ檢査ヲ受ケシムルコトヲ得

蠶種製造者ハ蠶種ヲ特別蠶種ト爲サムトスルトキハ之ヲ袋製トシ前項ノ檢査ノ外越年蠶種ニ在リテハ卵及母蛾、不越年蠶種ニ在リテハ母蛾ノ檢査ヲ受クヘシ

第十二條　主務大臣ハ前條ノ規定ニ拘ラス原蠶種製造所、學校、講習所、試驗場等ニ於テ製造シタル蠶種ヲ特別蠶種ト指定スルコトヲ得

第十三條　地方長官ハ第十一條ノ檢査ニ合格シタル蠶種ニハ證印ヲ押捺シ其ノ檢査ニ合格セサル蠶種ハ之ヲ燒棄スヘシ

第十四條　檢査合格ノ證印ナキ蠶種及其ノ蠶兒ハ之ヲ讓渡シ又ハ飼育スルコトヲ得ス但シ第十二條ノ規定ニ依リ指定セラレタル特別蠶種及其ノ蠶兒ヲ讓渡シ若ハ飼育シ又ハ第十七條但書ノ規定ニ依リ移入者ハ輸入シタル蠶種ノ蠶兒ヲ飼育スルコトヲ妨ケス

第十五條　地方長官ハ錯誤ニ依リ又ハ不法ニ押捺セラレタル檢査合格ノ證印ヲ發見シタルトキハ遲滯ナク之ヲ抹消スヘシ

第十六條　蠶種製造者ニ非サル者ハ蠶種ヲ製造スルコトヲ得ス

主務大臣必要ト認ムルトキハ學術研究又ハ自家用ノ爲ニスル蠶種ノ製造及其ノ蠶兒ノ飼育ヲ許可スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法中蠶種製造者ニ關スル規定ノ全部又ハ一部ヲ準用スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ製造シタル蠶種及其ノ蠶兒ハ第十二條ノ規定ニ依リ指定セラレタル特別蠶種及其ノ蠶兒ヲ除クノ外之ヲ讓渡スコトヲ得ス

第十七條　本法ヲ施行セサル地又ハ外國ニ於テ製造シタル蠶種ハ之ヲ移入シ又ハ輸入スルコトヲ得ス但シ學術研究ノ爲主務大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十八條　主務大臣又ハ地方長官必要ト認ムルトキハ原蠶種ノ製造者ハ其ノ讓渡讓受又ハ原蠶種ノ種類ヲ制限スルコトヲ得

地方長官前項ノ制限ヲ爲サムトスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十九條　地方長官ハ蠶種又ハ繭ノ賣買又ハ取引市場ニ關シ取締上必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得

第二十條　蠶種ノ蠶紙ニ關シ取締上必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十一條　蠶種ノ冷藏ヲ業トセムトスル者ハ地方長官ノ免許ヲ受クヘシ

第二十二條　府縣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ第十一條ノ檢査其ノ他蠶病豫防ノ爲必要ナル吏員ヲ置クヘシ

第二十三條　地方長官ハ必要ニ應シ桑園ノ審査及原蠶種ノ選定ヲ行ハシムル爲種繭審査會ヲ設クヘシ

種繭審査會ノ設置、組織、權限及審査選定ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十四條　第五條、第七條、第八條第六號、第十一條及第三十八條乃至第四十一條ノ規定ハ府縣ニ之ヲ適用セス

第二十五條　地方長官必要ト認ムルトキハ野蠶ノ飼育、採種又ハ野蠶生繭ノ取扱ヲ業トスル者ニ第四條第一項ノ規定ヲ準用スルコトヲ得

第二十六條　蠶病豫防事務及種繭審査會ニ關シ必要ナル費用ハ府縣ノ負擔トス

第二十七條　府縣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ蠶種檢査ニ關シ手數料ヲ徵收スヘシ

第二十八條　蠶絲業者ヲ以テ組織スル同業組合聯合會ノ設置ニ付テハ重要物産同業組合法第三條及第四條ノ規定ヲ準用ス

第二十九條　前條ノ同業組合聯合會及一府縣以上ヲ地區トスル蠶絲業者ノ同業組合ニシテ同業組合聯合會ニ加入セサル者ハ相互ノ氣脈ヲ通シ及蠶絲類ノ海外貿易ノ發展其ノ他蠶絲業ノ利益増進ヲ圖ル爲メ全國ヲ地區トシテ蠶絲業同業組合中央會ヲ設置スルコトヲ得

主務大臣必要ト認ムルトキハ前項ニ掲ケタルモノヽ外同業組合聯合會ニ加入セサル蠶絲業者ノ同業組合ニシテ蠶絲業同業組合中央會ニ加入スヘキモノヲ指定スルコトヲ得

第三十條　蠶絲業同業組合中央會ノ設置ヲ發起セムトスル者ハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

前項ノ認可アリタルトキハ發起人ハ同業組合聯合會、一府縣以上ヲ地區トスル同業組合ニシテ同業組合聯合會ニ加入セサル者及前條第二項ノ規定ニ依リ主務大臣ノ指定シタル同業組合三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ創立總會ヲ開キ定款ヲ議定シ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第三十一條　蠶絲業同業組合中央會成立シタルトキハ同業組合聯合會、一府縣以上ヲ地區トスル同業組合ニシテ同業組合聯合會ニ加入セサル者及第二十九條第二項ノ規定ニ依リ主務大臣ノ指定シタル同業組合ハ之ニ加入スヘシ

第三十二條　蠶絲業同業組合中央會ノ會議ハ之ヲ組織スル同業組合聯合會及同業組合ニ於テ同業組合ノ組合員中ヨリ選擧シタル議員ヲ以テ組織スヘシ

主務大臣ハ蠶絲業同業組合中央會ノ議員定數ノ五分ノ一ヲ超エサル特別議員ヲ命スルコトヲ得

第三十三條　蠶絲業同業組合中央會議員ノ定數、歴當及選出方法並役員ノ名稱選任解任及權限ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十四條　重要物産同業組合法第六條、第七條及第十一條乃至第十六條ノ規定ハ蠶絲業同業組合中央會ニ之ヲ準用ス

第三十五條　當該官吏吏員ハ取締上必要ト認ムルトキハ蠶絲業者ノ店舗、倉庫、製造所、飼育場等ニ臨檢シ帳簿其ノ他ノ書類ヲ調査シ又ハ物件ヲ檢査スルコトヲ得

前項ノ臨檢ニ際シ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反スル所爲アリト認ムルトキハ當該官吏吏員ハ犯罪嫌疑者若ハ參考人ヲ尋問シ又ハ犯罪ノ事實ヲ證明スヘキ物件、帳簿、書類等ヲ捜索シ若ハ之カ差押ヲ爲スコトヲ得

前二項ノ場合ニ於テ病毒存在ノ虞アルトキハ必要ナル分量ニ限リ無償ニテ蠶種、蠶兒、繭繊等ヲ收去スルコトヲ得

臨檢、尋問、捜索又ハ差押ニ關シテハ間接國税犯則者處分法ヲ準用ス

第三十六條　當該官吏吏員ハ自己、親族又ハ同居者ニ對シ第十一條ノ檢査ヲ爲スコトヲ得ス

第三十七條　蠶絲業者ノ所爲ニシテ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シ又ハ公益ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ地方長官ハ其ノ業務ヲ停止シ若ハ制限シ又ハ其ノ免許ヲ取消スコトヲ得

前項ノ處分ニ不服アル者ハ訴願ヲ提起スルコトヲ得其ノ違法ニ權利ヲ傷害セラレタリトスル者ハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第三十八條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一　詐欺ノ所爲ヲ以テ第十一條ノ檢査ヲ受ケタル者

二　第十四條又ハ第十七條ノ規定ニ違反シタル者

第三十九條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一　免許ヲ受ケスシテ他人ニ讓渡スノ目的ヲ以テ蠶種ヲ製造シタル者

二　免許ヲ受ケスシテ蠶種冷藏ノ業ヲ爲シタル者

三　第四條第一項又ハ第六條ノ規定ニ違反シタル者

四　第七條、第八條又ハ第十六條第三項ノ規定ニ違反シタル者

第四十條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一　第九條又ハ第十條ノ規定ニ違反シタル者

二　第十六條第一項ノ規定ニ違反シタル者

第四十一條　第三十八條、第三十九條第一號第四號又ハ前條第二號ノ犯罪ニ係ル蠶種、蠶兒又ハ繭ハ之ヲ沒收シ既ニ讓渡シタル場合ニ於テハ其ノ價額ヲ追徵ス

前項ノ蠶種又ハ蠶兒犯人以外ノ者ニ屬スルトキハ行政官廳ノ處分ヲ以テ之ヲ沒收スルコトヲ得

第四十二條　第三十五條ノ規定ニ依ル職務ノ執行ヲ拒ミ若ハ妨ケタル者又ハ臨檢ノ際當該官吏吏員ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虚僞ノ陳述ヲ爲シタル者ハ三百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第四十三條　蠶絲業者未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第四十四條　蠶絲業者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反スル所爲ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

第四十五條　明治三十三年法律第五十二號ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依ル犯罪ニ之ヲ準用ス

第四十六條　本法中府縣ニ關スル規定ハ北海道ニ於テハ北海道地方費ニ之ヲ準用ス

附　則

第四十七條　本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

蠶病豫防法ハ之ヲ廢止ス

第四十八條　本法ハ沖繩縣、小笠原島、伊豆七島其ノ他命令ヲ以テ指定スル地域ニ之ヲ施行セス

第四十九條　蠶病豫防法ニ依ル檢査合格ノ證印ハ之ヲ本法ニ依ル檢査合格ノ證印ト看做ス

第五十條　蠶病豫防法ニ依リ檢査ニ合格シタル原種ハ之ヲ特別蠶種ト看做ス

第五十一條　本法施行前製造シタル自家用蠶種ノ蠶兒ハ本法施行後ト雖之ヲ飼育スルコトヲ得

第五十二條　本法施行ノ際蠶種ノ冷藏ヲ業トスル者ハ命令ノ定ムル期間内免許ヲ受ケスシテ其ノ營業ヲ繼續スルコトヲ得

▲蠶業講習の開始

茨城縣北相馬郡高野村に設置せる大日本蠶業研究會蠶業講習所に於ては生徒を募集し例年の通り、來る三月二十日より學科を開始し講師は常任技師の外東京蠶業講習所教官及び茨城縣技師同縣立農學校教諭同縣農事試驗場技師等數名に依囑し入學者には入所後證全部及び寢具炊消耗品所の負擔として給與する由なれば入學者は單に往復旅費と毎月の小遣錢位を要するの外多くの學資を要せずして半ケ年間の講習を受くることを得べく、又春蠶期のみの講習を受くるの便宜もありといへり。

▲生絲檢査所月報

一月中に於ける生絲檢査所の檢査成績左の如し。

檢査年月	檢査件數 原量	正量	品位	纏綾	計
本月	六六	四,四二一	四,七〇六	一	九,一二七
前月	一五五	五,〇二〇	六,三六六	七	一二,五四六
昨年當月	四四	三,九〇九	四,八〇九	一	八,七三九

正量檢査

檢査件數	總全量	總風袋量	總原量	總無水量	正量
三,三三一件	二八六,八九六斤	五,三四二斤	二八一,五五四斤	二四九,二五三斤	二七六,六七〇斤

含水量百分比例	
平均	一一、四九
最多數	一四、五七
最少數	九、二九

品位檢査

絲別	檢査件數	再繰中切斷數	纎度 平均（デニール）	纎度 細太の差（デニール）	類節 大類（個）	類節 小類（個）	強力及伸度 纎度（デニール）	強力及伸度 強力（グラム）	強力及伸度 伸度（割）
細絲器械	二九	八	10.31	4.85	1	32	10.40	40.3	17.6
中細器械	421	5	13.84	4.43	1	340	13.84	44.0	20.1
座繰捻造	10	6	13.84	4.86	1	159	13.21	51.8	20.4
座繰折返	57	11	13.34	4.81	1	134	13.34	48.3	20.6
太絲器械	2,840	4	14.35	4.79	1	123	14.15	50.3	20.4
座繰捻造	199	3	14.45	4.87	1	205	14.44	51.8	20.6
座繰折返	5	6	14.35	5.20	3	120	14.45	48.8	21.3
特太器械	33	1	18.48	5.56	1	208	18.71	68.2	21.6
特太玉絲	15	9	45.35	14.32	1	—	—	—	—

通　信

特別會員
通信委員　古藤泰助

▲蠶業補助交付

蠶繭統一及蠶種の共同購入蠶室蠶具の共同消毒等を實

行せしむる爲、本年二月蠶種補助費交付規程を定め、郡市町村又は郡市農會に於て養蠶者二十戸以上共同して同一品種の蠶種を購入し貯藏し、稚蠶共同飼育場を設け、蠶業教員の指導より收繭迄、春蠶若くは秋期の一期間教師を招聘し、之が指導により養蠶をなす者に補助したるとき、之に對し補助金を交付することゝし、從來の養蠶共同飼育場補助規程を廢し蠶業補助費豫算二千八百圓を設けり、其の成績は頗好なりと云ふ能はざるも、昨年の稚蠶共同飼育に比較すれば蠶種は普熟、又普、薄茶、大多數にして稍一定に近づきたるものゝ如し。

▲**短期蠶業講習**　短期蠶業講習は從來施行し來り漸く近年に至り殊に秋蠶を發達せしむるの必要倍々急なるを認め、開設を申請するもの多く、昨年中開設したる箇所四十二、講習員二千九百五十七人なり、之を前年に比すれば箇所に於て二講習員に於て百十三人を減じたりと雖も、是は講習の要を認むる者少なきに歪りたるにあらずして、本年八月大洪水の影響にて、一般農家の作業遅れたる爲め年内に開設を希望するもの少なかりしに由る。

▲**桑園增殖獎勵費**　縣桑苗圃事業は前年より繼續し、本年は本苗五十二萬本幷桑實生苗百萬本生産する豫定の處へ幷桑實生苗は豫定以上に生産せるも本苗は昨年八月の大洪水と氣候の故障とに依り、生産高二十五萬七千本餘に減じたり而して生産苗は桑園の水害被害の輕重に依り步合を定め本苗二十三萬千本餘竝桑實生苗十六萬千本餘を交付せり。尙殘苗は四十四年に於て交付の見込なり。

▲**蠶病豫防**　蠶種の製造額は年々增加し、本年の製造原種蛾數七百七十六萬九千餘、製絲用種枚數四萬六千百八十三枚にして、之を前年に比すれば原種に於て百十萬四千蛾餘製絲用種に於て六百五十六枚を增し、隨て臨時蠶病豫防吏員九十名、助手百七十七名の多きを要したるも前年より女子蠶病豫防講習を開設して講習生を養成し、農商務省女子蠶病豫防吏員檢定試驗に合格したる者を採用したるに依り、蠶病豫防費豫算を著た膨脹せしめずして、檢鏡吏員に不足なく、蠶滿に檢查を終了し、成績も亦佳良なるを得たり、又蠶病豫防事務所名出張所は毎續檢查終了後は年々閉鎖し來りしも、前年度は之を閉鎖せず冬季農閑を利用し、育蠶製種及蠶病豫防の智識を啓發するの目的にて、幻燈講話を開催したる例に倣ひ本年も引續き講話を開催せり、其箇所百二十六總講者三萬二十六人の多きに達せり。

文藝

懸賞　俳句
花の本花翁宗匠選

秀逸

海苔操や風な氣遣ふ宿の妻　相摸　春水
野遊や雛子も雲雀も今日の友　羽後　塵春
一と街に日の暮きで接木哉　美濃　天蟲
野遊や山を下りれば日の暮るゝ　相摸　桜他

初午や塒未だ寒き野の社　常陸　竹露
習ふより慣て接木の上手哉　下總　樸居
海苔の香や日和響めく磯歩行　武藏　晴風
蒲英公や世の波風は知らむゝ　宮城　松清
開けゆく御代や桑にも接苗木　羽前　英山
野遊や蛙に戻る夕月夜　西ヶ原　翠
野は靜思ひの燒に遊びけり　下毛　笑岩
接木する手元や蝶に眼かるゝ　讃岐　青梅
伸びる芽に詩ある路の接木哉　甲斐　朝霞
色に香る覗めて海苔の風味哉　武藏　無透
野遊や思案もなくて遠歩行　上毛　良山
海苔魚や汐さし白き夕月夜　美濃　紫峰
野遊や樂み餘る里の春　伊勢　紅綠
野遊や友も雲雀に隔てられ　愛知　江風
初午や人に押さるゝ戸板塀　安房　閑水
蒲英公やよく揃ふたる花の丈　出雲　甫梅
初午に蠶の出來を祈りけり　近江　二水
蒲英公や宿の鑑の出來る里　武藏　閣丘
野遊の心持よき疲れ覺　相摸　糸山

海苔簾桑のむら〳〵闇き月夜哉　備後　千嶺
德な積む家に餘慶な接木哉　甲斐　桜風
野遊や雲雀に近き飛行船　岩代　紆峰
初午や隣から來る筆の友　伊豆　放外
蒲英公や束にえましき黄金色　遠江　星友
野遊や摘籠蓋る絹日和　下毛　昇旭
野遊や酒はなくとも面白き　羽前　豐燕
海苔の香や織く磯家の板疊　下總　村咲
初午や路次も太鼓の氣拍子　岩代　富一
初午や地口行燈の鳥羽繪振り　越前　笹舟
野遊や胸下駄輕き芝生道　信濃　晴山
賴送り取られて伸る接木哉　相摸　花友
蒲英公や著屋になしゝ下駄の旅　甲斐　麟鱗
粗母しう見ゆる接木の學哉　武藏　瑞嘯
野遊や雲雀の下の朝日影　兵庫　靜風
蒲英公や古碑を花を添てさく　播磨　若月
接木する道具の外や煙草盆　宮城　東川
野遊の土産臨しや桑の東　甲斐　綺進
接木する老の手元や覺束な　若松　翠桑

野遊や暗竹籠も手に提て　信濃　恰樂
野遊や日傷しの名は山具之助　伊豆　一笑
優な道て揚まで辭る接木哉　上毛　蓬月
相生の契りも老の接木哉　越中　桑紙
野遊や勒の迫る月に見る　豐後　花童
蒲英公や拓く山畑の會所小間　[illegible]後　花狂
野遊や蠶の事業に餘暇見て　信濃　無杜
野遊や探の鶏生に拾る智恵　甲斐　竹保
蒲英公や朝日うららむ土堤の下　靜岡　冷泉
初午や蘇玉祝ふ内人數　神奈川　孤蝶
野遊や畫に並ふ綿毛乾　出雲　文窓
初午や鐵の蟲たる香鳥居　廣島　梅月
花に實に行末頼むる接木哉　越後　吟月
數町の歩みも嬉し接木養蠶地　中津　石堂
野遊の鄰りも嬉し連りし道　岩代　有嶺
老の身や鋸の接木を眼鏡越し　遠江　葉山
蒲英公や降りたる後の日和鮎　京都　雋浪
小刀に手の冴えゆる接木哉　美濃　官峰
初午や野風に際く五色旗　下毛　隆山
國富ます蠶の接木大樂　甲斐　玉浩
初午や夢を破りし大太鼓　相摸　胡樸
接木する家や梅の樂隱居　常陸　裕

野遊や一と日帆に暇を惜る　備前　渡月
蒲英公や一葉摘み桑へ交りけり　美濃　濤里
初午や牛馬さへも骨休め　宮城　浜野
若苔の香や書院に近き蠶鑑し　島根　岳月
蒲英公な除けて通る蟻の道　甲斐　文友
野遊や知らぬ人と語りあひ　丹後　花外
蒲英公や小路の奥に家一つ　薩摩　雲外
干海苔に立つ陽炎や磯日和　飛驒　蕭風
海苔の香や手際見せる船料理　武藏　秋帆
接木した夜の踏つきや雨の音　近江　白雲
來の世の樂み深き接木哉　愛知　峰東
野遊や被布脫て置く土手の石　甲斐　順風
蒲英公の花に戀や額の雲　三河　東里
蒲英公や吹く風の末た寒き　相摸　桜月
蒲英公や共れ飲たる長提　武藏　臨樺
貯穀法て海苔な送りけり　青森　鵡散
蒲英公や數小牛日照る垣の下　讃岐　鮭友
俱分より樂しみ深き接木哉　羽前　素吟
上手の輕合もせぬ接木哉　上毛　光昇
勤行の衣な脫きて接木哉　豐橋　蓼村
野遊や姉妹の綠しく　名古屋　梅村

蒲英公や未だ春きらぬ野邊の人　信濃　長榮
二水會の口取物や海苔の鉢　中津　水音
野遊や放したやうにたつ小鳥　磐城　桜庭
接木して隣家を植す桑畑哉　下毛　一耕
手加減の桑想に見ゆる接木哉　近江　正風
蒲英公や枝折戸明けて五十歩　安房　孫東
蒲英公や常に見なれぬ人通り　愛知　井古
野遊や風未だ寒き麓道　岩代　冬瓜
野遊や燈りたなびく村はづれ　羽後　椿丘
花にゆく氣力も老の接木哉　甲斐　萬蝶
初午や森の奥にも人の聲　上毛　春醉
茶粘にして鎭まるゝ接木哉　武藏　扶桑
初午や並木はつれの五色旗　愛知　香峯
海苔の香や夕暮ようする垣のそと　美濃　陽寄
海苔の香に春の觸るゝ磯家哉　甲斐　花岳
柿はいつなると見る間く接木哉　信濃　靜友
椿はいつなると見る間く接木哉　武藏　文嶺
野遊や戻りは月に送らるゝ　秋賀　雲閑
野遊の戻りや月に送られて　愛知　東丘
火の消えた煙管嘬て接木哉　秋田　風柳
火の消えた煙管嘬て接木哉　甲斐　大和田

人
蠶に海苔の乾く香する垣根哉　甲斐　峯南

地
靜なる浦の月夜や海苔礎　豐後　琴舎

天
海苔に砂なきもみいつの餘慶哉　相摸　晴嵐

追加
此花や明治以前に接た梅　選者　花翁

懸賞募集　狂句（第三十六回披露）
金坊子選

▲秀逸
蠶時障子に蓉影の影がさし　丹波　千里眼
蠶時教師を氣取る居候　相摸　晴嵐

泣蠶から廻る案内の火の車　同
當蠶成金國の樣に云ひ　愛知　閑水
吹き過ぎて先生袪蝶の尻な割り　埼玉　瑞穗
夫婦喧嘩繭の中に花が咲き　山梨　一笑
世間への手前と姿蠶飼ひ　京都　兎外
桑な振る手付に嫁の約束し　愛知　井古

お蠶が上手で名代嫁なり　豐橋　夢村
嫁は瘦せ蠶と財産日に太り　愛知　江風
繭買に懐出しやばつて天狗面　愛知　令有
當蠶鬼も佛となりかはり　山梨　馴風
新嫁のあはれ蠶の罪を背負ひ　相摸　春水
膠殺の罪評定や蠶して　同

▲人賞
製絲工場は節無の板で張り　甲斐　渡邊大田和

▲地賞
初年から蠶種屋元祖と廣告し　岐阜　丹羽流泉

▲天賞

絲賣つた金子で亭主は管を卷き　美濃　野村天虫

懸賞募集

俚謠 （第三十六回披露）

高橋鬼川選

▲秀逸

花の咲いたは故郷の音信、森の家にも母が封蠶　豐橋　夢村
話しや靄されど工場の規則、月も泣いてか小夜時雨　同
婀娜な立膝火鉢に倚りて、二枚重ねの錦布團　同
嫁や悦べあの振見やれ、孫が嫁女の蠶飼振り　愛知　可祝
鍋の繭見て辛棒しやんせ、浮きつ沈みつ鍋の寫め　東京　根岸
逢えば互に我蠶の自慢、女同志の立ばなし　山形　昌月
頭上げたら蛤桑してよ、私も桑喰ふ虫じやもの　京都　荒浪
工女々々と見下げぬものよ。泥の中にも蓮が咲く　長野　千峰
花の魁ありや梅の花、國の殿あ繭の花　愛知　江風
切れちやならぬと春心こめりや、節もたしない縁の糸　愛知　令有
添ふて悦ぶ間もない別れ、産めば殺さるお蠶の蝶　同
堅い〳〵の名取の繭も、解けりや帶やら羽織やら　三河　東里
昨日歡留多の凱旋勇士、今日は工場で糸を繰る　愛知　閑水
解けて寄り添ふあの糸でさへ、節も出たがる切れもする　熊本　平山
勳章貰ふて新宅建てゝ、お嫁貰ふて蠶飼ひ　和歌山　松山
千里眼さへある世の中に、繭のよしあしなぜ見えぬ　丹波　華僊
繭とり糸とりお金をとつて、可愛い我子の嫁をとる　同
繭の賞與の木杯出して、當り蠶の上簇祝ひ　敦賀　咲女
軒の雫か涙の露か繭をとる手の濡れたのは　西ヶ原　盧生
誰に聞かせる桑摘乙女、細いその聲唄の節　愛知　峠東
變りやせぬかと居氣がもめる、戀ぢやないぞへ糸相場　同

▲五彩

主は寒からうさぞ辛からう、縫つて着せたい此糸で　愛知　豐月
羽二重肌とは花嫁時代、今は綿輪繭の樽　敦賀　咲女
外は木枯更け行く灯、製糸する身の物思ひ　相模　晴嵐
逢ふお宿世か切れたは縁か、會ば離れる糸と糸　西ヶ原　盧生
妾や蠶の芽生や春繭よ、流れる度毎色が增す　相模　花鳥

▲人賞

暮れの山路に鈴の音高い
馬に積んだは繭の山　愛知　高瀬峠東

▲地賞

粋な春風窓から吹いて
亂れそめたよ枠の絲　名古屋　村上喜內

▲天賞

工場歸りの月影寒い
路のほとりに馨る梅　相模　佐々木花鳥

▲選者吟

畑は千町霞に眠る
桑の芽先が青々と　鬼川

◎

紅のてがらがちらりと見えた
工場通ひの蛇の目傘

懸賞募集

一と口噺 （第三十五回披露）

▲秀逸

◎蟻蠶の目方　鳥取　眞田桑蟲

先生『何匁掃立てましたか』生徒『原種一枚』先生『何匁ですか』生徒『先生は原種一枚の目方をお忘れですか』

◎空氣の流通　京都　水野黄鳥

甲『そんなに障子を開けると蠶が縮み上るぜ』乙『でも蠶は空氣の流通が必要だと教師が云つたから』

▲人賞

◎桑の肥料　新潟　江口桑

甲『君は桑園共進會で一等賞をとつたさうだが肥料は何をやりました』乙『まめをやりました』甲『豆の種類は何ですか』乙『左樣、手と足のまめです』

▲地賞

◎蝕齒　京都　足立玄水

教師『そんな硬い桑をやつてはいけません』與太『家の蠶は蟲齒なんか一本もないだ』

▲天賞

◎千里眼　高知　永野天崇

娘『お父さん私は千里眼になりました』父『どうして』娘『蠶の頭が透いて中が見えかゝります』

懸賞募集

寫生文

高橋鬼川選

▲秀逸

◎曉　丹波　宮下花外

不圖目が覺めた火鉢の火が消えて冷たい、柱時計がチクタクと音を立てゝ居る。雪にでもなつたのか裏口の雨戸に物の中る音がする。折から郡是製糸の起床の汽笛がブーと響いた。

◎冬の雨　秋田　東海林鳳柳

冬の雨が三尺も積つた雪の上に靜かに音を立てゝ降る。ふと耳を澄すと水車の音が淋しく聞える。臺所では寂しい糸車の響と、聲枯れた小唄が聞える、煤けた障子はいやに陰氣だ。

◎篠折　丹波　大槻古城

軒の垂氷は日午過ぎても依然其儘である、弟は朝から折つた篠を元氣の好い聲で一ッ二ッと數へて居る、僕は火鉢を抱いて煙草をすつて居ると『おゝ寒む』と言ふやうに、妻は火を持つて來た、丸髷に結つた紅いてがらが美しい

◎待つ間　福知山　田淵丘人

強い木枯が吹き荒む朝、私は曠野の中の一本路に佇んで、彼村から來る友を待つてゐる、幌を下した人力車が過ぎた後から、痩せた野犬が路傍の枯草を嗅ぎながら行く、轍の跡に桑の枯葉が埃に塗れて落ちて居る友は未だ來ぬ。

▲人賞

◎我家の春　丹波　飯田鳳外

前の小川には暖かい春の水が流れて、庭には紅い桃の花が咲いて、樂しい春は我家にも來た、兄は優等で蠶業學校を卒

業する、姉は製絲の教師をして少からぬ金で懐中を肥して歸つて來た、武坊もよく肥つた、我家の春は暖かい。

▲地　賞

◎前途多望　信濃　荻原玉流

遠くは八ケ嶽、近くは大殺山、霞たなびいて夢のやうだ、陽炎燃ゆる畑、雲雀囀る其の下で、紅の襷に白手拭の乙女二人、餘念なく桑に培て居る折々美しい聲で『枯れた振して芽は小さいが、今に葉も出る花も咲く………』、希望に充ちた快樂の天地、萬象前途多望だ。

▲天　賞

◎涙　西ケ原　井上盧生

養蠶の結果、住み慣れた家と屋敷を、今日は人手に渡して立ち退かねばならぬ、父は平氣で險を泣き腫らした母と姉とを叱り飛ばして荷物を取かたづけて居る、日暮には賴んで置いた荷車が三台來た、いざ出發と云ふ時に父の眼にも涙が宿つた。

最近四年間の平均絲價

四十三年	四十二年	四十一年	四十年
八七六円	九二七円	九四五円	一、二五〇円

蠶海涓滴

△聖上内帑　百五十萬圓を下し賜ひ救貧の資と爲せ給ふ聖旨宏遠天體海啻も營ならず國民先づ御徳を語りて喚び六千萬の赤子も恭しく御仁德に泣く。

△南極探險　鵠間南丸ニューダランドに安着更に旅勢を整て南極地に向ひ出發すとの報あり橫原輕く從大隊に十二頭役貝皆健康と日本男子進て成功せよ。

△信州上水　内郡三輪村に宮下太吉と呼ぶ少年あり彼の大逆徒と同姓同名なるより友達集つて面白半分にヤレ爆發彈ヤレ死刑と罵り遂に眞太郎と改名す。

△去二日蠶　絲陸法案帝國議會へ提出せられ忽ち當業者間の問題となり或は反對或は贊成議論百出恰も蝕味方混戰の狀態を爲す知らず法案の運命如何。

△勿論政府　政友會關者の攝手成りて大事小事共に無事通過の今日蠶絲業法案のみ否決の運命に陷るべくもあらず能く營識して立法の精神を貫くか肝要。

△該案實に　蠶業に重大の關係を有するを以て本會去る七日評議員會を開きて互に該案に關する研究と意思の交換を爲したり實に是れ時宜に適切の措置。

△現今蠶絲　業の進步を二十年前に比す上海依然幾太利二倍中清東三倍日本實に四倍の增加されば本邦蠶絲業の前は上海否伊太利否近く廣東に在りとけ。

△伊藤長次　郎の談氏又日今日米國の輸入せる生絲日本四割六分伊國二割五分支那一割七分佛國四分其他八分にして日本は同國の大顧客他と洪に然り。

△橫濱貿易　新報社主催神奈川縣愛甲郡中原の製絲工女慰安會去月廿一二の兩日同地元織物會社内に開き招待の工女一千餘名頗る盛況を極む快心の企畫。

△山梨縣蠶　種同業組合來三月上旬横田東京蠶業講習所夏秋蠶部技師を聘して蠶種製造業に關する講習會を開くと自分天狗を止て就に蠶種の兆技を磨け。

△壯年鄕里　山梨縣に於て製絲業に從ひ大失敗をなし橫濱に駈け落ちして生絲質込問屋を營み遂に大成功を爲したる事業界の奇傑備敬孫に逝く鳴呼人世。

△三井物產　京城支店朝鮮各產地より柞蠶繭百萬個に付一厘二毛の割合にて買收し柞蠶業奬勵に努むと斯くて斯業發展せば之も帝國富源の一とならん。

蠶界小誌（蠶絲業に關する日々の出來事を報々御投稿あれ）

二日　青森縣野邊地町共同飼育者一同より數年來同町養蠶教師として熱心指導の任に當りし野戸司郎氏に大形銀盃に感謝狀を添へ贈呈せり

四日　福島縣五十澤製絲會社第三回記念祝賀會を擧行す

五日　京都府加佐郡蠶絲同業組合にては本日より三週間蠶業女子講習會開催●神奈川縣都筑郡新治村にては露木、岡田兩神奈川縣技手を聘し本日より向五日間蠶業講習會を開く

六日　昨年五月渡歐し各國を漫遊したる神榮株式會社長伊藤長次郎氏は米國を經て本日地洋丸にて歸朝す

七日　國民黨政務調査會にては本日役員會にて來る十日政務調査會を開き蠶種統一案及工場法案に付夫々當局の出席を乞ひ說明を求むる事に決せり

九日　新潟縣立農事講習所製絲部終料にては本日より講習を開始せり

十日　愛知縣蠶業協會にては臨時大會を開き蠶種統一問題に付協議し國立原蠶種製造所を同縣下に設置せられんことを其筋へ建議すべく議決せり●國民黨政務調査會にては本日原蠶種統一に關する調査會を開き下岡農務局長芳賀蠶絲課長出席して其大要を說明せり

十一日　京都府竹野郡蠶絲同業組合にては三岡村京都府廳同井上技手を聘し本日より向十日間蠶業短期講習會を開く●熊本縣にては本日各郡蠶業主任會議を開き蠶營替及び餘桁調査に關する件に付協議す

十二日　熊本縣にては本日も亦引續き蠶業主任會議を開く

十三日　長野縣蠶種同業組合聯合會にては本日より三日間總會を開き四十四年度の豫算及事業を議定し組合長の選擧を爲し中島精一氏當選す

十四日　長崎縣農事試驗場にては同縣蠶業研究生二十名を募集せり

十五日　長野縣生絲組合聯合會にては評議員會並に總會を開き四十四年度の事業計畫同豫算製絲講習會開催の件模範工女表彰の件に付き協議す●島根縣那賀郡にては有志者相集り機械製絲工場設置に關し協議する所あり本日同郡役所に於て委員會を開く

十六日　山梨縣生絲組合總會を開く●愛媛縣喜多郡農會にては下井京都蠶業講習所湯淺技手を聘し本日より五日間蠶業講習會を開く

十七日　高知縣長岡郡蠶業會に於ては總會を兼ね常月技師を聘し蠶業に關する講話會を開く●山形縣南置賜郡蠶絲同業組合總會開會

十八日　本會理事吉池慶正氏は歐洲蠶絲業視察の爲本日正午橫濱解纜の常陸丸にて出發せり●岡山縣蠶絲同業組合にては本年度の計畫に就き評議員會を開く

十九日　香川縣大川郡桑園品評會審査終了出品點數百〇六點なりき

二十日　長崎縣北松浦郡桑園品評會褒賞授與式擧行●長野縣北佐久郡小諸町にて本日より五日間蠶種講習會開會

二十一日　橫濱貿易新報社主催愛甲郡中原の製絲工女慰安會を催す

二十二日　愛媛縣北宇和郡宮須來村にては下井京都蠶業講習所技師を聘し蠶業講話會を開く

二十三日　同八幡濱町郡役所にて同下井技師の講話あり

二十四日　同北宇和郡吉田町にて本日より五日間同下井技師を聘し蠶業講習會を開く

二十五日　長野縣風穴業代議會開會

二十六日　長野縣諏訪郡農會主催養蠶講習會開會●靜岡縣生絲同業組合にては本日評議員會を開き其發展方法等に付き協議せり

二十八日　群馬縣前橋生絲同業組合にては本日組合會を開き議員の選擧を行ひたり

三十日　長野縣上伊那郡朝日村にては本日より二日間蠶營講話會を開く

三十一日　長野縣下伊那郡伊賀良村にては本日より三日間農蠶講話會を開く

新刊紹介

農業簿記　附養蠶業實踐 畜產業實踐　全　大原信久 西澤庄太郎　共著

本書は高等小學校以上の補習學校農學校及蠶業學校の參考書たらしむると同時に一般農業蠶業蠶種製造業牧畜業の主たるべき人々に經營上の成績を整理し結果を一目瞭然たらしむるの目的にて公刊せられたるものなれば蠶絲業家一本を座右に備へて可ならん。（實價一圓二十錢發行所東京市神田區美土代町二ノ一明文堂）

新刊紹介

産業組合要覽

（第七次）

農商務省農務局刊行

本書は地方廳より提出せる産業組合成績報告書に基き調査統計したるものにして數年に關する成績に細大漏さず之を收錄したるものなり、今本書なる一覽するに産業組合法の施行せられたる明治三十三年より明治三十七年に至る間に一ヶ年間の增加數二百四五十乃至三百五六十に過ぎざりしもの、三十七八年戰役以後に倍加して四百三四十より千以上に達し、殊に四十三年は一月一日より六月末日に至る半年間の增加數實に千七十五の多きに達したりといふ、以て産業組合の大勢を察するに足る眞蹟案者宜しく産業組合若しくは之に準ずる小組合を組織し斯道の收獲を達に宜すべきなり。

耕地整理施行地一覽

（第七次）

農商務省農務局刊行

本書は明治三十一年一月十五日舊耕地整理法施行以來現行耕地整理法施行の翌日即ち四十二年十月十五日迄に發起又は施行の認可を受したる耕地整理に就き現況の概況を編纂せられたるものなり農家の一覽を要す（參實品）

重要輸出品一覽

（上中下三冊）

農商務省農務局刊行

本邦には重要輸出品として數へらるゝもの約五十餘種の多きを算せり本書は是等輸出品の悉くに就て産額及種類、品質、産地、飼育戶數、飼育狀況、原料關係、收穫、生産費收益比較、販出價、相場、販出及仕向地、問屋及其他關係、價格及記載し且つ各縣に於ける輸出品の狀況等を詳細に收錄したるを以て意を海外貿易に注ぐ人々の資には好個の參考たるべし（參實品）

皇太子殿下台臨記念帖

全

客年十一月　皇太子殿下愛知縣下御巡視の際合資會社三龜社（行啓ならせられ、戰しく同社工場内の作業狀況を方覽あらせられたる如上の光榮を賜し同社は之を手古の記念として此寫眞帖を作りたるものなり、殿下の御行儀を始め奉り、其他其社内各部の寫眞三十二葉に加へに鮮明にして能く其實景を寫しそ人同社の榮譽を傳はしむるものあり（參實品

文藝（本欄に關する規程は第二百二十六號）を見らるべし

大日本蠶絲會報廣告料

回數	特等	並等
一回乃至（一回ニ付）	一頁 貳拾圓	一頁半 拾貳圓
六回（一回ニ付）	一頁半 拾貳圓	一頁 七圓
七回以上（一回ニ付）	四分ノ一頁 拾圓	四分ノ一頁 五圓
	一頁 六圓	一頁半 拾貳圓
	一頁半 拾貳圓	一頁 七圓
	四分ノ一頁 拾圓	四分ノ一頁 四圓

●會員は右料金の二割引とす●四分の一頁未滿は謝絕す●前金にあらざれは掲載せず●一頁は一行二十七字詰七十二行とす

●本報定價

一冊金拾錢
一ヶ年前金壹圓五拾錢
但會員に限り壹圓五拾錢

明治四十四年二月二十日印刷發行

編輯兼發行人　東京市神田區錦町三丁目十八番地　小池松市

印刷人　東京市神田區淡路町二丁目二番地　島連太郎

印刷所　東京市神田區淡路町二丁目二番地　三秀舍活版所

發行所　東京市神田區錦町三丁目十八番地　大日本蠶絲會（電話本局一四七三番）（振替貯金口座東京二〇六番）

蠶繭
轉
載

EMPIRE DU JAPON

CONDITION DES SOIES DE YOKOHAMA.

MOUVEMENT DU 1er AU 31 Janvier 1911.

Mois et Années.	Conditionnement des soies grèges. Nombre.	Poids net.	Poids conditionné.	Moyenne de la perte en cent.	Passage des soies grèges. Nombre.	Décroissage des soies grèges. Nombre.	Ensuis des soies grèges. Nombre d'épreuves.
		kg.	kg.				
Janvier 1911	3,351	168,092.24	166,001.57	1.73	78	"	3,718
Mois précédent	5,000	264,767.37	262,163.63	1.79	173	7	6,986
Janvier 1910	2,979	155,754.71	153,985.57	1.59	40	1	4,859
Total depuis Janvier, 1911	3,351	168,092.24	166,001.57	1.73	78	"	3,718
" " 1910	2,979	155,754.71	153,985.57	1.59	40	1	4,809
" " 1909	3,519	169,170.65	166,212.73	1.75	8	"	4,116
" " 1908	1,912	90,057.64	88,442.21	1.80	"	"	2,571
" " 1907	2,654	129,462.45	126,439.54	1.65	"	"	1,918
" " 1906	3,314	167,503.00	164,472.85	2.06	"	"	2,406

Le Directeur par Intérim de la Condition des Soies,

N. IMANISHI.

TABLEAU DU MOUVEMENT DES SOIES RÉPARTI PAR JOURS.

DIAGRAM SHOWING DAILY MOVEMENT OF RAW SILK.

Soie. Silk. Maximum du prix. Highest prices.

Jours. Days.	Arrivée. Arrived.	Vendue. Sold.	Renvoyée Sent back.	Exportée. Exported.	Noms des filateurs. Names of filatures.	Prix. Prices.
	Piculs.	*Piculs.*	*Piculs.*	*Piculs.*		*Yen*
1	—	—	—	—	——	—
2	—	—	—	—	——	—
3	—	—	—	—	——	—
4	1260	351	36	688	Kaikokukan	985
5	—	—	—	—	——	—
6	1.101	377	16	—	Fukokukan	1.030
7	227	179	6	—	Kanrasha	1.015
8	—	—	—	520	——	—
9	287	372	9	—	Shimonitasha	1.000
10	263	449	93	373	Shimonitasha	985
11	127	679	16	462	Yajimagumi	1.020
12	146	617	34	—	Chyōseikan	980
13	232	431	7	123	Yanazuseishi	1000
14	113	520	16	185	Igarashiseishi	900
15	—	—	—	—	——	—
16	330	823	12	—	Oguchigumi	990
17	278	659	19	—	Fukokukan	960
18	161	354	41	1.191	——	—
19	194	253	23	—	——	—
20	234	456	18	—	——	—
21	158	293	20	281	Usuisha	960
22	—	—	—	—	——	—
23	340	567	66	—	——	—
24	380	897	59	245	Kojimakan	970
25	236	530	46	280	Oguchigumi	935
26	242	411	51	—	Higamihyōdō	950
27	322	368	41	110	Seiryukan	930
28	148	377	14	—	Kanrasha	960
29	738	—	—	658	——	—
30	—	—	—	—	——	—
31	—	200	47	682	——	—
Total	7.508	10.161	690	5.797	——	—

1 *yen* vaut environ fr. 2.50. 1 Picul = 60 kilg environ.

TABLEAU DU MOUVEMENT DES SOIES RÉPARTI EN DIVERSES INDUSTRIES.

TABLE OF MOVEMENT OF SILK IN DIFFERENT INDUSTRIES.

(Janvier 1911.) (January 1911.)

	Report.	Brought over.	Arrivé. Arrived.	Vendu. Sold.	Exporté. Export.	Renvoyé. Sent. back.	A reporter.	Brought forward.
Filature. Filature.	11.852	*Picul.*	6.531	*Picul.*	9.035	— *Picul.*	528 *Picul.*	8.820 *Picul.*
Zaguri. Reeel.	1.540		898		731	—	102	1.605
Kakoda. Orikayeshi.	917		710		395	—	60	539
Autres. Other.	16		2		—	—	—	18
Total.	14.325		7.508		10.161	5.797	690	10.982
1909.	23.529		7.819		10.628	6.150	927	19.823

MARCHÉ DE YOKOHAMA.

Citons sommairement la situation de notre marché au mois de Janvier dernier.

Par suite de l'inactivité des marchés de l'Europe et de l'Amérique, les affaires ont été très peu importantes déterminées seulement par des besoins immédiats. Les prix ont baissé graduellement, Shinshu Extra No 1 qui avait été de yen 990 l'année dernière, a reculé à 930 yen. Vers le 20 du même mois, on a constaté quelque activité dans les affaires, les prix ayant pu réaliser passagèrement une hausse de 5 yen. Mais par suite de la pauvreté des stocks, les transactions enregistrées ont été insignifiantes. L'accalmie générale a été la note de notre marché de fin du mois.

Les tableaux suivants indiquent d'ailleurs le mouvement de la soie durant la même période.

THE RAW SILK MARKET OF YOKOHAMA.

The condition of the Yokohama raw silk market during January was as follows:

Owing to the decrease of orders from Europe and America, the market was dull, and consequently quotations went down considerably. Shinshu Extra No. 1, which had gone up to 990 yen at the end last year, fell down as low as 930 yen. About the 20th, however, the maket recovered some activity and the prices again went up 5 yen or so. Yet owing perhaps to the dearth of goods of required quality the sale was not as brisk as was expected. Thus the condition of the market at the end of January was, after all, at a low ebb.